

第5次越谷市障がい者計画

令和3年度～7年度(2021年度～2025年度)



令和3年3月
越谷市

はじめに

本市では、平成28年3月に「第4次越谷市障がい者計画」を策定し、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の実現に向け、ライフステージの各段階において、保健・医療・福祉・教育・就労・都市環境など、幅広い分野の障がい福祉施策を推進してまいりました。



近年の障がい福祉を取り巻く環境としては、市民の皆さまの価値観やライフスタイルが多様化する中、障がい者の意識も変化し、地域における自立や社会参加への意識がますます高まってきています。一方で、障がいの重度化、重複化や介護する家族の高齢化等により、生活において複合的な支援を要する状況も増えており、分野横断的な取組みの推進が求められています。

また、国の動きとして、平成30年3月に全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、政府が取り組むべき障がい福祉施策の基本的な方向を定める「第4次障害者基本計画」が策定されました。さらに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が制定されるなど、障がい者の生涯学習の支援に関する法整備が進められています。

このような状況を踏まえ、引き続き、障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、このたび「第5次越谷市障がい者計画」を策定いたしました。今後も、誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご協力をいただきました越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見やご提言をくださいました多くの市民・関係団体の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和3年3月

越谷市長 高橋 努

目 次

第Ⅰ編 計画の基本的な考え方	1
第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	6
第2章 障がい者の現状と計画の課題	7
1 統計データに基づく障がい者の現状	7
2 アンケート調査に基づく障がい者等の現状	15
3 団体意向調査に基づく障がい者等の現状	27
4 課題の整理	30
第3章 計画の基本的な枠組み	40
1 基本理念	40
2 基本的視点	41
3 基本目標	42
4 施策の体系	44
第Ⅱ編 施 策	45
第1章 障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進	47
1 障がいを理由とする差別の解消の推進	49
2 権利擁護の推進	50
3 成年後見制度の充実	51
4 広報・啓発活動の推進	52
5 地域での交流と理解の促進	54
第2章 保健・医療の充実	57
1 疾病の予防と早期発見・早期対応	59
2 地域療育システムの充実	61
3 在宅保健サービスの充実	63
4 障がい者保健・医療体制の充実	64
第3章 地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実	69
1 地域生活支援体制の整備	72
2 生活を支える福祉サービスの充実	75
3 日中活動の場の確保	78
4 住まいの場の充実	79
5 地域での支援体制の充実	80
第4章 教育・育成の充実	83
1 就学前教育・保育の充実	85
2 相談の充実	87
3 学校教育の充実	88

4 課外活動の充実	90
第5章 雇用・就労の確保	93
1 総合的な就労支援の充実.....	95
2 多様な働き方の支援.....	97
3 受注機会の拡大	99
第6章 生涯学習環境の整備・充実	101
1 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進	103
2 文化芸術活動の促進	105
3 多様な社会参加の促進	106
第7章 生活環境の整備・充実	109
1 福祉のまちづくりの推進.....	112
2 道路・交通環境の整備	114
3 外出・移動の支援の充実.....	116
4 情報アクセシビリティの向上.....	118
5 防犯・防災体制の整備	120
第III編 計画の推進に向けて	125
1 計画の推進に向けて	127
2 施策を総合的に展開する推進体制の整備	127
資料編	131
1 計画の策定体制	133
2 越谷市社会福祉審議会	136
3 越谷市障害者地域自立支援協議会.....	142
4 越谷市障がい者計画等策定委員会.....	144
5 アンケート調査等の概要	147
6 パブリックコメントの実施結果の概要（件数等）	149
7 用語解説	150

* 「障害者」、「障害」の表記について

本書では、漢字表記であった「障害者」、「障害」の文字について、法令等に基づくものや固有名詞などを除き、原則として「障がい者」、「障がい」と表記します。

*本書での「障がい者」について

特記しない限り18歳未満の「障がい児」を含むものとします。

第Ⅰ編

計画の基本的な考え方

第1章 計画の策定にあたって

第2章 障がい者の現状と計画の課題

第3章 計画の基本的な枠組み

第1章 計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨

越谷市は、「第4次越谷市障がい者計画〔平成28年度～32年度（2016年度～2020年度）〕」に基づき、障がい福祉施策を推進してきました。

この第4次計画では、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の考え方のもと、自己選択と自己決定により、社会のあらゆる活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合える社会の実現を目指してきました。

国においては、平成30年に「障害者権利条約※1」批准後初めての「障害者基本計画（第4次）」が策定され、共生社会の実現に向けた障がいのある人の自立と社会参加の支援等の施策が推進されています。

また、同年に施行された改正社会福祉法においても、「地域共生社会」の考え方が位置づけられ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指しています。

さらには、障害者文化芸術活動推進法※2や読書バリアフリー法※3の施行など、障がい者の社会参加の促進に係る法整備も進んでいます。

本市においても、これまでの障がい福祉施策の成果を受け継ぎつつ、今後も予想される障がい者数の増加や高齢化に伴う障がいの重度化・重複化、いわゆる「親亡き後」等を見据え、法制度改正などに迅速・的確に対応し、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいや高次脳機能障がいを含む）、難病の方々がともに、地域で分け隔てられることなく、いきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていくための指針として本計画を策定するものです。

※1 障害者権利条約：

21世紀では初の国際人権法に基づくもので、あらゆる障がい者の尊厳と権利を保障するための条約のことをいう。日本国の批准は平成26年1月20日に国際連合事務局から承認された。

※2 障害者文化芸術活動推進法（正式名称「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」）：

平成30年6月13日に公布、施行された法律で、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

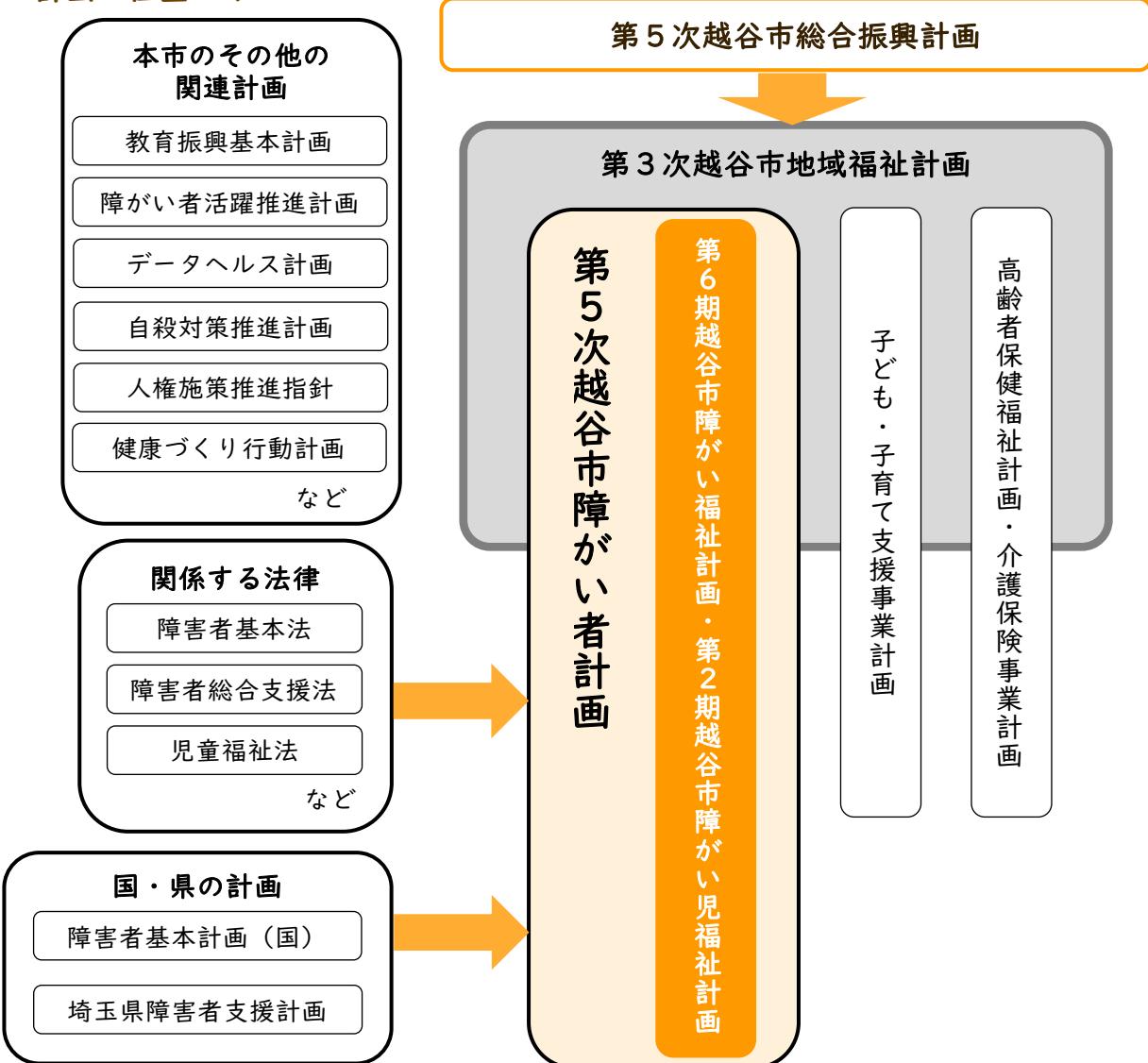
※3 読書バリアフリー法（正式名称「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」）：

令和元年6月28日に施行された法律で、書籍について、視覚による表現の認識が困難な障がい者の読書環境の整備を計画的に推進することを目的としている。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、障害者基本法に基づき、障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく、ともに地域で自分らしく、安心して暮らすためのものであることから、障がい者だけでなく、全ての市民を対象とした市民のための計画です。
- (2) 本計画は、障害者基本法に定める「市町村障害者計画」として策定するものであり、国の「障害者基本計画」、県の「障害者支援計画」を踏まえたものとします。
- (3) 本計画は、本市の最上位計画である「第5次越谷市総合振興計画」と、本市の福祉関連分野の上位計画となった「第3次越谷市地域福祉計画」を踏まえ、本市の障がい者の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする部門別計画として策定するものです。
- (4) 本計画は、障害者総合支援法^{※4}及び児童福祉法に基づき策定する「越谷市障がい福祉計画」及び「越谷市障がい児福祉計画」と整合を図ったものとします。

■計画の位置づけ



～「障がい者計画」と「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の関係～

① 越谷市障がい者計画（本計画）

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障がい者の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする基本的な計画として策定するものです。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画で定めている福祉サービスの提供体制等に関することのみならず、雇用の促進や教育の充実、生活環境の整備など障がい者の福祉に資する幅広い分野の取組みについて定めています。

障がい者計画策定の根拠 ~障害者基本法第十一条より~

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

② 越谷市障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障がい福祉施策のうち、同法に規定されている障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する実施計画として策定するものです。

本市では、障がい福祉計画は障がい児福祉計画と一体のものとして策定しています。

障がい福祉計画策定の根拠 ~障害者総合支援法第八十八条より~

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③ 越谷市障がい児福祉計画

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障がい福祉施策のうち、同法に規定されている障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する実施計画として策定するものです。

本市では、障がい児福祉計画は障がい福祉計画と一体のものとして策定しています。

障がい児福祉計画策定の根拠 ~児童福祉法第三十三条の二十より~

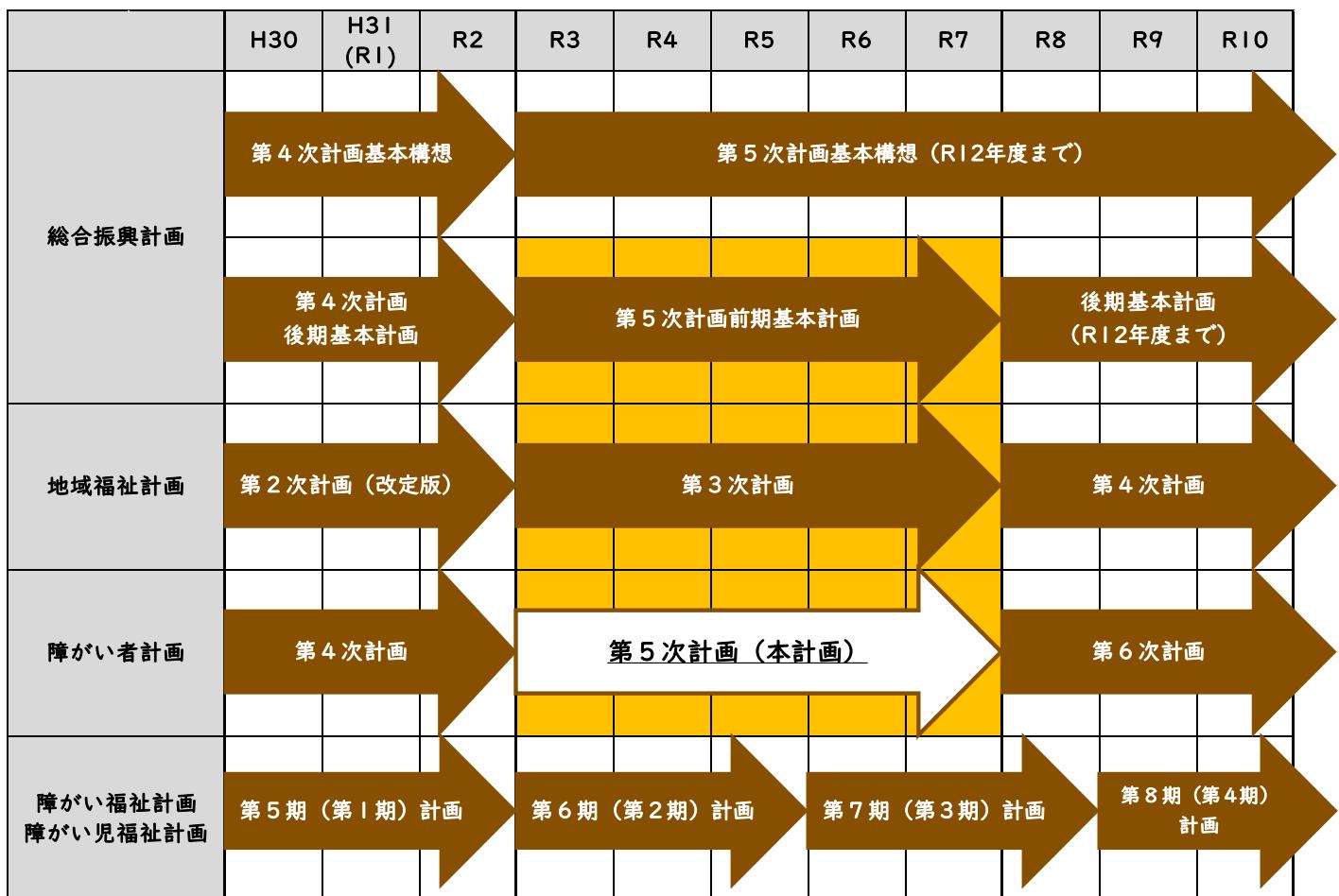
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

※4 障害者総合支援法（正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）：

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念に基づき、福祉サービス等について、一元的に提供する仕組みとして施行されている法律のことを行う。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、国において、大幅な制度改正があった場合は、計画期間内においても必要に応じて見直しを図ることとします。



第2章 障がい者の現状と計画の課題

第I編

第2章

I 統計データに基づく障がい者の現状

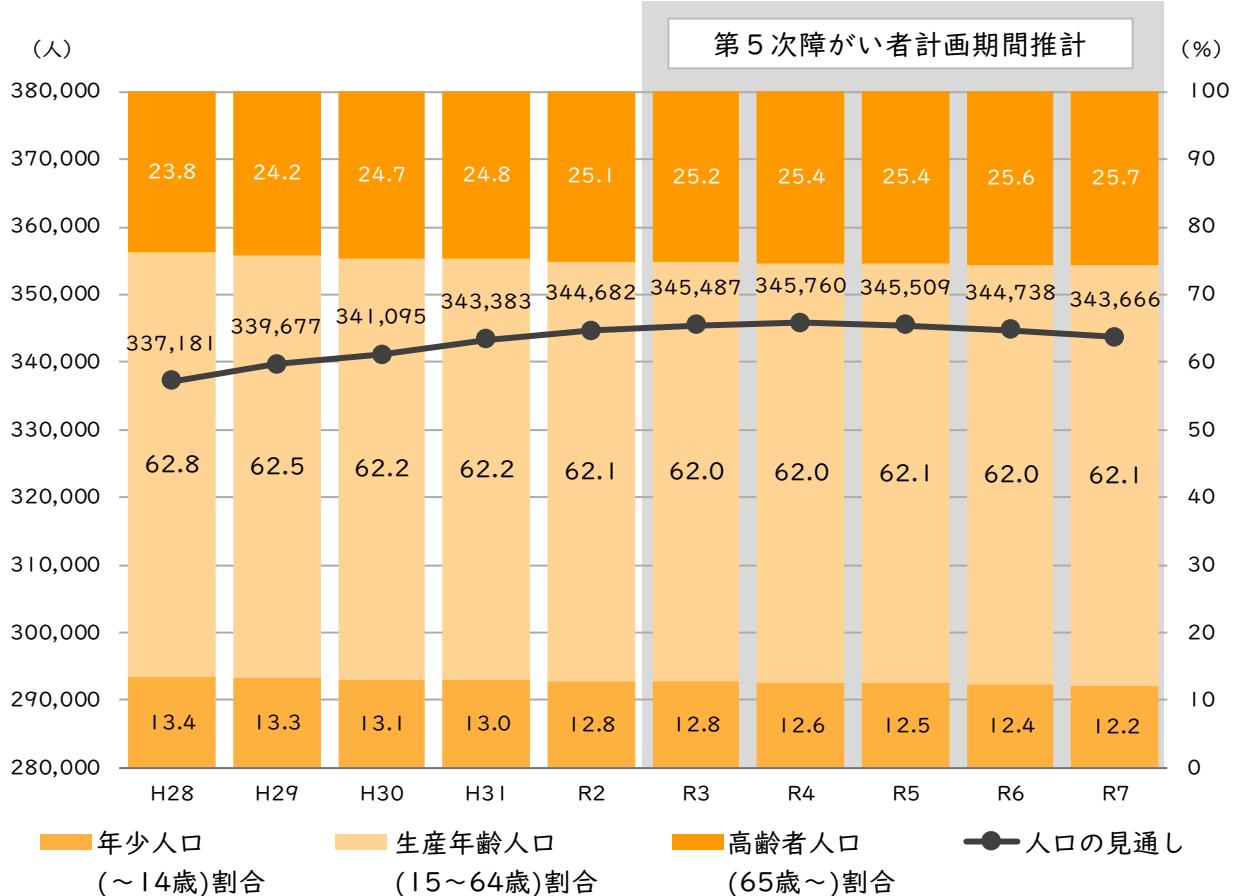
(1) 人口及び世帯の状況

① 人口の状況

本市の総人口は、令和2年4月1日現在で、344,682人となっており、平成28年と比較し増加しています。しかし、本計画期間中に減少傾向に転じる見通しで、令和7年の推計は343,666人となっています。

また、年齢3区分別の構成比は、年少人口の割合は減少、生産年齢人口の割合は横ばい、高齢者人口割合は増加の傾向でそれぞれ推移しており、今後も続していくことが推測されます。

■図I-1 人口及び年齢3区分別構成比の推移（各年4月1日現在）



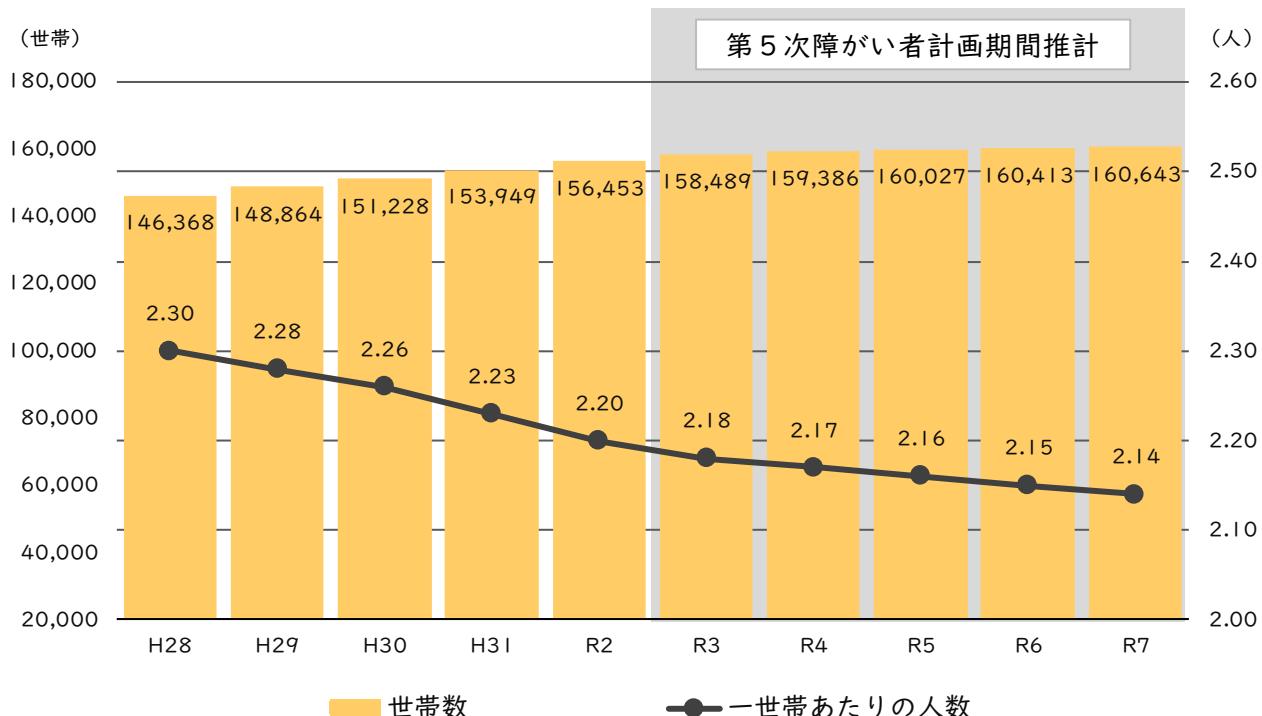
資料：第5次越谷市総合振興計画前期基本計画の将来人口推計を基に作成

② 世帯数及び一世帯あたりの人数の状況

本市の令和2年4月1日現在の世帯数は156,453世帯で、平成28年と比較し増加しております、今後も増加傾向が続いていることが推測されます。

また、一世帯あたりの人数は、核家族化や単身世帯の増加に伴い減少しており、令和2年4月1日現在で2.20人となっています。少子高齢化や核家族化は今後も進んでいくことが推測されており、家族による介護の負担が大きくなることなどが懸念されます。

■図I-2 世帯数及び一世帯あたりの人数の推移（各年4月1日現在）



資料：第5次越谷市総合振興計画前期基本計画の将来人口推計を基に作成

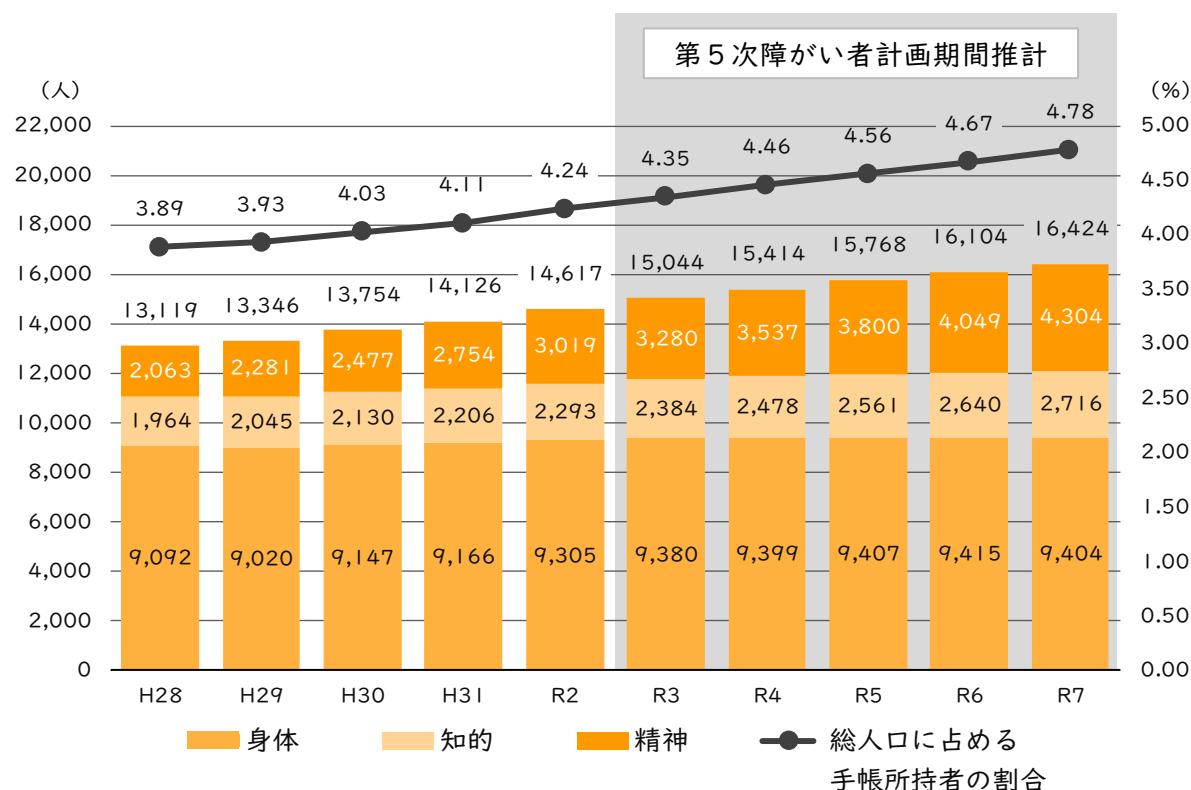
(2) 障がい者の現状

① 障害者手帳所持者数の推移

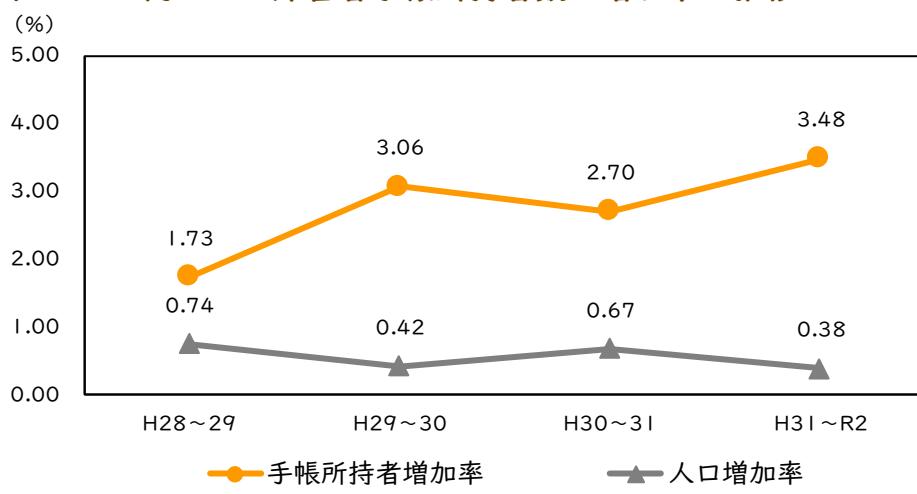
本市の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数は増加しており、令和2年3月31日現在は14,617人で、総人口に占める割合は4.24%となっています。

また、障害者手帳所持者数の増加率は、人口の増加率と比べて大きくなっています。今後も障害者手帳所持者の割合が増加していくことが推測されます。

**図I-3 障害者手帳所持者数及び総人口に占める割合の推移
(各年3月31日現在)**



図I-4 総人口と障害者手帳所持者数の増加率の推移

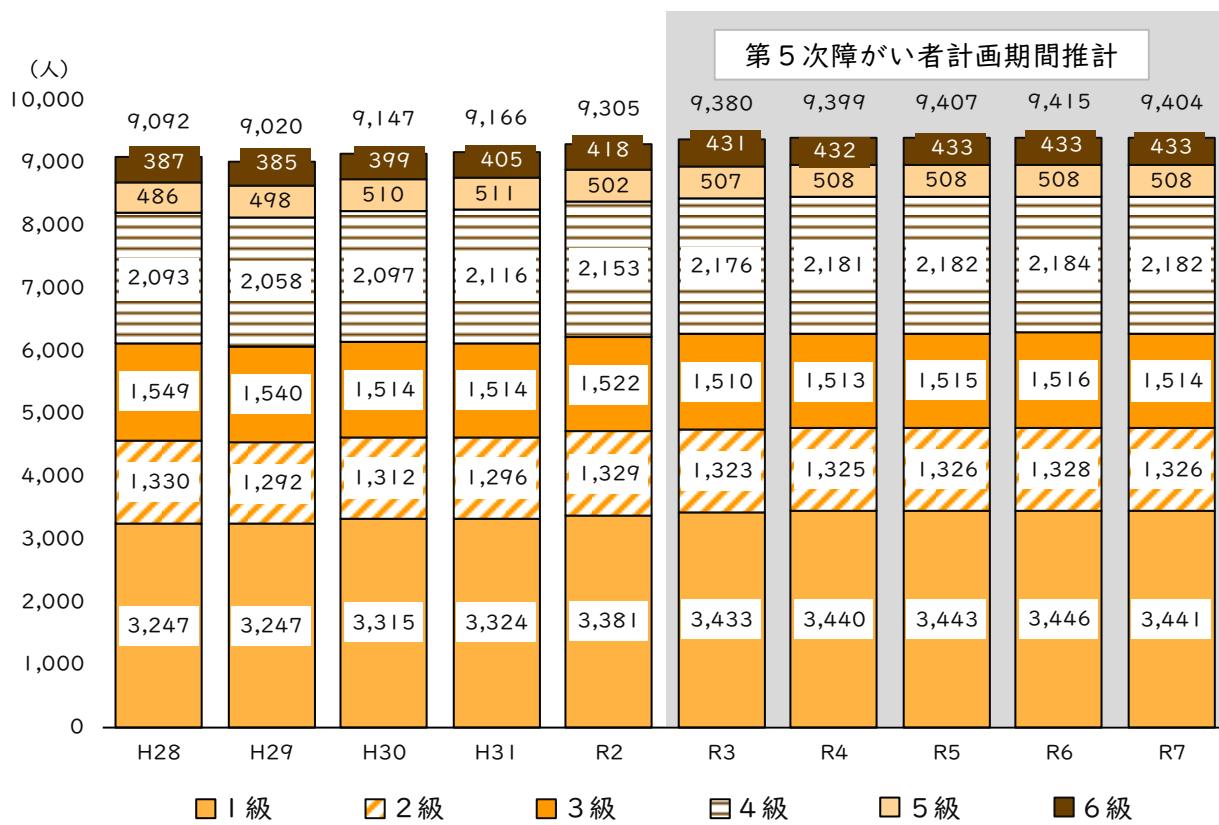


資料：越谷市福祉部障害福祉課

② 身体障がい者の状況

本市の令和2年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数は9,305人で、平成28年と比較し増加しており、今後も微増していくことが推測されます。また、等級別でみると、I級が3,381人と最も多く、次いで4級が多くなっています。

■図Ⅰ-5 等級別の身体障害者手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



■表Ⅰ-1 年齢3区分別の身体障害者手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）

	総数	18歳未満	18~64歳	65歳以上	(人)
H28	9,092	243 (2.7%)	2,584 (28.4%)	6,265 (68.9%)	
H29	9,020	233 (2.6%)	2,504 (27.8%)	6,283 (69.7%)	
H30	9,147	250 (2.7%)	2,464 (26.9%)	6,433 (70.3%)	
H31	9,166	244 (2.7%)	2,462 (26.9%)	6,460 (70.5%)	
R2	9,305	240 (2.6%)	2,484 (26.7%)	6,581 (70.7%)	
推計	R3	9,380	241 (2.6%)	2,465 (26.3%)	6,674 (71.2%)
	R4	9,399	243 (2.6%)	2,445 (26.0%)	6,711 (71.4%)
	R5	9,407	240 (2.6%)	2,434 (25.9%)	6,733 (71.6%)
	R6	9,415	239 (2.5%)	2,413 (25.6%)	6,763 (71.8%)
	R7	9,404	236 (2.5%)	2,398 (25.5%)	6,770 (72.0%)

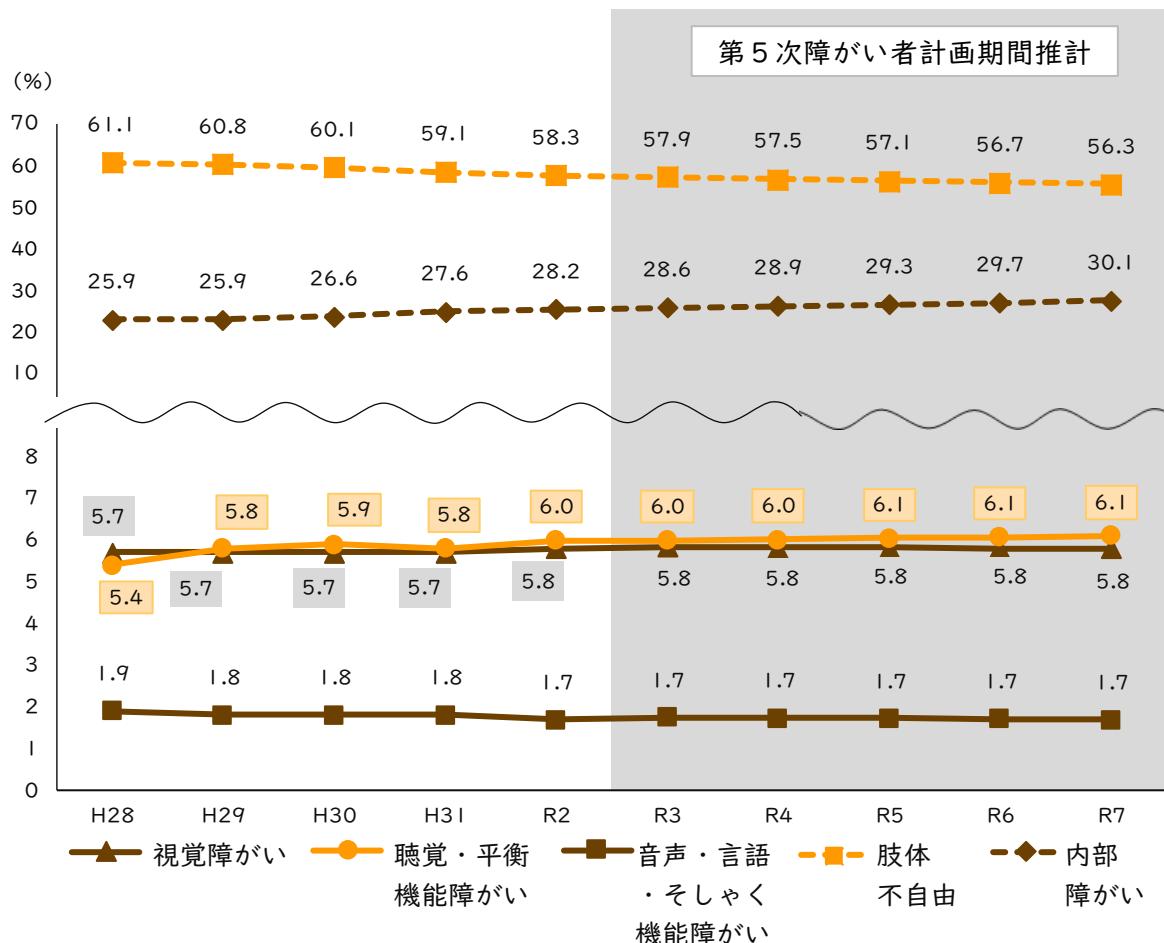
※()内は手帳所持者全体に占める割合です。

※構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

資料：越谷市福祉部障害福祉課

身体障がい者の障がい部位別の構成比は、令和2年3月31日現在で肢体不自由が58.3%と最も高くなっていますが、平成28年からの推移をみると低下傾向にあります。一方で、内部障がいは上昇しており、28.2%となっています。また、他の部位については概ね横ばいとなっており、今後も同様の傾向が続いていくことが推測されます。

■図I-6 身体障害者手帳の障がい部位別の構成比の推移（各年3月31日現在）



■表I-2 身体障害者手帳の障がい部位別の所持者数及び構成比（各年3月31日現在）
(人)

	総数	肢体不自由	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	内部障がい
H28	11,320	6,912 (61.1%)	649 (5.7%)	616 (5.4%)	210 (1.9%)	2,933 (25.9%)
H29	11,635	7,071 (60.8%)	663 (5.7%)	670 (5.8%)	213 (1.8%)	3,018 (25.9%)
H30	11,714	7,038 (60.1%)	671 (5.7%)	686 (5.9%)	208 (1.8%)	3,111 (26.6%)
H31	11,738	6,942 (59.1%)	671 (5.7%)	683 (5.8%)	208 (1.8%)	3,234 (27.6%)
R2	11,974	6,976 (58.3%)	699 (5.8%)	715 (6.0%)	209 (1.7%)	3,375 (28.2%)
R3	12,049	6,973 (57.9%)	703 (5.8%)	722 (6.0%)	210 (1.7%)	3,441 (28.6%)
R4	12,073	6,939 (57.5%)	703 (5.8%)	727 (6.0%)	209 (1.7%)	3,495 (28.9%)
R5	12,083	6,897 (57.1%)	703 (5.8%)	731 (6.1%)	208 (1.7%)	3,544 (29.3%)
R6	12,094	6,856 (56.7%)	702 (5.8%)	735 (6.1%)	207 (1.7%)	3,594 (29.7%)
R7	12,079	6,800 (56.3%)	701 (5.8%)	737 (6.1%)	205 (1.7%)	3,636 (30.1%)

※()内は手帳所持者全体に占める割合です。

※部位別については、重複障がいを個別障がい別に計上しているため手帳所持者数とは差異があります。

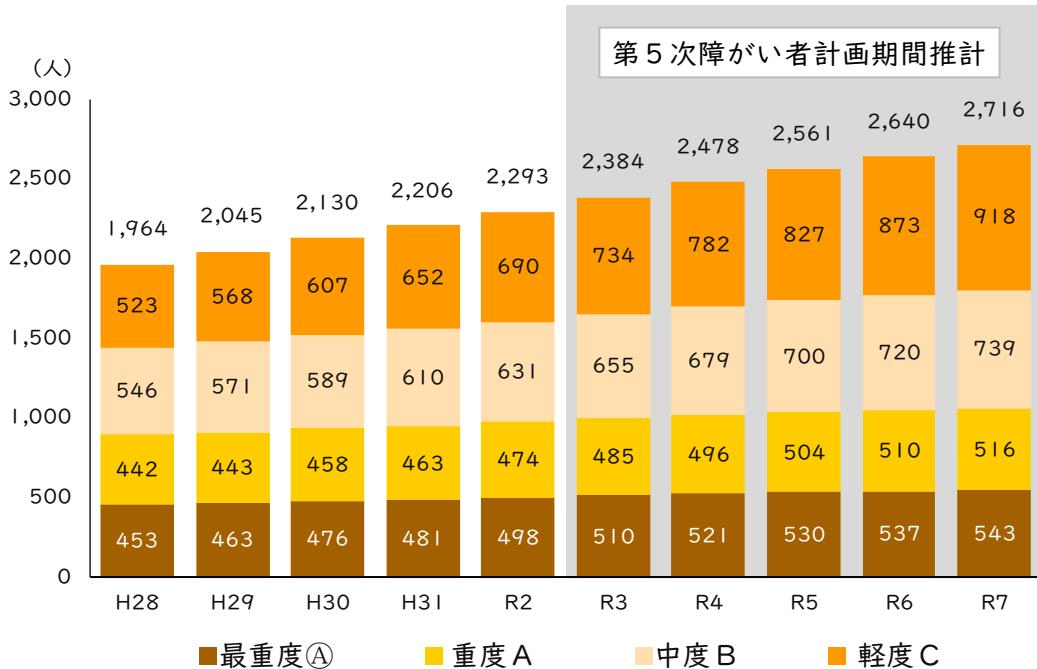
※構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

資料：越谷市福祉部障害福祉課

③ 知的障がい者の状況

本市の令和2年3月31日現在の療育手帳所持者数は2,293人で、平成28年と比較し増加しており、今後も増加していくことが推測されます。また、等級別にみると、軽度Cが690人と最も多く、次いで中度Bが多くなっています。

■図Ⅰ-7 等級別の療育手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



■表Ⅰ-3 年齢区分別の療育手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）

	総数	18歳未満	18~64歳	65歳以上
H28	1,964	671 (34.2%)	1,241 (63.2%)	52 (2.6%)
H29	2,045	693 (33.9%)	1,301 (63.6%)	51 (2.5%)
H30	2,130	708 (33.2%)	1,364 (64.0%)	58 (2.7%)
H31	2,206	732 (33.2%)	1,410 (63.9%)	64 (2.9%)
R2	2,293	758 (33.1%)	1,470 (64.1%)	65 (2.8%)
推計	R3	2,384	790 (33.1%)	1,525 (64.0%)
	R4	2,478	826 (33.3%)	1,579 (63.7%)
	R5	2,561	845 (33.0%)	1,639 (64.0%)
	R6	2,640	867 (32.8%)	1,692 (64.1%)
	R7	2,716	883 (32.5%)	1,748 (64.4%)
				85 (3.1%)

※()内は手帳所持者全体に占める割合です。

※構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

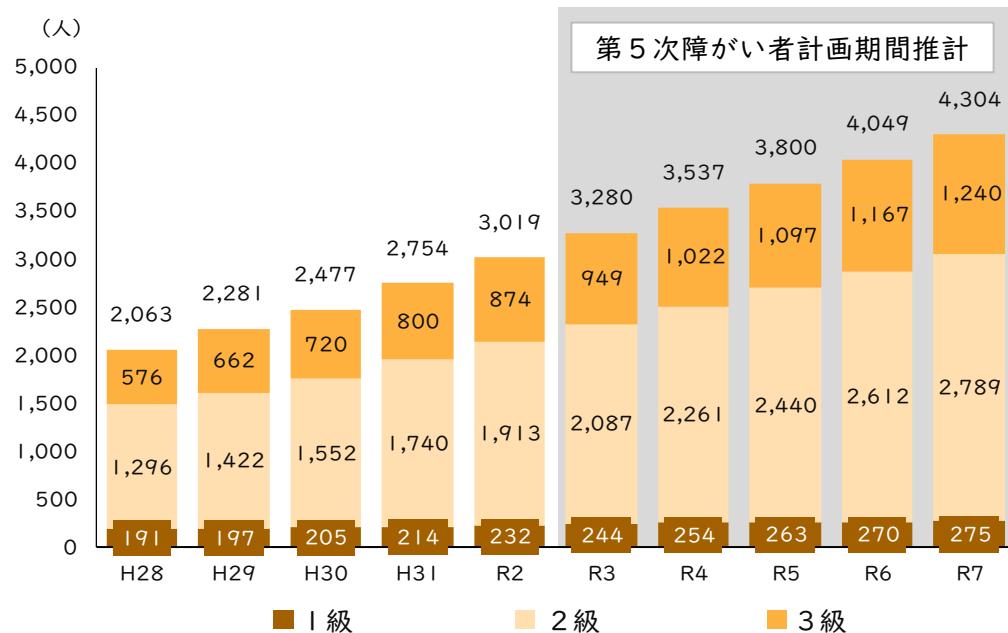
資料：越谷市福祉部障害福祉課

④ 精神障がい者の状況

本市の令和2年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は3,019人で、平成28年と比較し大きく増加しており、今後も増加していくことが推測されます。また、等級別にみると、2級が1,913人と最も多く、次いで3級が多くなっています。

また、自立支援医療（精神通院）制度の利用者数は、令和2年3月31日現在で5,575人となっており、今後も増加していくことが推測されます。

■図I-8 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年3月31日現在)



■表I-4 年齢3区分別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(各年3月31日現在)

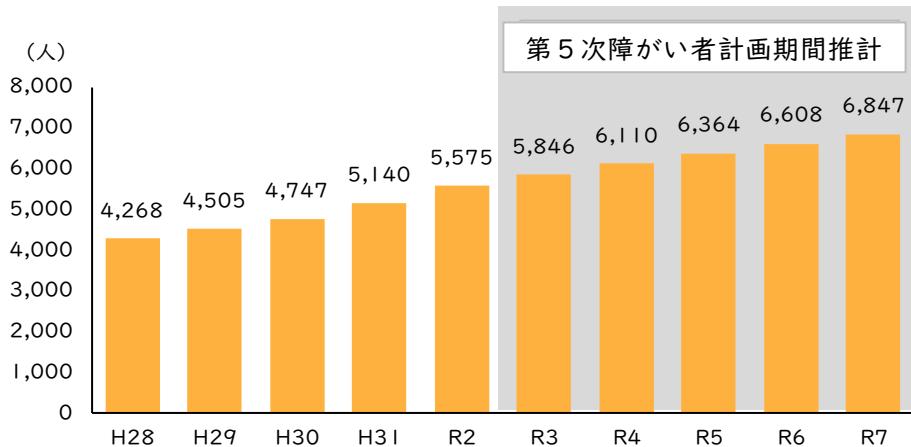
	総数	18歳未満	18~64歳	65歳以上
H28	2,063	54 (2.6%)	1,687 (81.8%)	322 (15.6%)
H29	2,281	66 (2.9%)	1,878 (82.3%)	337 (14.8%)
H30	2,477	69 (2.8%)	2,052 (82.8%)	356 (14.4%)
H31	2,754	78 (2.8%)	2,306 (83.7%)	370 (13.4%)
R2	3,019	95 (3.1%)	2,544 (84.3%)	380 (12.6%)
推計	R3	3,280	108 (3.3%)	2,779 (84.7%)
	R4	3,537	121 (3.4%)	3,012 (85.2%)
	R5	3,800	132 (3.5%)	3,255 (85.7%)
	R6	4,049	143 (3.5%)	3,483 (86.0%)
	R7	4,304	153 (3.6%)	3,719 (86.4%)

※()内は手帳所持者全体に占める割合です。

※構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

資料：越谷市福祉部障害福祉課

■図Ⅰ-9 自立支援医療（精神通院）制度利用者数の推移（各年3月31日現在）

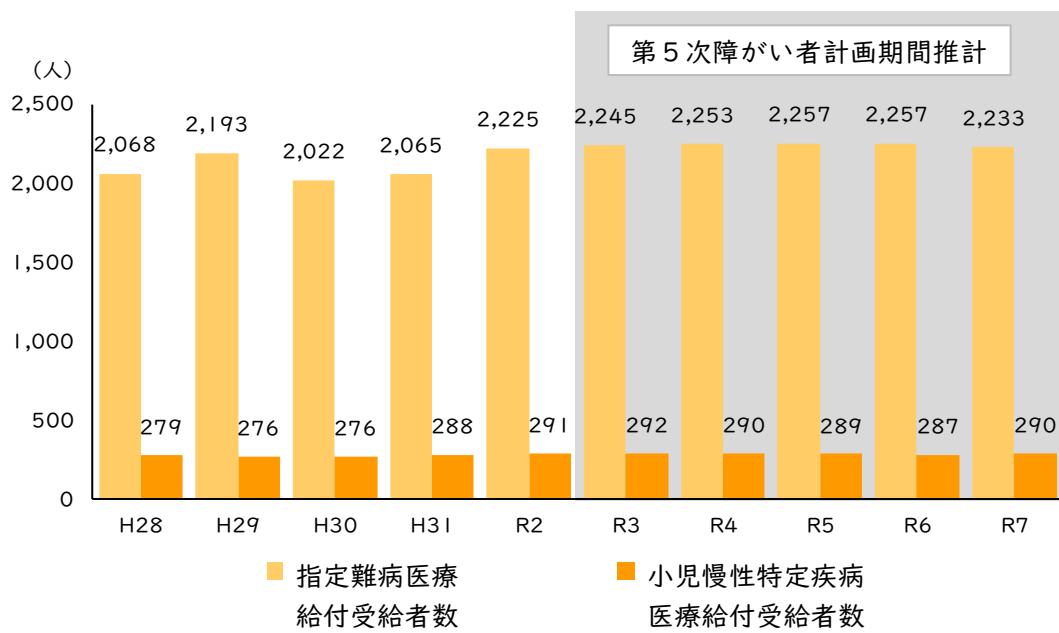


資料：越谷市福祉部障害福祉課

⑤ 難病患者の状況

本市の指定難病医療給付受給者及び小児慢性特定疾病医療給付受給者の合計は、令和2年3月31日現在で、2,516人（指定難病2,225人、小児慢性291人）となっています。概ね横ばいとなっていますが、平成28年と比較し増加しており、今後も同様に推移していくことが予想されます。

■図Ⅰ-10 指定難病医療給付及び小児慢性特定疾病医療給付の受給者数の推移（各年3月31日現在）



資料：越谷市保健所

2 アンケート調査に基づく障がい者等の現状

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

令和3年度を始期とする「第5次越谷市障がい者計画」及び「第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画」の策定にあたり、障がい者・児を取り巻く状況や課題、ニーズなどを把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

② 調査方法と調査期間

調査方法：郵送配布、郵送回収等

調査期間：令和元年11月5日～令和2年1月14日

調査票：③に掲げるア～ケの対象に向けた全9種類の調査票により実施

③ 回収結果

調査区分	配布件数 (件)	回収件数 (件)	回収率 (%)
ア 身体障がい者	1,696	905	53.4
イ 知的障がい者	392	172	43.9
ウ 精神障がい者	506	253	50.0
エ 発達障がい者	121	46	38.0
オ 高次脳機能障がい者	20	6	30.0
カ 難病患者	80	41	51.3
キ その他の市民	2,892	1,117	38.6
ク サービス事業所等	161	66	41.0
ケ 障がい者を雇用している企業	30	20	66.7
合 計	5,898	2,624	44.5

【留意点】

- ※1 次ページ以降に示す集計結果は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- ※2 グラフ及び表中の「n」という表記は、「number of case」の略であり、集計対象者総数または回答者限定設問の限定条件に該当する人数を表しています。
- ※3 全体の数値には性別等の不明分が含まれているため、全体の件数と性別等の合計件数が合わない場合があります。
- ※4 表2-7、2-8は、家庭内で介助している方を調査対象としています。
- ※5 図2-2、2-3、2-5については、平成26年度に実施したアンケート調査の結果と比較しています。

(2) 障がい者に対するアンケート調査結果の概要

① 回答者の年齢

身体障がい者及び難病患者は65歳以上の割合が特に高くなっています。また、知的障がい者は18歳未満及び18~29歳、精神障がい者は40~49歳及び50~59歳、発達障がい者は18歳未満の割合がそれぞれ高くなっています。障がいごとに回答者の年齢層が大きく異なっています。

障がいごとに回答割合の高い年齢層が異なっていることを踏まえ、各世代に応じたアプローチを検討していく必要があります。

■表2-1 回答者の年齢

単位：%

	身体 障がい者 n=905人	知的 障がい者 n=172人	精神 障がい者 n=253人	難病患者 n=41人	発達 障がい者 n=46人	高次脳機能 障がい者 n=6人
18歳未満	5.4	25.6	1.2	7.3	95.7	0.0
18~29歳	2.9	29.1	10.7	7.3	0.0	0.0
30~39歳	3.4	9.3	16.2	0.0	0.0	0.0
40~49歳	5.3	23.3	26.9	12.2	2.2	16.7
50~59歳	9.0	8.1	22.5	9.8	0.0	16.7
60~64歳	5.4	1.2	6.3	4.9	2.2	16.7
65歳以上	64.9	1.2	9.5	53.7	0.0	50.0
不明・無回答	3.8	2.3	6.7	4.9	0.0	0.0

② 同居者

身体障がい者及び難病患者、高次脳機能障がい者は「配偶者（夫・妻）」が最も高くなっています。知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい者は「母」が最も高くなっています。

表2-1から身体障がい者や難病患者は高齢の回答者が多いため、同居の配偶者も同年代であることが推察されます。また、母親についても、近年は就労している方が多いため、介助者への支援が重要となっています。

■表2-2 同居者

単位：%

	身体 障がい者 n=905人	知的 障がい者 n=172人	精神 障がい者 n=253人	難病患者 n=41人	発達 障がい者 n=46人	高次脳機能 障がい者 n=6人
配偶者(夫・妻)	49.6	1.7	18.6	56.1	0.0	66.7
子ども	26.4	1.2	13.0	14.6	0.0	0.0
子どもの配偶者	6.3	0.0	0.4	2.4	0.0	0.0
父	11.3	57.0	30.8	22.0	26.8	0.0
母	14.3	76.2	44.7	22.0	70.7	0.0
祖父母	1.1	8.1	2.4	0.0	2.4	0.0
兄弟・姉妹	8.4	50.6	16.2	14.6	0.0	0.0
その他の親族	1.4	3.5	1.6	0.0	0.0	0.0
友人など家族以外	0.3	0.6	1.2	0.0	0.0	0.0
寮や施設の職員・仲間	5.2	11.6	2.8	0.0	0.0	16.7
ひとり暮らし	13.0	2.9	19.4	17.1	0.0	16.7
その他	2.5	0.6	1.6	0.0	0.0	0.0
不明・無回答	4.1	2.3	8.3	0.0	12.2	0.0

③ 収入について

主な収入は、「自身の年金・手当」もしくは「家族の給与・賃金」が、各障がいで上位となっています。また、「自身の給与・賃金」は、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者で2~3割みられます。

自身の年金や手当、家族の給与・賃金により生活している方が多く、経済的な負担の軽減及び自立に向けた支援を引き続き行っていく必要があります。

■表2-3 主な収入

単位：%

	身体障がい者 n=905人	知的障がい者 n=172人	精神障がい者 n=253人	難病患者 n=41人	発達障がい者 n=46人	高次脳機能障がい者 n=6人
ご自身の年金・手当	66.7	42.4	42.7	48.8	2.2	100.0
家族の給与・賃金	23.4	55.5	33.6	29.3	97.8	0.0
家族の年金・手当	22.5	21.5	30.8	36.6	4.3	16.7
ご自身の給与・賃金	13.7	20.3	28.9	26.8	2.2	16.7
生活保護	4.3	5.8	13.4	2.4	2.2	0.0
事業収入	3.8	1.2	3.2	4.9	0.0	0.0
財産収入	2.7	0.0	2.8	4.9	0.0	0.0
仕送り	0.4	1.2	2.0	0.0	0.0	0.0
その他	1.8	0.6	3.2	4.9	0.0	0.0
不明・無回答	4.1	3.5	8.3	0.0	0.0	0.0

④ 今後の生活の希望

「家族と同居」が各障がいで最も高くなっています。しかし、精神障がい者は「ひとり暮らし」が2割半ば、知的障がい者は「グループホームや生活ホームで一緒に暮らしたい」が1割半ばになるなど、今後の生活について、多様な希望を持っている状況が伺えます。

今後の生活については、家族との同居希望が多いものの、ひとり暮らしやグループホーム等の希望もあり、一人ひとりの希望に沿った生活が実現できるように支援していく必要があります。

■表2-4 今後の生活の希望

単位：%

	身体障がい者 n=905人	知的障がい者 n=172人	精神障がい者 n=253人	難病患者 n=41人	発達障がい者 n=46人	高次脳機能障がい者 n=6人
家族と同居	51.3	42.4	45.1	58.5	52.2	83.3
ひとり暮らし	9.0	6.4	26.1	14.6	6.5	16.7
施設などに入所したい	4.5	6.4	1.2	0.0	0.0	0.0
介助を受けてのひとり暮らし	4.1	1.2	2.8	4.9	2.2	0.0
グループホームや生活ホームで一緒に暮らしたい	2.3	14.5	2.8	2.4	0.0	0.0
仲間・友人などと共同生活	0.8	1.7	1.2	0.0	0.0	0.0
分からぬ	10.9	16.3	11.9	4.9	28.3	0.0
その他	2.4	1.2	1.2	0.0	2.2	0.0
不明・無回答	14.7	9.9	7.9	14.6	8.7	0.0

⑤ 現在の生活で困っていること

「障がいにより人とのコミュニケーションが難しい」が、難病患者を除く各障がいで高い割合となっており、各障がいに配慮したコミュニケーション支援の充実が求められます。また、「十分な収入が得られない」及び「働ける職業が限定される」といった就労に関する項目も、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者で割合が高くなっています。

コミュニケーションに関することや収入・就労に関することなどが、いずれの障がいにおいても高い回答率であることから、個々の障がいの状況に応じた支援の推進を図っていく必要があります。

■表2-5 現在の生活で困っていること

単位：%

	身体 障がい者 n=905人	知的 障がい者 n=172人	精神 障がい者 n=253人	難病患者 n=41人	発達 障がい者 n=46人	高次脳機能 障がい者 n=6人
身の回りの世話や介助をしてくれる人がいない	2.9	1.2	2.0	4.9	0.0	0.0
自立するための住宅（持ち家、借家など）がない	1.8	3.5	7.1	2.4	2.2	0.0
福祉施設の定員がいっぱい入所できない	3.0	5.8	1.2	2.4	2.2	16.7
障がいのない人と一緒の教育機関（幼稚園、小・中・高校、大学、専門学校など）に通えない	1.1	3.5	0.4	0.0	4.3	0.0
障がいのために働けない（職業に就くことができない）	7.6	9.3	26.9	9.8	2.2	16.7
働ける職業が限定される	7.3	14.0	30.0	19.5	0.0	16.7
十分な収入が得られない	13.3	23.8	45.1	14.6	2.2	0.0
医療費負担が家計を圧迫する	12.4	1.2	21.7	19.5	4.3	0.0
医療機関が近くにない	7.5	7.6	6.7	14.6	8.7	16.7
お金がかかるので障がいに合った住宅改修ができない	8.8	2.3	6.7	4.9	0.0	0.0
趣味や生きがいをもてない	8.5	8.7	24.5	4.9	0.0	0.0
バスや鉄道など公共交通機関を利用する際の割引の受け方がわからない	7.0	7.6	12.6	0.0	8.7	0.0
生活をするうえで相談したり必要な情報を得られるところがない	5.9	6.4	13.0	0.0	4.3	16.7
家族以外に生活を楽しむための支援を頼む人がいない	11.7	23.8	17.8	7.3	15.2	0.0
屋外の段差等が危険でひとりで外出できない	11.2	2.3	2.4	4.9	0.0	0.0
屋外で困っていても手を差し伸べてくれる人が少ない	4.6	8.1	9.1	7.3	6.5	0.0
障がいが原因で特別な目で見られる	7.0	22.1	9.9	14.6	13.0	16.7
友人ができない	5.3	13.4	23.7	7.3	10.9	16.7
障がいにより人とのコミュニケーションが難しい	12.7	36.0	29.6	12.2	32.6	66.7
その他	6.2	9.3	4.3	2.4	15.2	33.3
不明・無回答	36.4	23.8	20.6	41.5	28.3	0.0

⑥ 障がい者にとって暮らしやすいまちづくりに向けた重要な施策

「保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実」が、高次脳機能障がい者を除く各障がいにおいて高い割合となり、親亡き後に備えた支援体制の整備が求められています。また、「就労の援助や雇用の促進」は、身体障がい者を除く各障がいで高い割合となっています。

親亡き後に備えた支援体制の整備については、高齢化が進む中で重要性が増しています。また、就労に関することは「表2-5 現在の生活で困っていること」でも高い回答率であり、支援の充実を図っていく必要があります。

■表2-6 障がい者にとって暮らしやすいまちづくりに向けた重要な施策

単位：%

	身体 障がい者 n=905人	知的 障がい者 n=172人	精神 障がい者 n=253人	難病患者 n=41人	発達 障がい者 n=46人	高次脳機能 障がい者 n=6人
障がいの予防・早期発見・保健指導体制の充実	15.6	10.5	24.5	17.1	28.3	16.7
障がい児の療育（発達支援）の充実	9.3	26.7	9.9	17.1	65.2	16.7
特別支援教育など教育体制の充実	7.4	21.5	8.3	7.3	47.8	0.0
居宅介護などの在宅福祉サービスの充実	24.6	7.6	12.6	17.1	2.2	16.7
通所施設の整備や施設運営の改善	14.4	20.9	13.8	4.9	15.2	33.3
入所施設の整備や施設運営の改善	15.1	22.1	6.7	2.4	10.9	0.0
グループホームの整備や施設運営の改善	5.5	25.0	7.9	7.3	2.2	0.0
短期入所（ショートステイ）の整備や施設運営の改善	13.8	14.5	3.2	7.3	2.2	16.7
福祉機器の利用のための助成	14.9	0.6	4.0	7.3	0.0	0.0
医療やリハビリの充実	31.0	9.9	20.2	36.6	8.7	50.0
福祉に関する情報提供や相談の充実	16.4	16.3	20.6	12.2	10.9	16.7
就労の援助や雇用の促進	12.9	26.7	39.5	43.9	32.6	50.0
生涯学習や文化活動の充実	3.0	2.9	6.3	7.3	4.3	0.0
スポーツ・レクリエーション活動の充実	3.5	13.4	7.5	7.3	2.2	0.0
障がいのある人が住みやすい住宅の確保や居住環境の改善・整備	18.3	17.4	20.9	17.1	21.7	0.0
建物や交通機関、道路など障がいのある人に配慮したまちづくりの推進	27.2	9.3	12.6	31.7	13.0	0.0
防災や安全対策など安心して暮らせるまちづくりの推進	19.7	11.0	13.0	14.6	4.3	0.0
保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実	24.2	57.0	40.3	26.8	47.8	0.0
ボランティア活動の推進	3.1	2.9	4.0	7.3	0.0	0.0
障がいに対する理解に向けた啓発や交流の促進	11.6	18.6	23.3	19.5	32.6	16.7
コミュニケーションツールとしてのパソコンやスマートフォンの利用支援	7.2	9.3	16.6	9.8	6.5	0.0
その他	1.8	4.1	3.2	2.4	4.3	0.0
不明・無回答	20.3	13.4	19.8	26.8	15.2	33.3

⑦ 家庭内で介助している方が特に大変であると感じていること

介助をするうえで特に大変なことは、「緊急時の対応」、「外出介助」、「家事一般」及び「本人との意思疎通」が、各障がいにおいて概ね高い割合となっています。

介助をするうえで特に大変なことは、各障がいにおいて共通する項目が多く、日常生活のさまざまな場面で困難を感じている様子がうかがえるため、専門的な知識や技術を要する支援だけでなく、地域住民による支え合いの活動などとも併せて、支援の充実を図っていく必要があります。

■表2-7 介助をするうえで特に大変なこと

単位：%

	身体 障がい者 n=433人	知的 障がい者 n=124人	精神 障がい者 n=110人	難病患者 n=17人	発達 障がい者 n=41人	高次脳機能 障がい者 n=4人
食事の介助	18.9	4.0	0.0	0.0	2.4	0.0
トイレの介助	15.2	9.7	1.8	0.0	4.9	25.0
おむつの交換	14.1	2.4	0.9	5.9	2.4	25.0
入浴の介助	21.9	11.3	7.3	5.9	2.4	25.0
着替えの介助	14.8	4.0	2.7	0.0	2.4	0.0
衛生管理	11.8	9.7	7.3	0.0	4.9	0.0
床ずれ対策	6.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
室内の移動介助	10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
外出介助	28.9	18.5	9.1	23.5	7.3	50.0
リハビリ介助	6.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
夜間の介助	11.5	1.6	1.8	11.8	2.4	0.0
本人との意思疎通	19.4	39.5	14.5	0.0	31.7	25.0
緊急時の対応	30.7	22.6	15.5	11.8	7.3	75.0
本人の行動障がい	7.6	25.0	17.3	5.9	31.7	50.0
家事一般	23.6	24.2	15.5	17.6	19.5	25.0
その他	6.0	8.1	8.2	11.8	26.8	0.0
不明・無回答	28.9	28.2	42.7	47.1	22.0	25.0

⑧ 介助するうえでの悩みや問題

介助するうえでの悩みや問題は、「精神的に疲れる」、「体力的にきつい」、「自分の時間がもてない」及び「他に介助者がいない」が、各障がいにおいて概ね高い割合となっています。

各障がいにおいて、精神的にも肉体的にも疲労を感じている介護者が多いため、不安や負担を抱え込みます、各種支援につなげられるように取り組んでいく必要があります。

■表2-8 介助するうえでの悩みや問題

単位：%

	身体 障がい者 n=433人	知的 障がい者 n=124人	精神 障がい者 n=110人	難病患者 n=17人	発達 障がい者 n=41人	高次脳機能 障がい者 n=4人
自分の時間がもてない	26.8	22.6	18.2	11.8	26.8	50.0
体力的にきつい	32.6	23.4	25.5	5.9	12.2	50.0
精神的に疲れる	38.1	42.7	39.1	5.9	48.8	50.0
他に介助者がいない	24.7	23.4	12.7	5.9	17.1	25.0
経済的な負担が大きい	21.0	13.7	29.1	0.0	17.1	25.0
身近に相談できる人がいない	8.5	12.9	16.4	5.9	4.9	0.0
近くに利用できる福祉施設がない	5.3	10.5	2.7	5.9	4.9	0.0
近くに医療機関がない	5.5	8.1	4.5	5.9	4.9	0.0
歯科診療を受けにくい	7.4	14.5	5.5	5.9	7.3	25.0
特にない	12.5	14.5	10.9	35.3	24.4	0.0
その他	3.9	8.1	1.8	0.0	12.2	0.0
不明・無回答	26.3	18.5	37.3	41.2	4.9	25.0

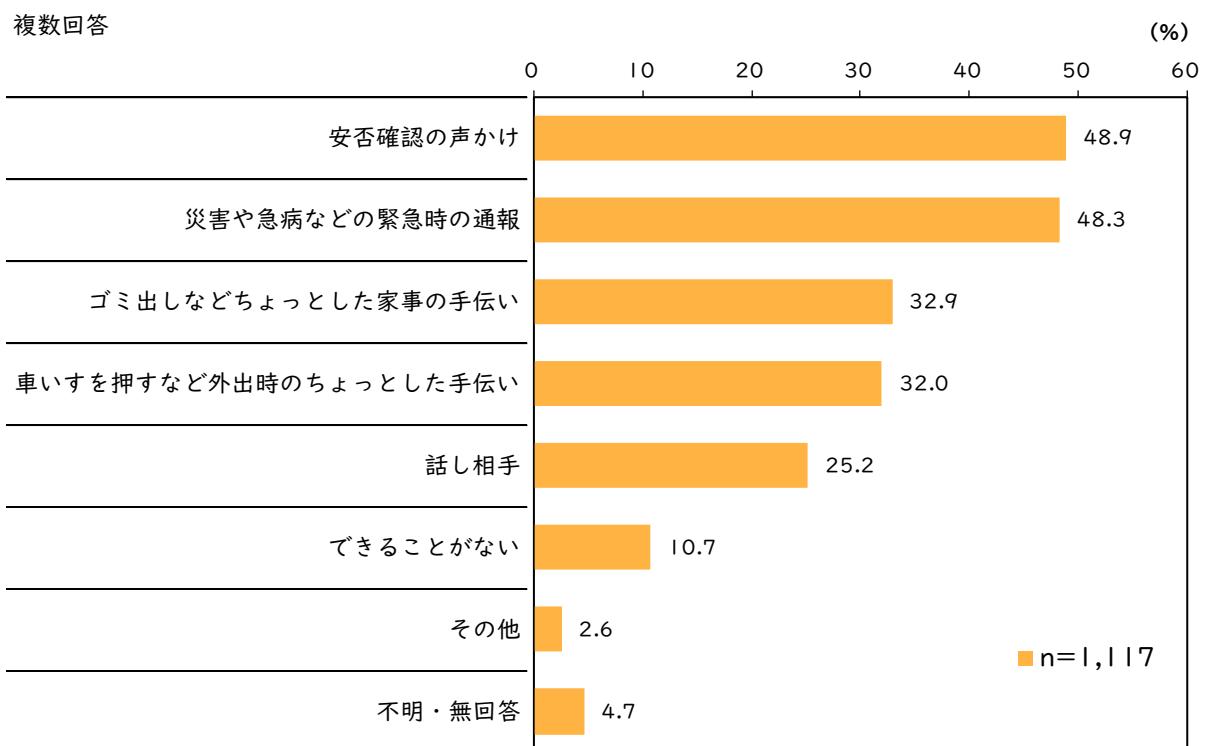
(3) その他の市民に対するアンケート調査結果の概要

① 障がい者等が地域で困っているときにできること

障がい者等が地域で困っているときにできることは、「安否確認の声かけ」及び「災害や急病などの緊急時の通報」が5割程度で高くなっています。

障がい者に対する調査では、コミュニケーションが難しいことや特別な目でみられることが生活における困りごととして多かったため、声かけなど、日ごろから地域との関係づくりが深められるように取り組んでいくことが重要です。

■図2-1 障がい者等が地域で困っている場合にできること



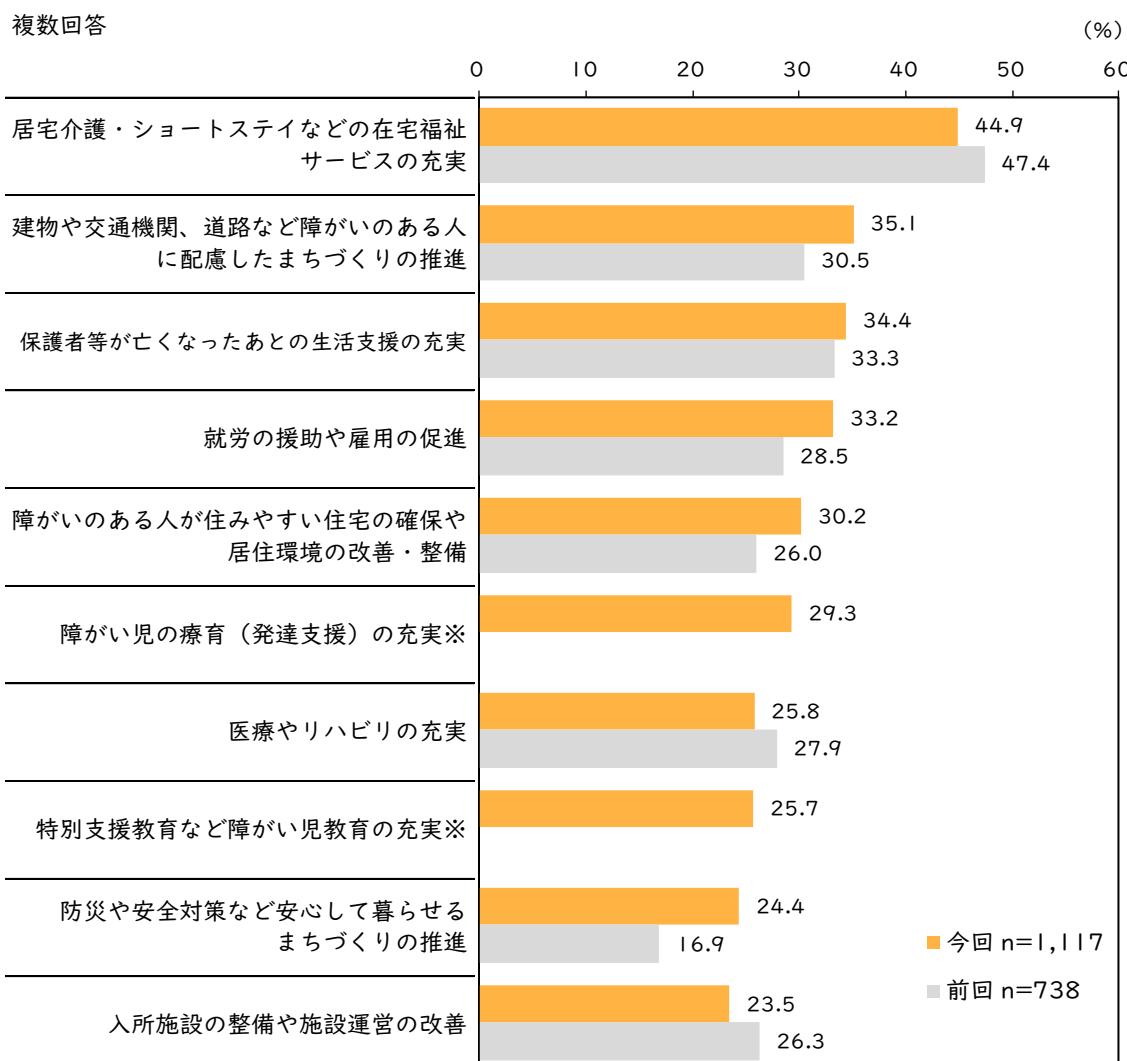
② 障がい者にとって暮らしやすいまちづくりに向けた重要な施策

「居宅介護・ショートステイなどの在宅福祉サービスの充実」が4割半ばと最も高く、「建物や交通機関、道路など障がいのある人に配慮したまちづくりの推進」、「保護者等が亡くなったあとの生活支援の充実」及び「就労の援助や雇用の促進」も3割半ばと高くなっています。

前回調査と比較すると、「建物や交通機関、道路など障がいのある人に配慮したまちづくりの推進」、「就労の援助や雇用の促進」、「障がいのある人が住みやすい住宅の確保や居住環境の改善・整備」及び「防災や安全対策など安心して暮らせるまちづくりの推進」は4～7ポイント程度高くなっています。

前回調査から割合が上昇しているものも多く、市民の障がい福祉施策に対する関心が高まっている様子がうかがえるため、市民の一層の理解と協力が得られるように取り組んでいく必要があります。

■図2-2 障がい者にとって暮らしやすいまちづくりに向けた重要な施策



(4) サービス提供事業者に対するアンケート調査結果の概要

① 事業運営上の課題

事業運営上の課題は、「事務量が多く、職員の負担が大きい」が4割半ばと最も高く、次いで「収入が少なく、運営が厳しい」が3割半ばとなっています。「収入は増加（安定）しているが、配置すべき人材が確保できない」は約3割と前回よりも低下しています。

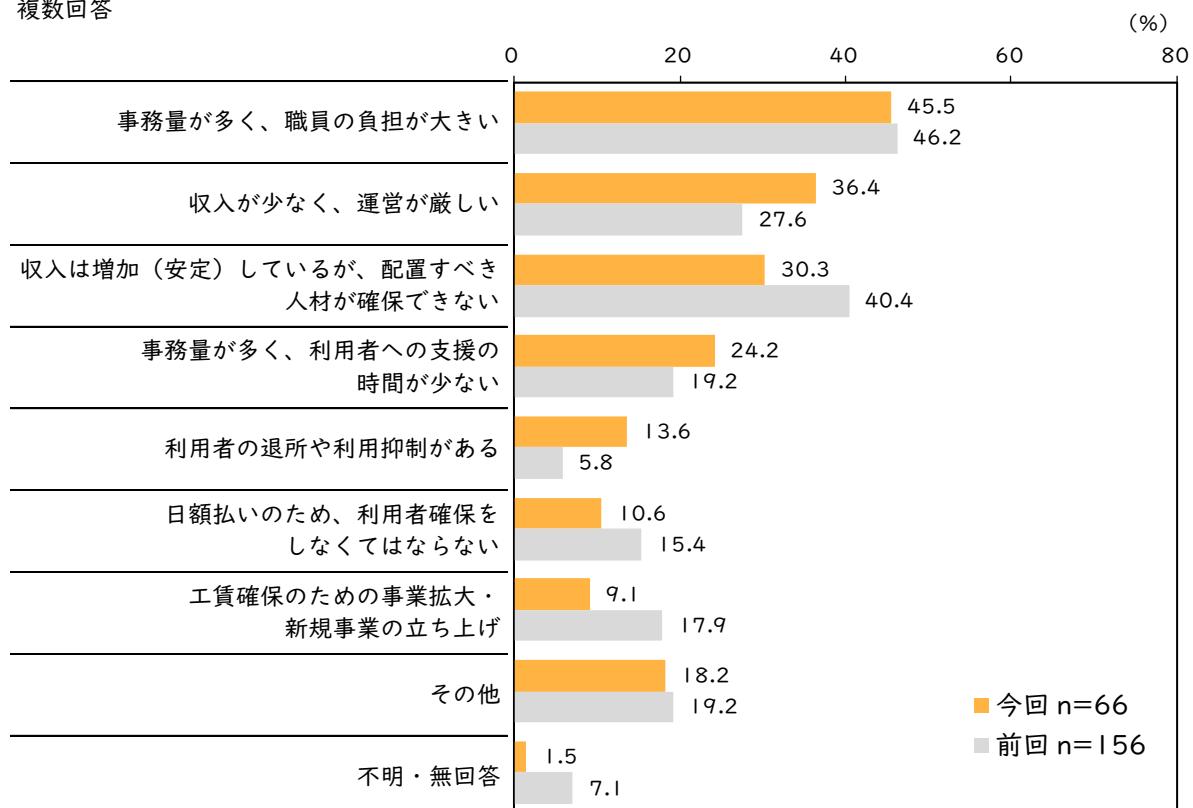
職員の過不足状況については、「不足している」と「やや不足している」を合わせると、6割強となっています。

前回調査と比較すると、「収入が少なく、運営が厳しい」、「利用者の退所や利用抑制がある」及び「事務量が多く、利用者への支援の時間が少ない」の割合が上昇しており、事業者と連携し、改善を図る必要があります。

人材不足も深刻な課題となっているため、事業者や教育機関等と連携して、人材の確保、養成に向けた取組みを推進していく必要があります。

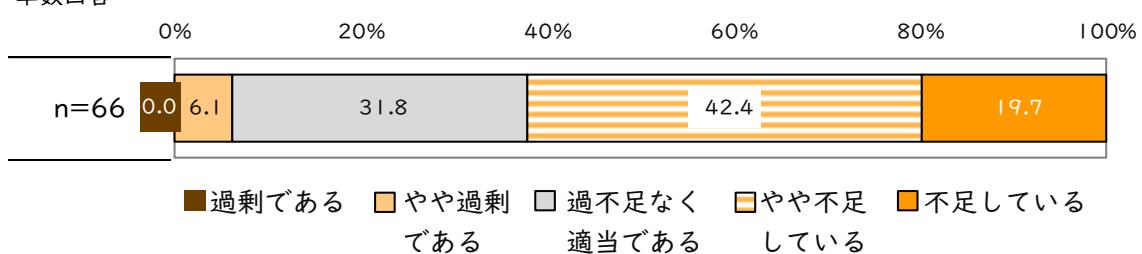
■図2-3 事業運営上の課題

複数回答



■図2-4 職員の過不足状況

単数回答

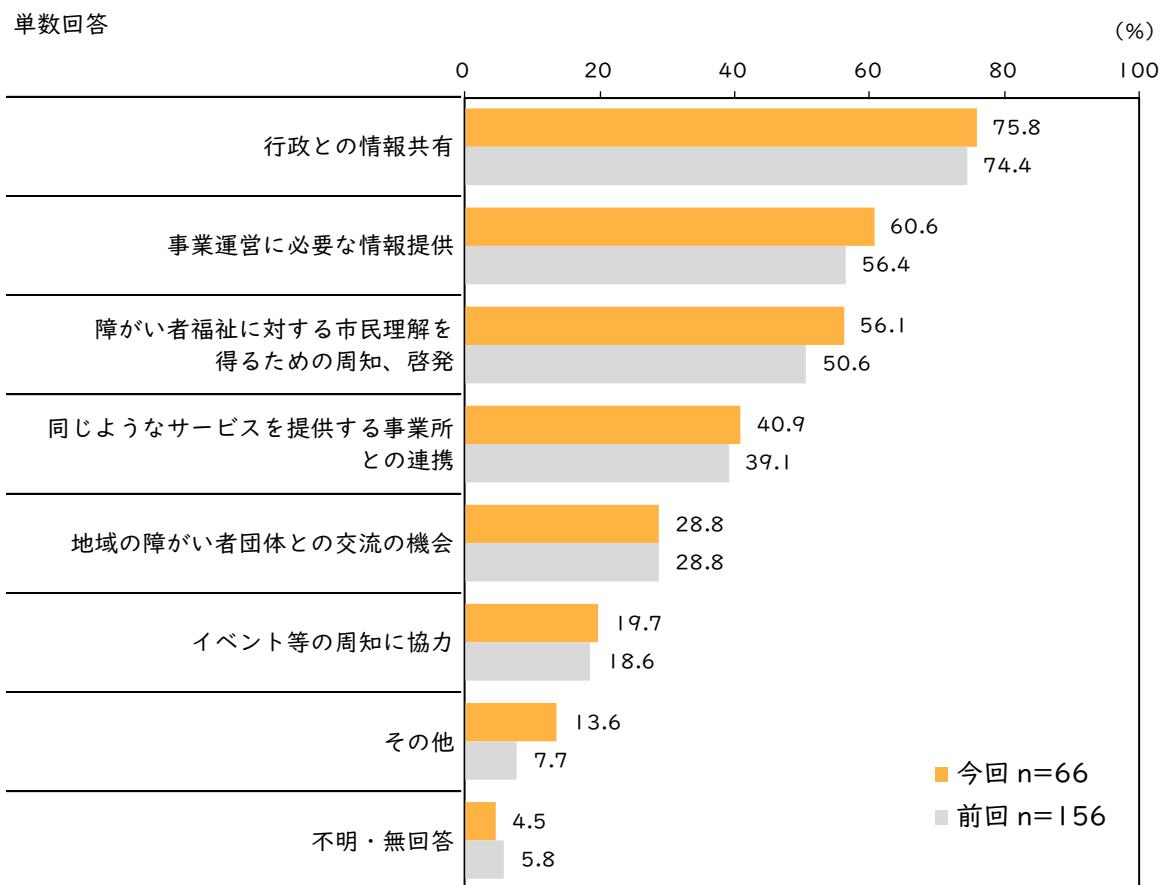


② サービスの提供にあたって市に望むこと

サービスの提供にあたって市に望むことは、「行政との情報共有」が7割半ばと最も高く、次の「事業運営に必要な情報提供」は前回調査よりも4.2ポイント上昇して約6割となっています。

障がい福祉施策の推進にあたっては事業者との連携は欠かせないため、連携強化や情報の共有を進めていく必要があります。「障がい福祉に対する市民の理解を得るための周知、啓発」は市民への調査においても高かったため、さらなる周知、啓発活動に取り組んでいく必要があります。

■図2-5 障がい者等にとって暮らしやすいまちづくりに向けた重要な施策



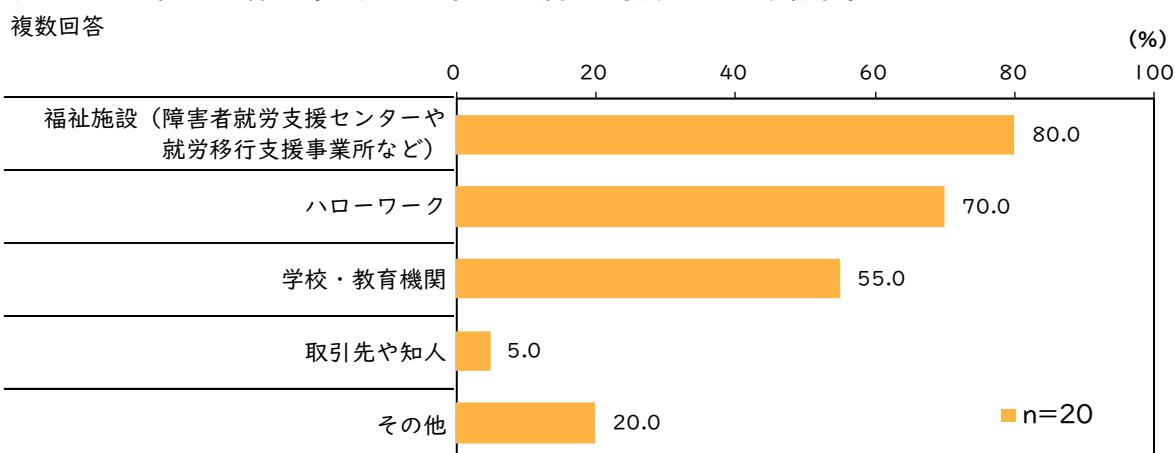
(5) 障がい者を雇用している企業に対するアンケート調査結果

① 障がい者を雇用する際に相談や連携をした機関等

企業が障がい者雇用に取り組む際に相談や連携をした機関は、「福祉施設（障害者就労支援センターや就労移行支援事業所など）」の回答が8割と最も高く、次いで、「ハローワーク」が7割となっています。

企業が障がい者の雇用を推進するにあたっては、障害者就労支援センター及び就労移行支援事業所等からの福祉的な支援を求めているため、支援の充実を一層図る必要があります。

■図2-6 障がい者を雇用する際に相談や連携をした機関等

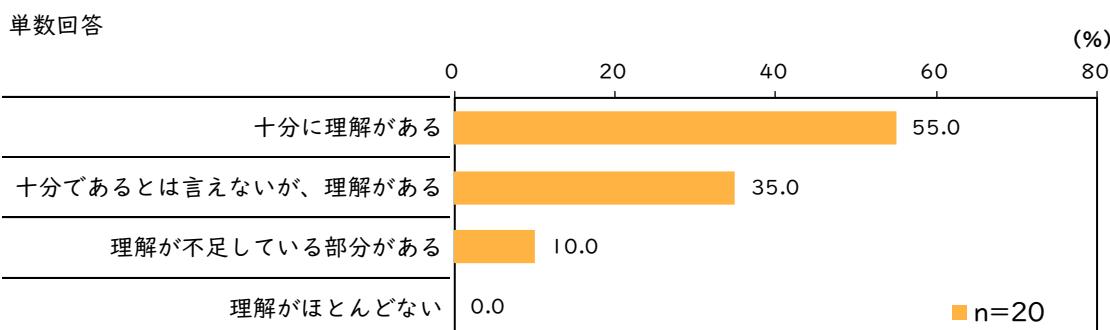


② 職場における障がい者雇用に対する理解

職場における障がい者雇用に対する理解は、「十分に理解がある」の回答が5割半ばと最も高くなっています。次いで、「十分であるとは言えないが、理解がある」が3割半ば、「理解が不足している部分がある」が1割となっています。

障がい者が働く職場内の理解が進んでいる一方で、不足しているところも一定割合あることから、引き続き障害者就労支援センターでの職場定着支援等をとおして、理解を促進する必要があります。

■図2-7 職場における障がい者雇用に対する理解



3 団体意向調査に基づく障がい者等の現状

(1) 団体意向調査の概要

障がい者団体等の活動状況及びニーズの把握するため、越谷市障害者福祉センターこばと館の登録団体等（45団体）へ自由記述を中心の調査票を送付し、28団体から回答がありました。そのうち希望のあった8団体にはヒアリング調査を実施しました。

(2) 調査票による調査結果の概要

① 団体活動等への理解と支援について

障がい者団体と関係機関のつながりだけではなく、行政機関との連携、情報共有の強化を図るなど団体活動等への理解や活動に対する支援が求められています。

主な意見

- 行政機関との連絡調整や情報交換、情報共有を行うことで、団体活動をより充実することができる。
- さまざまな分野との連携を図り、個人の生活の質を高めていく取組みを進めてもらいたい。
- 活動しやすい環境整備と団体活動の場の提供など、一層の支援をいただきたい。
- 積極的な取組みを進めている民間事業者もあることから、それらの事業者を活用していくことも必要ではないか。
- 地域包括支援センターとの連携を図り、障がい者及びその家族の見守りを今以上に推進してもらいたい。

② 障がい者理解への取組みについて

地域共生社会の実現に向け、各種施策の実施に向けた体制整備と障がい者理解を深めるための広報・啓発活動等に積極的に取り組んでいくことが求められています。

主な意見

- 障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶことのできる教育環境の整備を進めてもらいたい。
- 団体活動で、市内の小中学校などで福祉授業の一環として体験学習を実施している。公共の場でも点字ブロックをはじめ、多くの点字表示が見られる。子どもたちだけでなく、大人が点字を学ぶ機会があってもよいのではないか。行政機関や他の関係機関において、そのような機会の提供を行ってもらいたい。
- 早期療育につながるような、情報提供と支援を充実してもらいたい。

(3) ヒアリング調査結果の概要

① 障がい福祉施策に取り組む市の体制について

平成27年に中核市となったことから、さまざまな分野と連携した横断的な施策の展開が求められています。

主な意見

- 中核市ならではの行政の体制を検討してもらいたい。
- 児童福祉、障がい福祉、高齢者福祉という分野別の支援ではなく、横断的な支援のあり方や取組みが必要ではないか。
- 県リハビリテーションセンターや、県立大等の他機関との連携をとおして支援の仕組みを構築できるようにしてもらいたい。
- 専門知識のある団体やさまざまな機関と役割分担をしながら、支援体制の整備を進めてもらいたい。

② 地域共生について

地域共生社会が実体の伴ったものとなるように、地域で交流する機会の充実や広報・啓発活動等に積極的に取り組んでいくことが求められています。

主な意見

- 地域共生社会の実現には、ふれあう機会の場を広げていくことが大切なので、公共施設のスペースの活用や、イベントの開催方法などの見直しが必要ではないか。
- より多くの市民の方に地域共生社会を理解してもらえるよう、行政においても、より積極的に周知する取組みを進めてもらいたい。

③ 人材不足について

サービス事業者へのアンケート調査でも人材不足の現状がうかがえましたが、ヒアリング調査においても、人材不足に関する意見がみられます。

主な意見

- ハローワークや福祉人材バンクに問い合わせても人材の確保ができない。人材不足は深刻な状況となっている。
- 同行援護などサービスを担う人材が不足しているため、希望どおりにサービスを利用できない。

④ 障がい児支援のあり方について

事業者のサービスの質の確保や、子どもを預ける時間が長くなることからくる家庭での療育等の課題に対して指摘がありました。また、放課後等デイサービス等の児童福祉法のサービスから生活介護等の障害者総合支援法のサービスに移行した場合のことを心配する意見がみられます。

主な意見

- 提供される療育について、支援の質の観点から事業者間でサービスの差が生じてきている。
- 家庭で子どもと過ごす時間が短くなったため、保護者が子どもの障がいにどのように対応してよいかわからずに事業所へ連絡してくるケースなども生じている。
- 生活介護に移行した場合、放課後等デイサービスと比べ、支援の終了時間が早いため、それまでのよう長い時間預けられなくなる。
- 保護者が子どもの養育について相談するケースもみられ、障がい児を受け入れるグループホームの希望もあるため、未成年の後見も考えていく必要があると思う。

⑤ 手話の普及について

越谷市手話言語条例の周知や手話の普及が進んでいない現状への指摘など、コミュニケーション支援の充実を求める意見がみられます。

主な意見

- 手話言語条例の周知を積極的に進め、多くの市民の方に理解されるような取組みを進めてもらいたい。
- 要約筆記や筆談、タブレットの活用など、障害者差別解消法の趣旨も踏まえて、コミュニケーション支援体制の充実を図ってもらいたい。
- 各種施設や窓口において、手話でのコミュニケーションが可能となるように取組みを進めてもらいたい。

⑥ 生活環境におけるバリアフリーや合理的配慮について

歩道での駐輪や車止めのポールなどで視覚障がい者等が、さまざまな危険に遭遇している現状や、公共施設等における合理的配慮の不足などを指摘する意見がありました。

主な意見

- 歩道の鉄柱が危ない。わかりやすく目立つ色にしてほしい。
- 点字ブロックの上にとめている自転車が多い。
- 手話通訳者の配置や派遣など、当事者の視点に立った合理的配慮に係る取組みをより一層進めてもらいたい。

4 課題の整理

前計画の振り返りを兼ねた障がい者を取り巻く現状と課題の整理は次ページ以降のとおりです。なお、前計画での8つの基本方針と施策の推進体制について、「第4次計画期間での市の主な取組み」として前計画期間における市の取組みと総括を、「アンケート調査の結果」及び「団体意向調査での意見」として令和元年度に実施した意向調査の結果から読みとれるニーズ等をまとめています。

また、「アンケート調査の結果」欄の〔 〕の表記は、その結果がみられた調査の区分を表しています。

※ [障がい者] …障がい者（18歳未満の障がい児も含む）

[障がい児] …上記のうち障がい児（主に介助者の代筆）

[市民] …その他市民

[事業者] …福祉サービスを提供する事業者

[企業] …障がい者を雇用する民間企業

I 広報・啓発の推進

第I編

第
2
章

第4次計画期間での市の主な取組み

- 障がいに対する正しい理解を促進するための広報・啓発活動
 - 例)・地域での交流事業の推進（ふれあいの日等）
 - ・ヘルプマーク、ヘルプカードの配布
- 市民との協働による地域福祉の推進
 - 例)・民生委員・児童委員協議会との連携
 - ・ボランティア活動への支援（こばと館主催事業での受入れ、活動場所の提供等）
- 地域ネットワークの形成
 - 例)・障害者地域自立支援協議会での関係機関との連携による支援体制の充実

アンケート調査の結果	団体意向調査での意見
<ul style="list-style-type: none"> ● [市民]市民のうち障がい福祉施策に関する人は7割半だと前回（平成26年度調査）よりも上昇した。 ● [市民]「障害者週間」や「障害者の日記念事業ふれあいの日」は、「知らない」の回答が8割であった。 ● [障がい者、市民]ヘルプマーク、ヘルプカードを知らない人が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者の日記念事業ふれあいの日」は見直しが必要だと思う。 ● 高次脳機能障がいに関する認知度が低いと感じている。 ● 高齢者や外国人等と課題を共有し取り組めるとよい。 ● 地域包括支援センターとの連携を図り、地域における障がい者や家族への見守りをさらに推進してほしい。

課題

- 障がい福祉に対する関心が高まっているが、ヘルプカード、ヘルプマーク等の認知度は低いため、引き続き周知・啓発を図る必要がある。
 - 【本計画で関連する基本方針】
 - 第1章 障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進
- 「障害者の日記念事業ふれあいの日」は、ヒアリング調査で開催のあり方について意見がみられたため、実行委員会と連携し、検討を進めていく必要がある。
 - 【本計画で関連する基本方針】
 - 第1章 障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進
- 地域のネットワークについては、障がい福祉分野だけでなく、他の分野とも連携した取組みが求められているため、連携した支援体制の構築を進める必要がある。
 - 【本計画で関連する基本方針】
 - 第3章 地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実

2 保健・医療の充実

第4次計画期間での市の主な取組み

- 疾病の予防と早期発見・早期対応

- 例)・疾病の早期発見、早期対応のための健康診査、がん検診事業等
・疾病を予防するための健康づくり推進事業

- 地域療育の充実

- 例)・子どもの発達に関する相談
・障がい児支援サービスを行う事業者指定事務の県からの移譲

- 障がい者保健・医療体制の充実

- 例)・精神保健相談体制の充実
・医療を受けるにあたっての経済的支援
(重度心身障害者医療費助成制度、自立支援医療制度)

【進捗状況調査で課題があった事業】

- 疾病予防対策の一部の事業で課題が見られた。

アンケート調査の結果	団体意向調査での意見
<ul style="list-style-type: none"> ● [障がい者]身体障がい者等は高齢期を迎える方が多く、通院している方が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関において意思疎通支援など、合理的配慮に取り組んでほしい。 ● 高次脳機能障がいの診断書を書いてくれる医療機関がない。 ● 早期療育につながるような情報提供と支援を充実してほしい。

課題

- 障がい者の高齢化に伴い、障がいの重度化、重複化などが心配されており、また、専門的な治療を行える医療機関のニーズがあることから、保健・医療・福祉のさらなる連携強化が重要となっている。

【本計画で関連する基本方針】

第2章 保健・医療の充実

- 医療機関における合理的配慮の取組みが求められており、あらためて障害者差別解消法の周知を図る必要がある。

【本計画で関連する基本方針】

第1章 障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進

3 教育・育成の充実

第4次計画期間での市の主な取組み	
● 学校教育等の充実	例)・教育的ニーズに応じた学びの場の選択を促進する教育、就学相談の充実 ・通常学級、特別支援学級の充実（学校のバリアフリー化や教職員研修の充実など）
● 就学前保育の充実	例)・公立保育所における障がい児保育の充実 ・越谷市児童発達支援センターと保育所の交流保育 ・中川の郷療育センターとの連携
【進捗状況調査で課題があった事業】	
● 学校のバリアフリー化に関する一部の事業で課題が見られた。	
アンケート調査の結果	団体意向調査での意見
● [障がい児] 重要だと考える施策として、「障がい児の療育（発達支援）の充実」の回答が最も多かった。 ● [障がい児] 卒業後を見据え、重要と考える支援は、「ソーシャルスキルの習得」の回答が最も多かった。 ● [障がい児] 介助にあたり大変なことは、「本人との意思疎通」の回答が最も多かった。	● 就労している保護者が多く、長い時間事業所に預けているため、家庭での療育、養育力の低下を不安に感じている。 ● 一人ひとりの将来像があり、障がいがあってもできることがあることを知ってもらえるような取組みも必要である。 ● 障がいの有無に関わらず、ともに学ぶことのできる教育環境の整備を進めてほしい。

課題	
● 就労している保護者の増加など障がい児を取り巻く環境の変化に対応すべく、放課後等デイサービス等の療育の質の向上や家庭での療育の課題の解決策等を検討する必要がある。	
【本計画で関連する基本方針】	
<u>第2章 保健・医療の充実</u>	
<u>第3章 地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実</u>	
● 学校とともに学ぶための取組みの推進を希望する声もあるため、引き続き学校でのインクルージョン ^{※5} を進める必要がある。	
【本計画で関連する基本方針】	
<u>第4章 教育・育成の充実</u>	

※5 インクルージョン：
障がいのある子どももいない子どもも区別なく、ともに学ぶ機会を作っていくことをいう。

4 雇用・就業の確保

第4次計画期間での市の主な取組み

- 雇用の促進と就労機会の拡大

例)・市役所での障がい者雇用の拡大

・就労支援センターの事業実施をとおした障がい者就労の推進

- 多様な働き方の支援

例)・障害者地域適応支援事業による職場実習、職場参加の機会の拡大

・働く機会を提供する障害福祉サービス事業所等の充実

【進捗状況調査で課題があった事業】

- 働く機会を提供する障害福祉サービス事業所での工賃向上について課題が見られた。

アンケート調査の結果	団体意向調査での意見
<ul style="list-style-type: none"> [障がい者] 生活で困っていることは、「十分な収入が得られない」、「働ける職業が限定される」といった就労に関することが多い。 [障がい者] 重要と考える施策として、「就労の援助や雇用の促進」の回答が多くかった。 [障がい者] 就労のために必要な環境について、「職場の上司や同僚が障がいに対する理解があること」の回答が最も多かった。 [企業] 障がい者の職場への定着を支援する障害福祉サービス「就労定着支援」のニーズが多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がいは特に就労が困難であるため、企業での差別解消、合理的配慮の促進を一層進めてほしい。 就労継続支援A型、B型のそれぞれには長所と短所があるが、いずれも生活していくには厳しく、もう少し環境が整うとよい。

課題

- 就労・雇用に対する障がい者の関心は極めて高く、障がいの状況により、就労に対する希望も異なるため、市内で福祉的就労の場を提供する障害福祉サービス等の整備や障害者就労支援センター等による企業への雇用の促進を図ることが重要となっている。

【本計画で関連する基本方針】 第5章 雇用・就労の確保

- 障がい者を雇用している企業からは、職場の定着支援のニーズが多いため、就労定着支援事業所の設置の促進を図る必要がある。

【本計画で関連する基本方針】 第5章 雇用・就労の確保

- 市内における障がい者雇用は新規の取組みも実施しているが、引き続き拡大する必要がある。

【本計画で関連する基本方針】 第5章 雇用・就労の確保

5 生活支援サービスの充実

第I編

第
2
章

第4次計画期間での市の主な取組み

- 地域生活支援体制の充実

- 例)・委託相談支援事業の再編（市内を4地区に区分し、全障がいを対象とした。）
 　・地域生活支援事業の充実（コミュニケーション支援事業、移動支援事業など）

- 福祉サービスの充実

- 例)・障害福祉サービスの充実（事業所の整備、質の確保のための指導監査など）

- 障がい児支援サービスの充実

- 例)・障害児通所支援等の充実（事業所の整備、質の確保のための指導監査など）
 　・市が設置する児童発達支援センターの充実

【進捗状況調査で課題があった事業】

- 住まいの場の確保に関する事業で一部課題が見られた。

アンケート調査の結果	団体意向調査での意見
<ul style="list-style-type: none"> ● [事業者]「短期入所（ショートステイ）」、「共同生活援助（グループホーム）」などが主に不足していると感じている。 ● [障がい児]「保護者が急な病気などにより、介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」の希望が多かった。 ● [障がい者]「重要と考える施策として、「居宅介護・ショートステイなどの在宅福祉サービスの充実」と「保護者などが亡くなったあとの生活支援の充実」の回答が多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同行援護やガイドヘルパーは人材が少なく、サービスを希望どおり利用できない。 ● 親亡き後の生活の場の確保として、グループホームが必要だと思う。 ● 学齢期の保護者は働いている人が多く、生活介護の対象になると、預かりの時間などに支障が出てくると思う。 ● セーフティネットについて、行政でも考えてほしい。

課題

- 介助者の高齢化が進んでいることから、レスパイトサービスやグループホームなどはさらなるニーズの増加が予想されるため、提供体制の整備を要する。

【本計画で関連する基本方針】第3章 地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実

- 施設入所支援については、待機者が依然として多い状況となっており、短期入所及びグループホームも不足しているとの声があることから、居住系サービス及び短期入所の整備を進める必要がある。

【本計画で関連する基本方針】第3章 地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実

- 障がい児支援については、児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所が増加し、これに伴って利用も増加しているが、サービスの質の確保や成人してからの支援のあり方などが課題となっている。

【本計画で関連する基本方針】第2章 保健・医療の充実

第3章 地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実

6 生活環境の整備・充実

第4次計画期間での市の主な取組み

- 道路・交通環境の整備
 - 例)・鉄道駅のバリアフリー化の促進
 - ・放置自転車等対策の推進
 - 外出・移動の支援の充実
 - 例)・外出を促す事業の実施（タクシー券等の交付、バリアフリーマップの作成など）
 - 情報のバリアフリー化の推進
 - 例)・コミュニケーション支援事業の充実
 - ・ボランティア活動（点訳・音訳等）の活動支援
 - 防犯・防災体制の整備
 - 例)・福祉避難所（二次避難所）の指定
 - ・災害時支援バンダナの配布
- 【進捗状況調査で課題があった事業】
- 福祉のまちづくりの推進に関する事業で一部課題が見られた。

アンケート調査の結果	団体意向調査での意見
<ul style="list-style-type: none"> ● [障がい者]災害対策として力を入れてほしいことは、「避難所の設備（トイレ、段差など）の整備」が多い。 ● [障がい者]「障がいにより人とのコミュニケーションが難しい」と感じる障がい者が多い。 ● [障がい者、市民]「越谷市手話言語条例」の認知度が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車利用者などの不注意やマナー違反に大きな危険がある。 ● 聴覚障がいのため、災害時に駅員がアナウンスしている内容がわからず不安だった。 ● 手話言語条例の周知を引き続き積極的に進め、多くの市民の理解を促進してほしい。 ● 福祉分野に限らず、全庁的に手話の普及に取り組んでほしい。

課題

- 「越谷市手話言語条例」の周知が進んでいないことや手話通訳者や要約筆記者の派遣登録数が不足していることから、啓発活動や養成事業などを一層推進していくことが求められている。

【本計画で関連する基本方針】 第7章 生活環境の整備・充実
- 人とのコミュニケーションに困難を感じている障がい者が多くいることから、多様な障がいに対応した意思疎通支援を検討する必要がある。

【本計画で関連する基本方針】 第7章 生活環境の整備・充実
- 生活環境の整備に取り組んできたが、団体意向調査では、日常生活におけるさまざまな場面で、不便さや危険性を感じている様子がうかがえたことから、ハード面の整備だけでなく、市民の理解、協力がより得られるようなソフト面の対策も重要となっている。

【本計画で関連する基本方針】 第1章 障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進

7

差別の解消及び権利擁護等の推進

第4次計画期間での市の主な取組み	
<ul style="list-style-type: none"> 障がいを理由とする差別の解消の推進 <p>例)・障害者差別解消法の施行に伴う差別解消に向けた取組みの強化 (相談窓口の設置、事業者向け説明会の開催など)</p> 権利擁護等の充実 <p>例)・障がい者虐待防止の推進(障害者虐待防止法の理念の周知) ・成年後見制度の充実 ・投票権行使の支援(投票所のバリアフリー化など)</p> 	
アンケート調査の結果	団体意向調査での意見
<ul style="list-style-type: none"> [障がい者] 差別や偏見を感じる割合は、前回(平成26年度調査)よりも概ね低下しているが、精神障がい者は依然として5割強が差別や偏見を感じている。 [市民] 障がい者に対する差別や人権侵害があると感じているものの、障害者差別解消法の認知度は低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 合理的配慮を推進する環境整備として、各種施設や窓口において、手話でのコミュニケーションが可能となるように取組みを進めてほしい。 保護者が子どもの養育について相談するケースもみられていることから、未成年の後見についても考えていく必要があると思う。

課題	
<ul style="list-style-type: none"> 差別の解消や人権擁護に関する啓発事業を推進し、差別の解消に対する意識も高まりつつあるが、法律に関する認知度は低く、差別の解消や合理的配慮の普及に向けたさらなる取組みが必要となっている。 <p>【本計画で関連する基本方針】</p> <p><u>第1章 障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度については、利用増加が見込まれることから、制度を推進するための中核機関の整備に取り組む必要がある。 <p>【本計画で関連する基本方針】</p> <p><u>第1章 障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進</u></p>	

8 生涯学習環境の整備・充実

第4次計画期間での市の主な取組み

- 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進

例)・障がい者スポーツ教室や障害者福祉センターこばと館でのスポーツ講習会の開催
・図書館のサービス充実

- 多様な社会参加の促進

例)・障害者福祉センターこばと館による障がい者団体、趣味サークル等の育成
・障害者福祉センターこばと館による文化芸術活動を促進する事業の実施

【進捗状況調査で課題があつた事業】

- 障がい者のボランティア活動の促進に関する事業で一部課題が見られた。

アンケート調査の結果	団体意向調査での意見
<ul style="list-style-type: none"> [障がい者] 参加したい活動は、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦」、「趣味の活動」、「日帰り旅行」、「スポーツやレジャーなどの活動」などが多い。 [障がい者] 地域や社会へ参加するために大切なことは、「障がいのある人などに配慮した施設や設備の充実」、「障がいのある人などが参加しやすい趣味・スポーツ・教養講座の充実」、「活動のための情報や相談の充実」などの回答が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の整備の際に、視覚障がい者の利用への配慮について取り入れてほしい。 障がい者スポーツ指導員の育成に取り組んでほしい。 障がい者団体が活動しやすい環境の整備と団体活動の場の提供など一層支援してほしい。

課題

- スポーツやレジャー活動など、さまざまな活動への参加希望はある一方で、施設・設備面の課題や専門指導員など、参加にあたり、さまざまな不安や障壁を感じている様子が伺えることから、参加しやすい環境づくりを進めることが重要となっている。

【本計画で関連する基本方針】 第6章 生涯学習環境の整備・充実

- 障害者文化芸術活動推進法等の施行もあったことから、利用者数が伸び悩んでいるこばと館の事業内容の充実を図るなど障がい者の生涯学習活動を引き続き促進する必要がある。

【本計画で関連する基本方針】 第6章 生涯学習環境の整備・充実



計画の推進に向けて

第4次計画期間での市の主な取組み

- 人材の養成・確保
 - 例)・職員研修等の充実（障がい福祉の概要に関する研修、手話研修など）
- 適正なサービス提供の確保
 - 例)・指定障害福祉サービス事業者への集団指導及び実地指導の実施
- 障がい福祉行政への障がい者の参画や推進体制の充実
 - 例)・社会福祉審議会への障がい当事者の参画
 - ・団体意向調査の実施

【前計画の総括】

- 各年度の関係各課への進捗状況調査から、多くの事業が概ね順調に進捗できているという結果が得られた。
- 適正なサービス提供の確保に関する事業で一部課題が見られた。

アンケート調査の結果	団体意向調査での意見
<ul style="list-style-type: none"> ● [事業者]サービス提供にあたって市に望むことは、「行政との情報共有」、「事業運営に必要な情報提供」などが多い。 ● [事業者]事業運営上の課題は、「事務量が多く、職員の負担が大きい」の回答が最も多い。 ● [事業者]職員が不足していると感じている事業者が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労の問題や生活課題等の対応を分野横断的に行ってほしい。 ● 放課後等デイサービスの送迎加算は国の流れとしてなくなりそうなので不安を覚えている。 ● 人手が足りず、グループホームの運営が維持できるのかと不安に思う。 ● 越谷市の取組みとして、勉強会など情報共有する機会の拡大があってもよいのではないか。

課題

- 職員を対象に、障がい福祉に関連する各種研修を行っているが、引き続き推進する必要がある。
- サービスを提供する事業者への支援や指導等に取り組んでいるが、事業者からは事務量の多さや人手不足等不安の声があがっている。また、情報提供や共有に関する要望も多いことから、障害者地域自立支援協議会などの協議体等を活用し、行政、事業者等の一層の連携を図る必要がある。

第3章 計画の基本的な枠組み

I 基本理念

本市では、平成16年3月に策定した「新越谷市障害者計画」において、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を基本理念とし、平成28年3月に策定した「第4次越谷市障がい者計画」に至るまで、この基本理念を継承し、施策を推進してきました。

近年の大きな社会的潮流として、平成27年の国連サミットにおける「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択が挙げられます。これは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものであり、これまで本市の障がい者計画で掲げてきた基本理念と共通するものです。

また、国からも「我が事・丸ごと」として、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る社会を目指す「地域共生社会」の考え方も掲げられています。

以上のことから、「第5次越谷市障がい者計画」においても、これまでの基本理念を継承し、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を基本理念とし、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現を目指します。

基本理念

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会

2 基本的視点

第4次越谷市障がい者計画から継承する「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の基本理念に基づき、以下の相互に関連する3つの事項を基本的視点とし、計画の基本目標を設定します。

1 共生意識の醸成

障がいの有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重し合い、一人ひとりの意思が尊重される生活を送れるように、障がいに対する正しい理解の促進及び権利擁護等の推進を図ります。

2 自立^{※6}の支援

障がい者が地域で自立した日常生活を送れるように、ライフステージにわたる連続性・一貫性のある支援体制の構築を目指します。

3 社会参加の促進

障がい者が積極的に社会参加できるように、地域交流や就労、文化芸術活動等の支援の充実や生活環境の整備・充実を図ります。

※6 自立：

「自立」とは、「他の援助を受けずに自分の身を立てること」の意味でとらえられることが多いが、本計画においては、「自己決定に基づき、必要に応じて多様な援助を受けながら、主体的な生活を営むこと」を指している。

3 基本目標

前項までに掲げた基本理念及び基本的視点を踏まえ、第5次障がい者計画における基本的な目標を4つ掲げ、それぞれに1～3つの基本方針を位置づけます。「第Ⅱ編 施策」では、基本方針ごとに章立てし、施策を展開します。

基本目標1 相互理解・相互尊重を育む

障がいの有無にかかわらず、地域でともに生きる「共生社会」を実現するためには、障がいに対する理解を深めていくことが重要であり、正しい理解をもつことで、差別の解消や合理的配慮等に係る積極的な取組みにもつながることが期待できます。

そのため、家庭や地域、学校、会社などあらゆるところで、子どもから大人に至るまで、障がいへの正しい理解を深め、互いに尊重しあえるように、地域住民や障がい者支援関係機関、当事者団体等とのさまざまな連携の下、市職員の出張講座や地域のイベントなど多様な機会をとらえて、啓発活動の推進や地域での交流の促進を図ります。

そして、全ての市民が地域社会の一員として、ともに生きる社会の実現を目指します。

～基本方針～

- 障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進

基本目標2 一人ひとりの意思に寄りそう暮らしの支援基盤をつくる

障がい者一人ひとりの意思を尊重し、地域で自立した生活を送れるようになるためには、ライフステージの全ての段階で一貫性をもった支援に取り組むことが重要です。

そのため、障がいや疾病の予防と早期発見、治療、医学的リハビリテーション等を担う保健・医療と障害福祉サービスや介護保険サービス等を担う福祉について、それぞれの充実を図るとともに、相互の連携強化を図ります。

また、日々の暮らしにおいては、地域での見守りや声かけ、日常生活の支援なども欠かせないため、公的サービスとあわせた地域での支援体制の充実を図ります。

そして、障がい者一人ひとりの「生活の質（QOL）※7」の向上を目指します。

～基本方針～

- 保健・医療の充実
- 地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実

※7 生活の質（QOL）：

Quality of Life（クオリティ・オブ・ライフ）の略で人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方のことを行い、医療や福祉の分野で重視されている。

基本目標3 さまざまな形での社会参加を促進する

障がい者が地域で自分らしく自立した生活をしていくためには、主体的に社会との関わりをもつことが重要です。

そのため、幼児期から将来を見据えた療育・教育の取組みを進め、障がいの状況に応じ、一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、社会の一員として自立し、生活を営む力を育みます。

また、経済的な自立や社会的な役割の実現、そして働くことを通じたやりがいの実感などが得られるように、障がい者の就労支援や企業等の雇用促進を図ります。

さらに、多様な場に参加し、活躍できるように、文化芸術活動やスポーツ活動などの幅広い活動に参加するための条件整備を進めます。

そして、障がい者一人ひとりの個性や能力を最大限に活かせる社会を目指します。

～基本方針～

- 教育・育成の充実
- 雇用・就労の確保
- 生涯学習環境の整備・充実

基本目標4 誰もが安心して暮らせる生活環境を築く

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、ユニバーサルデザインの視点に立ち、生活環境の整備を進めることが重要です。

そのため、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、道路・交通環境の整備を進め、福祉サービス等の充実により、障がい者の外出を促進します。また、情報アクセシビリティの向上として、意思疎通支援やＩＣＴ等を活用した情報提供の充実を図ります。

さらに、地域ぐるみの協力体制の整備や福祉施設での避難者受入れ体制の強化など、災害に備えた取組みを推進します。

そして、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が安心して地域で暮らしていける社会を目指します。

～基本方針～

- 生活環境の整備・充実

4 施策の体系

基本理念	基本的視点	基本目標	基本方針	施 策
ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会	1 共生意識の醸成	【基本目標1】 相互理解・相互尊重を育む	第1章 障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進	①障がいを理由とする差別の解消の推進 ②権利擁護の推進 ③成年後見制度の充実 ④広報・啓発活動の推進 ⑤地域での交流と理解の促進
		【基本目標2】 一人ひとりの意思に寄りそう暮らしの支援基盤をつくる	第2章 保健・医療の充実	①疾病の予防と早期発見・早期対応 ②地域療育システムの充実 ③在宅保健サービスの充実 ④障がい者保健・医療体制の充実
	2 自立の支援	【基本目標3】 さまざまな形での社会参加を促進する	第3章 地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実	①地域生活支援体制の整備 ②生活を支える福祉サービスの充実 ③日中活動の場の確保 ④住まいの場の充実 ⑤地域での支援体制の充実
		【基本目標4】 誰もが安心して暮らせる生活環境を築く	第4章 教育・育成の充実	①就学前教育・保育の充実 ②相談の充実 ③学校教育の充実 ④課外活動の充実
3 社会参加の促進	【基本目標5】 雇用・就労の確保	【基本目標6】 生涯学習環境の整備・充実	第5章 雇用・就労の確保	①総合的な就労支援の充実 ②多様な働き方の支援 ③受注機会の拡大
		【基本目標7】 生活環境の整備・充実	第6章 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進	①生涯学習・スポーツ活動への参加の促進 ②文化芸術活動の促進 ③多様な社会参加の促進
			第7章 生活環境の整備・充実	①福祉のまちづくりの推進 ②道路・交通環境の整備 ③外出・移動の支援の充実 ④情報アクセシビリティの向上 ⑤防犯・防災体制の整備

第Ⅱ編 施策

第1章

障がい者の権利擁護等の推進及び
障がいに対する正しい理解の促進

第2章

保健・医療の充実

第3章

地域生活を支える福祉サービス
及び支援体制の充実

第4章

教育・育成の充実

第5章

雇用・就労の確保

第6章

生涯学習環境の整備・充実

第7章

生活環境の整備・充実

第Ⅰ章 障がい者の権利擁護等の推進及び 障がいに対する正しい理解の促進

● 現状と今後の方向性

これまで本市では、障がいに対する正しい理解を持ち、誰もが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら暮らせるように、相互理解に向けた広報・啓発活動や地域での交流、地域福祉活動等を推進してきました。また、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた取組みや成年後見制度の推進など、障がい者の権利擁護についても社会全体に浸透するように、関係機関と連携して取り組んできました。

市民を対象としたアンケート調査では、障がい福祉施策への関心の高まりがみられるなど、一定の成果が得られている一方で、「障害者週間」や「障害者の日記念事業ふれあいの日」、「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」等の認知度は低いという課題もみられました。また、団体ヒアリング調査では、これまで取り組んできた事業の実施方法の見直しや他分野と連携した取組みの進展を期待する意見がみられました。

介護者の高齢化、障がい者自身の高齢化、いわゆる「親亡き後」など、障がい者を取り巻く社会環境は変化しており、多様な課題を「他人事」ではなく「我が事」としてとらえ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、人と人とのつながりをとおして社会の一員として支え合う社会を築いていくことが求められています。そのためには、障がいの有無にかかわらず子どもから大人までとともに育ち、ともに学ぶことで地域における共生を進展させていくことが重要です。

のことから、ハード面だけではなく、心のバリアを取り除けるように、障がい者の人権が十分に尊重される取組みや障がい福祉施策への市民参加につながるような啓発活動及び地域交流事業などを推進し、障がい者も含めた市民、企業など全ての人々がそれぞれ役割を分かち合い、ともに力をあわせて共生する社会の実現を目指します。

● 施策

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ① - 1 障害者差別対応要領に基づく啓発
- ① - 2 障がい者の差別解消に係る相談窓口の周知
- ① - 3 障害者差別解消支援地域協議会の充実
- ① - 4 障がい者の差別解消に係る啓発活動

② 権利擁護の推進

- ② - 1 障害者虐待防止法等の周知
- ② - 2 養護者の負担軽減
- ② - 3 障がい者虐待対応に係る協力体制の充実
- ② - 4 投票制度の広報・啓発の推進
- ② - 5 投票所のバリアフリー化の推進

③ 成年後見制度の充実

- ③ - 1 成年後見制度利用促進のための中核機関の整備
- ③ - 2 成年後見制度利用援助事業の充実
- ③ - 3 市民後見人養成事業の推進
- ③ - 4 成年後見制度利用支援事業の推進
- ③ - 5 福祉サービス利用援助事業の周知

④ 広報・啓発活動の推進

- ④ - 1 「障害者週間」・「人権週間」の周知
- ④ - 2 講演会・フォーラムの開催
- ④ - 3 表彰制度の推進
- ④ - 4 「障害者の日記念事業ふれあいの日」の充実
- ④ - 5 出張講座の活用促進
- ④ - 6 ヘルプマーク及びヘルプカードの配布・周知
- ④ - 7 障がいに対する理解促進に係る啓発活動

⑤ 地域での交流と理解の促進

- ⑤ - 1 地域での交流の促進
- ⑤ - 2 障がい者の公共施設の利用促進（6章に再掲）
- ⑤ - 3 民生委員・児童委員との連携（3章に再掲）
- ⑤ - 4 地域交流活動の推進

I 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がい者への差別の解消及び合理的配慮の提供に関する考え方が社会全体に浸透するよう、差別解消の推進主体として、市行政の組織的な取組みを推進するとともに、事業者や地域住民への啓発活動の強化に努めます。

項目名	①-1 障害者差別対応要領に基づく啓発	担当課
取組み内容	平成28年4月に策定した「越谷市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」について啓発に努めます。	人事課 障害福祉課 子ども福祉課 人権・男女共同参画 推進課 関連各課
項目名	①-2 障がい者の差別解消に係る相談窓口の周知	担当課
取組み内容	障がい者及びその家族、他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に対応するために設置している相談窓口について、周知を図ります。	障害福祉課 子ども福祉課
項目名	①-3 障害者差別解消支援地域協議会※8の充実	担当課
取組み内容	障害者差別解消支援地域協議会として設置している障害者地域自立支援協議会の専門部会において、学識経験者、関係機関等と連携し、障がい者差別の解消に向けた取組みを効果的に推進するための方策について、検討を進めます。	障害福祉課 子ども福祉課
項目名	①-4 障がい者の差別解消に係る啓発活動	担当課
取組み内容	事業者や市民に対し、障がい者の差別解消に係るパンフレットの配布及び出張講座等を実施するなど合理的配慮等について啓発活動を行い、障がい者差別の解消に努めます。	障害福祉課 子ども福祉課

※8 障害者差別解消支援地域協議会：

障害者差別解消法が平成28年4月に施行されたことに伴い規定された協議会で、障がい者にとって身近な地域において、関係機関が連携し地域の実情に応じた差別の解消のための取組みを主体的に行う協議体のことをいう。本市においては、障害者地域自立支援協議会の障害者差別解消支援・障害者虐待対応専門部会がこの役割を担っている。

2 権利擁護の推進

障がい者がその権利を侵されることなく、安心して地域で生活できるよう、虐待防止など障がい者の権利擁護に係る取組みを推進します。

項目名	②-1 障害者虐待防止法等の周知	担当課
取組み内容	虐待の兆候を早期発見し、支援に結びつけられるように、市民や事業所等に対して、障害者虐待防止法や埼玉県虐待禁止条例の趣旨とあわせて市や県の対応窓口等を周知するとともに、地域の見守りを促進します。	障害福祉課 子ども福祉課
項目名	②-2 養護者の負担軽減	担当課
取組み内容	障がい者やその家族などが孤立することのないよう、必要な福祉サービスの利用を促進するなど養護者の負担軽減を図ります。	障害福祉課 子ども福祉課
項目名	②-3 障がい者虐待対応に係る協力体制の充実	担当課
取組み内容	虐待の早期発見や早期対応、緊急一時保護のための居室の確保など障がい者施設等の関係機関との協力体制の充実を図ります。	障害福祉課 子ども福祉課
項目名	②-4 投票制度の広報・啓発の推進	担当課
取組み内容	障がい者の権利擁護のため、期日前投票及び不在者投票や点字による投票など法令に基づく制度の周知、選挙に関する情報提供の充実を図るとともに、選挙事務従事者への指導を充実します。	選挙管理委員会事務局
項目名	②-5 投票所のバリアフリー化の推進	担当課
取組み内容	施設の構造上スロープ等の設置が不可能な投票所については、人的介助が必要な方に対して迅速に対応できる体制の整備を進めるとともに、積極的かつ丁寧な対応ができるよう選挙事務従事者に指導し、投票しやすい環境づくりを推進します。	選挙管理委員会事務局

3 成年後見制度の充実

知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々の権利と財産を守る法的な制度である成年後見制度について、「成年後見センターこしがや」と連携して充実を図るとともに、制度の周知等により利用を促進します。

項目名	③-1 成年後見制度利用促進のための中核機関の整備	担当課
取組み内容	権利擁護支援の必要な方々が成年後見制度を利用できるように、「成年後見センターこしがや」を中核機関とした関係機関との地域連携ネットワークを構築します。	障害福祉課 地域包括ケア課
項目名	③-2 成年後見制度利用援助事業の充実	担当課
取組み内容	成年後見制度が身近なものとして活用されるよう、制度の周知や利用啓発、個別相談への対応などを「成年後見センターこしがや」と連携し、事業の充実を図ります。	障害福祉課 地域包括ケア課
項目名	③-3 市民後見人養成事業の推進	担当課
取組み内容	地域に住む身近な存在として、地域で見守り支える役割を担う市民後見人候補者の養成や活動支援などを行い、知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々を地域で見守り支える仕組みづくりを推進します。	障害福祉課 地域包括ケア課
項目名	③-4 成年後見制度利用支援事業の推進	担当課
取組み内容	知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々のうち、身寄りのいない方が、成年後見制度を利用できるよう、市長による審判の請求を行い、福祉の向上に努めます。	障害福祉課 地域包括ケア課
項目名	③-5 福祉サービス利用援助事業の周知	担当課
取組み内容	知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの生活援助を行う社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業を周知し、利用を促進します。	障害福祉課 地域包括ケア課

4 広報・啓発活動の推進

共生意識の醸成と障がい者や障がい福祉に対する市民の理解を深め、ノーマライゼーション^{※9}やソーシャルインクルージョン^{※10}の考え方を普及させるため、関係機関・団体などと連携して広報・啓発活動の充実を図ります。また、「ともに地域で暮らす」という視点から、啓発イベントや講演会・フォーラムの開催など各種事業を展開します。

項目名	④-1 「障害者週間」・「人権週間」の周知	担当課
取組み内容	<p>「障害者週間(12月3日～9日)」を周知するため、「障害者の日記念事業ふれあいの日」を開催し、市民から多くのポスターを募集するなど障がいに対する理解の促進を図ります。あわせて、各種イベントへの参加も促進します。</p> <p>また、「人権週間(12月4日～10日)」において、障がいに対する正しい理解を深めるための啓発について推進します。</p>	障害福祉課 子ども福祉課 人権・男女共同参画 推進課 生涯学習課
項目名	④-2 講演会・フォーラムの開催	担当課
取組み内容	<p>市民が障がい者の保健・福祉について理解を深めることができるように、関係機関・団体と連携・協力して精神保健福祉講演会などを開催します。</p> <p>また、市民団体などと協働で開催する人権に関する啓発イベント等において、障がいに対する正しい理解を深める取組みを行います。</p>	こころの健康支援室 人権・男女共同参画 推進課 生涯学習課
項目名	④-3 表彰制度の推進	担当課
取組み内容	市民による福祉活動を促進するため、越谷市社会福祉大会における福祉実践活動功労者・団体などの表彰制度を推進します。	福祉総務課 子ども施策推進課

※9 ノーマライゼーション：

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方のことを行う。

WHOでは、個人的な状況だけではなく、参加の制限や活動の制約など社会的な状況も障がいの態様の1つととらえており、障がいのある人もない人もともに生活し活動できる生活条件・社会をつくりだすことが重視されている。

※10 ソーシャルインクルージョン：

社会的に弱い立場にある人々を含め全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念のことを行う。

項目名	④-4 「障害者の日記念事業ふれあいの日」の充実	担当課
取組み内容	障がい福祉に対する理解の促進とともに生きる地域社会の実現を図るために、障がい者団体等で構成する実行委員会が中心となり、「障害者の日記念事業ふれあいの日」を開催します。障がい者をはじめ、より多くの市民が参加し、交流を図れるように、内容の充実や実施体制等について検討します。	障害福祉課 子ども福祉課
項目名	④-5 出張講座の活用促進	担当課
取組み内容	出張講座の周知と活用の促進に努め、地域からの福祉づくりを推進します。	障害福祉課 関連各課
項目名	④-6 ヘルプマーク及びヘルプカードの配布・周知	担当課
取組み内容	内部障がいなどにより外見からわからなくても援助や配慮を必要としていることを知らせ、周りの方から援助等を得やすくなるように、ヘルプマーク及びヘルプカードの配布・周知を行います。	障害福祉課
項目名	④-7 障がいに対する理解促進に係る啓発活動	担当課
取組み内容	障がい者への理解や支援、コミュニケーションを図る一助となるよう、障がい者に関するシンボルマーク等の周知を図ります。 また、補助犬の受入れを促進するため、身体障害者補助犬法の周知や補助犬同伴に関するステッカーやポスターの配布等を行います。	障害福祉課

コラム

～障害者週間・ふれあいの日について～

■ 障害者週間について

毎年12月3日から12月9日までの「障害者週間」は、障がい福祉についての关心と理解を深めるとともに、障がい者が社会のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としており、越谷市では、この期間に合わせ、障がい者が製作した創作物の展示等を行う「こころのアート展」を開催しています。

■ ふれあいの日について

「ふれあいの日」は、昭和56年の「国際障害者年」を契機に、「心豊かな福祉のまちづくり」をテーマに毎年6月第1日曜日に市内障がい者福祉関係団体により構成された実行委員会が主催となり、開催されています。障がい者の文化芸術活動の発表や作品の展示、市内事業所・団体の活動紹介、福祉体験コーナーなどさまざまな催しが行われています。

5 地域での交流と理解の促進

障がいのある人もない人も「ともに地域で暮らす」地域の一員としてお互いに尊重しあえるように、越谷市社会福祉協議会、ボランティア団体、社会福祉法人、NPOなどと連携し、地域での各種交流活動を通じて、障がい福祉の理念に対する市民意識を高め、地域福祉の推進を図ります。

項目名	⑤-1 地域での交流の促進	担当課
取組み内容	<p>越谷市障害者福祉センターこばと館やそこで活動する障がい者団体、障がい者関連福祉施設、ボランティア活動実践者などが行う地域での交流事業を支援します。</p> <p>また、地域の世代間交流事業や祭りなどの行事をとおして、障がいのある人もない人もともに理解しあい交流できる機会の拡充を図ります。</p>	障害福祉課 子ども福祉課 市民活動支援課
項目名	⑤-2 障がい者の公共施設の利用促進 (6章に再掲)	担当課
取組み内容	障がい者が地域で活発に交流できるように、地区センター・公民館、市民会館、交流館などのコミュニティ施設のバリアフリー化や使用料の減額などを行い、公共施設の利用の促進を図ります。	市民活動支援課 障害福祉課 関連各課
項目名	⑤-3 民生委員・児童委員との連携（3章に再掲）	担当課
取組み内容	民生委員・児童委員協議会の研修会を支援し、障がい者と地域とのパイプ役としてその活動の充実を促進します。	福祉総務課 障害福祉課 関連各課
項目名	⑤-4 地域交流活動の推進	担当課
取組み内容	日中活動や自主活動ができる場など暮らしの基盤づくりを推進し、地域ぐるみで支えあう体制づくりに努め、地域交流活動を推進します。	障害福祉課 関連各課

◎ 数値目標

項目名	指標名	実績			令和7年度目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
③-2 成年後見制度利用援助事業の充実	相談件数	752件	1,027件	902件	1,412件
③-3 市民後見人養成事業の推進	新規受任件数	2件 (うち障がい者：1件) (うち高齢者：1件)	3件 (うち障がい者：1件) (うち高齢者：2件)	3件 (うち障がい者：1件) (うち高齢者：2件)	5件 (うち障がい者：2件) (うち高齢者：3件)
③-4 成年後見制度利用支援事業の推進	市長申立件数	9件 (うち障がい者：4件) (うち高齢者：5件)	17件 (うち障がい者：10件) (うち高齢者：7件)	14件 (うち障がい者：7件) (うち高齢者：7件)	26件 (うち障がい者：13件) (うち高齢者：13件)
④-4 「障害者の日」記念事業ふれあいの日の充実	「ふれあいの日」参加者数	5,500人	5,500人	5,500人	5,500人
	「ふれあいの日」ポスター応募点数	24点	57点	47点	60点

コラム

～障がい福祉に関するマークについて～

障がい福祉に関するマークは、障がい者に対応した施設、設備やルールなどの存在を示したり、障がい者が支援を必要としていることを分かりやすく伝えるためのものです。

これらのマークは、国際的に定められたものや障がい者団体等が独自に作成して普及を進めているものなど、さまざまなマークがあるので、代表的なものを紹介します。



■ 障がい者のための国際シンボルマーク

障がい者が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、全ての障がいのある方のためのマークです。



■ 盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物等に使用されています。

	■ 身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。
	■ 聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 聴覚障がいがあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。
	■ ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬同伴を啓発するためのマークです。不特定多数の方が利用する施設（スーパー・飲食店等）では、補助犬の受け入れが義務づけられています。
	■ 耳マーク 聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求めるマークです。また、自治体、病院、銀行等が聴覚障がい者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。
	■ オストメイト用設備／オストメイト オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。
	■ ハート・プラスマーク 内臓に障がいのある方を表しています。心臓疾患等の内部障がい・内臓疾患は外見からは分かりにくいため、さまざまな誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。
	■ 「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上 50 センチメートル程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚障がい者を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。
	■ ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。
	■ ヘルプカード 障がい者など周囲の手助けが必要な方が、日常生活で困った際や緊急時などに必要な支援や配慮を周囲の人間に伝えるためのカードです。緊急連絡先や障がいの内容、かかりつけの病院や服薬状況、配慮してほしいことなどが記入できます。

第2章 保健・医療の充実

● 現状と今後の方向性

これまで本市では、各種保健事業等を通じて、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、早期治療に努めるとともに、心身の発達に不安のある子どもに対しては療育体制の充実に取り組むなど地域療育の充実を図るとともに、精神保健相談の実施や医療費の助成など、障がい者の保健・医療体制の充実にも取り組んできました。

障がい者を対象としたアンケート調査では、専門的な治療を行ってくれる医療機関が身近にない、また、高齢の身体障がい者の多くは通院しているといった声がありました。さらに、団体ヒアリング調査では、療育の充実に向けた市の積極的な取組みを求める意見等がみられ、保健・医療のさらなる充実が求められています。

近年は、障がい者の高齢化による障がいの重度化・重複化が懸念されているため、生活習慣病の予防対策の強化とともに、病気や異常を早期に発見し、早期治療につなげていくことが必要です。また、精神障がい者が増加しており、心の健康相談も含め、精神障がい者が安心して暮らせるような地域づくりに向けた取組みも重要です。療育については、平成31年4月から、障がい児支援サービスを行う事業所指定事務が県から移譲されたため、より積極的に地域療育の充実に向けた取組みを推進していく必要があります。

そこで、疾病等の予防、早期発見・早期対応とあわせて、医療やリハビリテーションなど障がい者やその家族が必要な支援を受けながら、安心して暮らせるように、保健・医療・福祉が連携した在宅保健サービスや障がい者保健・医療体制の充実を図ります。また、障がい児及び発達に不安のある子どもについても、一人ひとりの特性や心身の状態に応じたきめ細かな療育が行えるように、児童発達支援センターの地域支援の機能強化を図るなど地域の療育システムの向上に取り組みます。

● 施策

① 疾病の予防と早期発見・早期対応

- ①-1 乳幼児等健康診査事業の充実
- ①-2 健康診査・がん検診等事業の充実
- ①-3 予防接種の推進
- ①-4 救急医療情報キット事業の推進（7章に再掲）
- ①-5 母子健康づくり事業の充実
- ①-6 健康づくり推進事業の充実

② 地域療育システムの充実

- ②-1 乳幼児の発達相談の充実
- ②-2 児童発達支援センターにおける外来発達相談の充実
- ②-3 早期療育教室の充実（4章に再掲）
- ②-4 療育環境の充実
- ②-5 児童発達支援センターの充実（4章に再掲）
- ②-6 障がい児支援事業の充実（3章に再掲）
- ②-7 重症心身障害児施設の充実

③ 在宅保健サービスの充実

- ③-1 訪問事業の充実

④ 障がい者保健・医療体制の充実

- ④-1 かかりつけ医を持つことの必要性の認識の向上
- ④-2 障がい者歯科相談医の情報提供
- ④-3 精神保健相談体制の充実
- ④-4 精神保健家族教室の充実
- ④-5 精神科医療の情報提供
- ④-6 難病保健医療相談・情報提供の充実
- ④-7 重度心身障害者医療費の助成
- ④-8 自立支援医療の推進
- ④-9 指定難病に係る医療給付
- ④-10 児童の心臓手術費等の助成
- ④-11 小児慢性特定疾病医療費の助成
- ④-12 医療費助成制度の周知
- ④-13 医療的ケア児等への支援体制の充実（3章に再掲）

I 疾病の予防と早期発見・早期対応

乳幼児健康診査や健康診査事業等を実施し、病気や異常の早期発見、早期治療、早期療育に努め、障がいの原因ともなる生活習慣病の予防や介護予防に積極的に取り組みます。また、食生活の改善や運動を通じた市民主体の健康づくり活動を推進します。

項目名	①-1 乳幼児等健康診査事業の充実	担当課
取組み内容	乳幼児に対し健康診査を実施し、疾病及び運動機能や精神発達に関する問題を早期に発見することで、発育・発達に応じた育児相談等を行い、健全な育成を図ります。また、妊婦に対して妊婦健康診査を実施し、妊娠中から継続して支援します。	健康づくり推進課
項目名	①-2 健康診査・がん検診等事業の充実	担当課
取組み内容	疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、生活習慣病等を予防し、健康の保持・増進を目的に、健康診査・がん検診・骨粗しょう症検診等を実施します。生活習慣病予防、骨粗しょう症予防などについて広報や健康教育などをとおして広く啓発し、健（検）診受診の必要性について周知を図ります。	健康づくり推進課 国保年金課
項目名	①-3 予防接種の推進	担当課
取組み内容	感染症を予防するため、かかりつけ医による接種を推進するとともに、健診等の機会において未接種者への勧奨に努め、接種率の向上を図ります。	健康づくり推進課
項目名	①-4 救急医療情報キット事業の推進 (7章に再掲)	担当課
取組み内容	救急医療情報キットとは、救急時に必要な情報（持病・かかりつけ病院・常服薬・緊急連絡先等）をボトルにまとめて冷蔵庫に保管することで救急隊、病院が迅速に救命救急活動を行えるようにするためのものです。 高齢者や障がい者等に対し、救急医療情報キットを配布し、万一の緊急事態に備えることにより、安心した生活が送れるよう支援し、福祉の向上を図ります。	福祉総務課 障害福祉課

項目名	①-5 母子健康づくり事業の充実	担当課
取組み内容	<p>母子の健康づくりを推進するため、母子健康手帳の交付並びに、各種教室への参加を勧奨します。さらに、個別相談や助産師・保健師による産婦・新生児等への全戸訪問を推進します。</p> <p>また、乳幼児期の健全な発育・発達を支援するため、各種教室を開催します。</p>	健康づくり推進課
項目名	①-6 健康づくり推進事業の充実	担当課
取組み内容	<p>市民一人ひとりが自分の健康について関心を持ち、自らの健康の保持増進を図るために、健康に関する正しい情報を提供し、実践方法の普及、仲間づくりを推進し、健康づくりを支援します。</p> <p>また、生きがいのある心豊かな人生が送れるよう関係機関と連携しながら、生涯各期における心の健康づくり事業を推進します。</p>	健康づくり推進課 こころの健康支援室

2 地域療育システムの充実

心身の発達に不安や障がいのある子ども一人ひとりの健やかな発達を支援するため、できる限り早い時期から個性にあわせた療育が受けられるよう、医療・保健・福祉の連携に努めます。また、障がい児施設における事業の効果的な推進と専門性の向上を図ります。

項目名	②-1 乳幼児の発達相談の充実	担当課
取組み内容	保健指導を必要とする幼児に、継続した相談援助ができるよう発達相談などの相談指導体制を充実します。	健康づくり推進課
項目名	②-2 児童発達支援センターにおける外来発達相談の充実	担当課
取組み内容	越谷市児童発達支援センターに配置する専門職などのスタッフ機能の一層の活用により心身の発達における相談・療育機能の充実を図ります。また、保健センター、教育センター、中川の郷療育センター及び関係医療機関などとの連携を図ります。	子ども福祉課
項目名	②-3 早期療育教室の充実（4章に再掲）	担当課
取組み内容	越谷市児童発達支援センターにおける早期療育教室の指導体制を充実するとともに、保健センター、保育所などとの連携を図り、スムーズな就園が行えるよう対応します。	子ども福祉課
項目名	②-4 療育環境の充実	担当課
取組み内容	越谷市児童発達支援センターと保育所等や地域と交流を図り、障がいのある子どもが障がいのない子どもと、地域でともに育ち合う環境を整備します。	子ども福祉課
項目名	②-5 児童発達支援センターの充実（4章に再掲）	担当課
取組み内容	地域の中核的な療育施設として越谷市児童発達支援センターの機能を活かし、療育を必要とする児童を対象に日常生活における動作及び集団生活への適応訓練を実施します。また、専門職が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援を行う保育所等訪問支援事業を整備し、児童発達支援センターの療育機能の充実を図ります。	子ども福祉課

項目名	②-6 障がい児支援事業の充実（3章に再掲）	担当課
取組み内容	<p>障害福祉サービスや障害児通所支援を通じて、障がい児の在宅生活を支援するとともに、介護者等への負担軽減を図ります。就学児を対象とする放課後等デイサービスでは、個々の発達やライフステージに応じ、障がいの疑いがある段階から地域で支援できるよう保健・医療、教育等の関係機関との連携の促進に取り組みます。サービス提供事業者が少なく、必要なサービスが受けられない場合には、生活サポート事業等他の制度を一部活用するなどして、利用者のニーズに応えていきます。また、障害者総合支援法や児童福祉法等に基づくサービス事業所の設置を支援していきます。</p>	子ども福祉課 子ども施策推進課 障害福祉課 福祉総務課
項目名	②-7 重症心身障害児施設の充実	担当課
取組み内容	<p>重症心身障がい児者の施設入所、ショートステイ、通園事業のほか発達期の外来診療を行う重症心身障害児施設「中川の郷療育センター」の施設運営を支援します。</p> <p>また、在宅の重症心身障がい児者の生活を支える家族の負担軽減のため、ショートステイや通園事業の拡充について検討していきます。</p>	子ども福祉課 障害福祉課

3 在宅保健サービスの充実

障がい者の健康を保持し障がいの重度化を防止するため、在宅障がい者への訪問指導など保健事業を充実します。

項目名	③-Ⅰ 訪問事業の充実	担当課
取組み 内容	障がい者、高齢者の健康の保持・増進と障がいの重度化の防止を図るため、訪問健康診査や在宅訪問歯科保健事業（健康診査・保健指導）などの保健事業を充実するとともに、保健師・栄養士・理学療法士・作業療法士などによる訪問事業を実施します。また、在宅での療養生活を支えるため、市内訪問看護ステーション等の情報を提供します。	健康づくり推進課

4 障がい者保健・医療体制の充実

障がい者の健康管理を充実するため、地域医療体制の充実に努めるとともに、各種医療費助成制度により、障がい者の負担軽減を図ります。また、指定難病及び精神保健に関する支援を充実します。医療機関、相談支援事業所等の関係機関と連携し、当事者のニーズに沿った医療及び療養生活に関する相談・支援・情報提供を行います。

項目名	④-1 かかりつけ医を持つことの必要性の認識の向上	担当課
取組み内容	障がい者が身近なところで、日常の診療だけでなく、健康相談なども受けられ健康管理の充実が図れるよう、かかりつけ医を持つことの必要性についての認識の向上に努めます。	地域医療課
項目名	④-2 障がい者歯科相談医の情報提供	担当課
取組み内容	障がい者の口腔機能を改善し生活の質を高めるため、歯科医師会による訪問歯科診療の推進を支援するとともに、関係機関と連携して、越谷市の障がい者福祉ガイドに、埼玉県障害者歯科相談医などについての情報提供を図ります。	障害福祉課 健康づくり推進課
項目名	④-3 精神保健相談体制の充実	担当課
取組み内容	相談機関相互の連携によるネットワークづくりを推進するとともに、精神保健福祉士や保健師などによる専門的相談体制を強化し、精神障がい者及び家族に対する相談援助体制の充実を図ります。	こころの健康支援室
項目名	④-4 精神保健家族教室の充実	担当課
取組み内容	関係機関と連携して、精神障がい者の家族を対象に「家族教室」を開催し、病気に関する正しい知識や関わり方などに関する情報を提供するとともに、家族同士の交流を促進します。	こころの健康支援室
項目名	④-5 精神科医療の情報提供	担当課
取組み内容	「越谷市保健所こころの医療機関マップ」の活用、埼玉県立精神保健福祉センターなど関係機関と連携し、精神科医療に関する情報を提供します。	こころの健康支援室
項目名	④-6 難病保健医療相談・情報提供の充実	担当課
取組み内容	埼玉県難病相談支援センターなどの関係機関と連携・協力し、難病患者に対し、医療及び療養生活に関する相談や情報提供を充実します。	感染症保健対策課

項目名	④-7 重度心身障害者医療費の助成	担当課
取組み内容	医療保険制度による医療費の一部負担金について助成金を支給し、重度心身障がい者やその家族の経済的負担の軽減を図ります。また、制度の内容の充実及び対象者の拡大を国・県に要望するとともに、制度の安定的な継続を図ります。	障害福祉課
項目名	④-8 自立支援医療の推進	担当課
取組み内容	精神障がい者の社会復帰のため、または身体の機能障がいを除去、軽減するため、自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）を推進し、医療費の負担軽減を図ります。	障害福祉課 子ども福祉課
項目名	④-9 指定難病に係る医療給付	担当課
取組み内容	対象となる疾病の治療を受けている方の医療費の負担軽減を図るため、自己負担分の医療費の一部を助成します。	感染症保健対策課
項目名	④-10 児童の心臓手術費等の助成	担当課
取組み内容	児童の心臓手術などにおける経済的な負担を軽減するため、精密検査及び手術などに要する医療費以外の自己負担金について助成します。	子ども福祉課
項目名	④-11 小児慢性特定疾病医療費の助成	担当課
取組み内容	児童等の慢性疾患のうち国が指定した疾患（小児慢性特定疾患）の医療にかかる費用の一部を助成します。	感染症保健対策課
項目名	④-12 医療費助成制度の周知	担当課
取組み内容	広報紙や市民ガイドブック、越谷市の障がい者福祉ガイド、市のホームページなど各種の情報媒体を活用するとともに、チラシの作成・配布や相談活動などさまざまな方法により医療費助成制度の周知に努めます。	障害福祉課 子ども福祉課 健康づくり推進課 感染症保健対策課
項目名	④-13 医療的ケア児等への支援体制の充実 (3章に再掲)	担当課
取組み内容	日常的に医療的ケアが必要な児童とその家族の地域生活支援の向上を図るために、保健、医療、福祉、保育、教育等の職務に従事する者等の関係機関・団体から構成される越谷市医療的ケア児等支援協議会の活動を推進します。地域における医療的ケア児等への支援体制に関する課題を共有し、解決に向けた相談支援体制の充実を図ります。	子ども福祉課

◎ 数値目標

項目名	指標名	実績			令和7年度 目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
①-2 健康診査・がん検診等事業の充実	特定健康診査	受診者数： 21,902人 受診率： 41.0%	受診者数： 20,639人 受診率： 40.9%	受診者数： 19,898人 受診率： 40.9%	受診者数 22,200人 受診率： 60%
	後期高齢者健康診査	受診者数： 12,974人 受診率： 34.8%	受診者数： 14,296人 受診率： 35.9%	受診者数： 15,449人 受診率： 36.1%	受診者数： 37,000人 受診率： 60%
	健康診査受診者数	309人	363人	335人	435人
	胃がん検診受診率	12.3%	12.6%	12.1%	9.1%
	肺がん検診受診率	22.1%	22.0%	22.0%	14.6%
	大腸がん検診受診率	19.8%	19.1%	18.4%	15.1%
	子宮頸がん検診受診率	13.1%	12.4%	12.7%	9.6%
①-5 母子健康づくり事業の充実	乳がん検診受診率	25.7%	23.3%	21.8%	16.5%
	母親学級・両親学級開催数(3日間1コース)	10コース	10コース	10コース	10コース
	育児相談開催数	33回 +自由計測日 30回	34回 +自由計測日 30回	31回 +自由計測日 29回	43回
	離乳食教室開催数	39回	39回	37回	32回
	乳幼児栄養相談開催数	12回	22回	12回	10回
	アレルギー教室開催数	1回	1回	1回	1回
	ヘルシーキッズスクール(2日間コース)開催数	4回	4回	4回	4回

項目名	指標名	実績			令和7年度目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
①-6 健康づくり推進事業の充実	健康教室	参加人数： 8,831人 開催数： 435回	参加人数： 8,668人 開催数： 536回	参加人数： 7,608人 開催数： 388回	参加人数： 7,000人 開催数： 350回
	健康相談	参加人数： 2,634人	参加人数： 2,444人	参加人数： 2,333人	参加人数： 2,000人
②-2 児童発達支援センターにおける外来発達相談の充実	外来発達相談	2,069件	1,878件	1,834件	2,000件
②-3 早期療育教室の充実（4章に再掲）	いちご教室開催数	13回	13回	12回	20回
	つくしんぼ教室開催数	111回	112回	113回	120回
	はとぱっぽ教室開催数	68回	72回	70回	80回
	たけのこ教室開催数	37回	38回	27回	40回
②-5 児童発達支援センターの充実（4章に再掲）	ぐんぐん利用者数	51人	56人	53人	60人
	のびのび利用者数	50人	64人	51人	80人
③-1 訪問事業の充実	機能訓練や精神疾患の方を対象にした訪問人数	寝たきり： 22人	寝たきり： 18人	寝たきり： 16人	寝たきり： 30人
	在宅訪問歯科保健事業訪問人数	4人	5人	10人	10人
④-4 精神保健家族教室の充実	家族教室の開催数と日数	年2回 (延4日)	年2回 (延3日)	年2回 (延4日)	年3回 (延5日)
④-7 重度心身障害者医療費の助成	重度心身障害者医療給付事業(給付件数)	168,026件	164,658件	161,986件	161,000件

項目名	指標名	実績			令和7年度目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
④-8 自立支援医療の推進	更生医療受給者数	332人	415人	456人	750人
	精神通院医療受給者数	4,747人	5,140人	5575人	8,840人
	育成医療受給者数	53人	53人	28人	130人
	育成医療助成件数	58件	56件	32件	160件

第3章 地域生活を支える福祉サービス 及び支援体制の充実

● 現状と今後の方向性

これまで本市では、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の質的、量的な充実を図るとともに、市の現状や障がい者のニーズを踏まえて、コミュニケーション支援事業や委託相談支援事業をはじめとする地域生活支援事業の充実に取り組んできました。

事業者を対象としたアンケート調査では、短期入所（ショートステイ）、共同生活援助（グループホーム）などが不足していると感じている事業者が多い結果となり、団体ヒアリング調査では、同行援護やガイドヘルパーの人材が少ないという声もみられました。また、障がい者を対象としたアンケート調査や団体ヒアリング調査では、親亡き後の生活を心配する意見もみられ、中長期的な視点での支援体制の整備が求められています。

高齢化や核家族化、共働き世帯の増加等、障がい者を取り巻く社会環境が変化し、サービスに対するニーズは今後さらに増加、多様化することが予想されています。一方で、サービス提供事業者は人材不足など、事業運営上の各種課題を抱えている現状にあります。このような状況の中で、障がい者が必要なときに必要な場所で、希望に即した適切な支援を受けられるようになるためには、社会資源を効果的に活用しながら、支援体制の強化に取り組んでいく必要があります。また、障がい児や障がい児のいる家庭を取り巻く環境は、家庭と地域とのつながりの希薄化など社会環境が変化する中、他の社会問題と複雑に関わっているものが多く、地域の関係機関や団体等が協力・連携し、困難の解消に向けた支援を行っていくことが重要です。ひとり親家庭、医療的ケア児（日常生活に医療を要する障がい児）のいる家庭など生活や就労等のさまざまな不安や困難を抱えている障がい児や障がい児のいる家庭に対して、それぞれの状況に応じたきめ細かい相談・支援体制の充実が求められています。

のことから、障がい者がライフステージの全ての段階で自らが望む自立した地域生活を営めるよう、中長期的な視点に立ち、引き続き日中活動の場や住まいの場を提供する障害福祉サービス等の充実に取り組むとともに、サービスの適切な利用を支える相談支援の充実を図るなど地域全体での支援体制の整備を推進します。また、障害者地域自立支援協議会の専門部会で関係機関と連携を図りながら基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を進めます。

*障害福祉サービス等について

本章に記載のある事業のうち、障害福祉サービス、地域生活支援事業、相談支援、障がい児支援サービス等に該当するものについては、「越谷市障がい福祉計画・越谷市障がい児福祉計画」においてサービスの種類ごとの詳細な記載を行うものとします。

● 施策

① 地域生活支援体制の整備

- ① - 1 市役所における相談窓口の充実
- ① - 2 相談員の専門性の向上
- ① - 3 相談支援事業及びピアカウンセリングの展開
- ① - 4 情報提供の充実
- ① - 5 精神障がい者の地域移行及び地域生活の支援
- ① - 6 発達障がい児（者）への相談支援の充実
- ① - 7 高次脳機能障がい者への相談支援の充実
- ① - 8 若年性認知症のある方への相談支援の充実
- ① - 9 基幹相談支援センターの設置
- ① - 10 地域生活支援拠点等の整備
- ① - 11 地域生活支援事業の充実

② 生活を支える福祉サービスの充実

- ② - 1 訪問系サービスの充実
- ② - 2 ショートステイサービスの充実
- ② - 3 生活サポート事業の充実
- ② - 4 障がい児支援事業の充実（2章に前掲）
- ② - 5 介護知識の普及
- ② - 6 家族介護支援事業の推進
- ② - 7 福祉機器等に係る情報提供・相談の充実
- ② - 8 補装具の利用促進
- ② - 9 福祉機器の貸与の周知
- ② - 10 年金・手当等の周知
- ② - 11 各種資金貸付制度の周知
- ② - 12 全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業の充実
(7章に再掲)

③ 日中活動の場の確保

- ③ - 1 日中活動系サービスの充実
- ③ - 2 障害者福祉センターの機能充実
- ③ - 3 地域の活動拠点の充実

④ 住まいの場の充実

- ④ - 1 居住・施設系サービスの充実
- ④ - 2 生活ホームへの支援
- ④ - 3 住宅改善に関する支援の充実
- ④ - 4 市営住宅のバリアフリー化

⑤ 地域での支援体制の充実

- ⑤ - 1 民生委員・児童委員との連携（1章に前掲）
- ⑤ - 2 社会福祉協議会との連携
- ⑤ - 3 ボランティア団体等への支援
- ⑤ - 4 社会福祉法人・民間団体等との連携
- ⑤ - 5 民間サービス事業者の育成
- ⑤ - 6 地域包括支援ネットワークの促進
- ⑤ - 7 障害者地域自立支援協議会の充実
- ⑤ - 8 医療的ケア児等への支援体制の充実（2章に前掲）

第II編

第
3
章

I 地域生活支援体制の整備

障がい者がともに地域で自立した生活を送れるよう、相談窓口の充実及びコミュニケーション支援事業などをはじめとする地域生活支援事業の推進を図ります。また、障がい者の高齢化や障がいの重度化、いわゆる「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の整備について検討します。

項目名	①-1 市役所における相談窓口の充実	担当課
取組み内容	<p>障がい者の多様な相談に適切に応じられるよう、相談関係機関との連携を強化するとともに、多言語の対応をはじめさまざまな取組みについて検討を進めるなど、窓口における相談の充実を図ります。</p> <p>また、なんでも相談窓口においては、福祉分野にかかわらず幅広い相談窓口としての機能を充実し、市民の利便性を高めます。</p>	障害福祉課 くらし安心課 関連各課
項目名	①-2 相談員の専門性の向上	担当課
取組み内容	身近な地域における相談内容の充実を図るため、研修などを通じて身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員の専門性の向上に努めます。	障害福祉課 福祉総務課
項目名	①-3 相談支援事業及びピアカウンセリングの展開	担当課
取組み内容	<p>地域で生活する障がい者等とその家族を支援し、障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者等相談支援センターの充実を図るとともに、計画相談支援や地域相談支援等を実施する指定相談支援事業所の整備を促進します。</p> <p>また、障害者地域自立支援協議会において、各種相談支援事業所間の連携を図り、各障がいに対応した相談支援を展開します。</p> <p>さらに、障がい者等相談支援センター等において、さまざまな団体等と連携を図りながら、ピアカウンセリングを実施します。</p>	障害福祉課 こころの健康支援室
項目名	①-4 情報提供の充実	担当課
取組み内容	広報紙の福祉情報や市民ガイドブック、越谷市の障がい者福祉ガイドなどの内容を充実します。また、市ホームページの内容を充実するとともに、音声化や色使いなど障がい種別に配慮した情報伝達に努めます。	障害福祉課 関連各課

項目名	①-5 精神障がい者の地域移行及び地域生活の支援	担当課
取組み内容	精神科病院から退院可能な精神障がい者が早期に退院し地域で自立した生活が送れるように本人、家族、地域の関係者、医療機関等と連携を図り、地域移行及び地域生活の支援に努めます。	こころの健康支援室 障害福祉課
項目名	①-6 発達障がい児（者）への相談支援の充実	担当課
取組み内容	埼玉県の発達障害者支援センターや教育機関などの関係機関と連携し、発達障がいのある方の相談支援の充実を図ります。	子ども福祉課 障害福祉課 こころの健康支援室 関連各課
項目名	①-7 高次脳機能障がい者への相談支援の充実	担当課
取組み内容	埼玉県の高次脳機能障害者支援センター等と連携し、高次脳機能障がいのある方の相談支援の充実を図ります。	こころの健康支援室 障害福祉課 健康づくり推進課 関連各課
項目名	①-8 若年性認知症のある方への相談支援の充実	担当課
取組み内容	埼玉県の若年性認知症サポートセンターと連携し、若年性認知症のある方への相談支援の充実を図ります。	障害福祉課 地域包括ケア課 こころの健康支援室
項目名	①-9 基幹相談支援センターの設置	担当課
取組み内容	地域の相談支援機能の強化を図るため、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材の育成等を行う基幹相談支援センターの設置に向け、事業者等と連携して検討を進めます。	障害福祉課 子ども福祉課
項目名	①-10 地域生活支援拠点等の整備	担当課
取組み内容	障がい者の高齢化、障がいの重度化やいわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する地域生活支援拠点等の整備に向け、事業者等と連携して検討を進めます。	障害福祉課 子ども福祉課
項目名	①-11 地域生活支援事業の充実	担当課
取組み内容	障がい者が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、本市の実情や利用者の障がいの状況等に合わせて実施する地域生活支援事業の充実を図ります。	障害福祉課 子ども福祉課

表 越谷市で実施している主な地域生活支援事業

事業名	事業内容
障害者等相談支援事業	障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者の権利擁護のために必要な援助等を行う事業です。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用する必要がある知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図る事業です。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳、要約筆記の方法により、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。
日常生活用具給付事業	障がい者に対し、自立生活支援用具や排泄管理支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図る事業です。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話をうたために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行う事業です。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。
地域活動支援センター事業	障がい者等の地域生活支援の推進を図るために、地域活動支援センターにおいて、創造的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。
手話通訳者養成研修事業	身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができる、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成する事業です。
要約筆記者養成研修事業	身体障がい者福祉の概要や要約筆記の役割・責務等について理解ができる、要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成する事業です。
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成する事業です。
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する事業です。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図る事業です。
自動車運転免許取得・改造補助事業	障がい者に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を補助し、あるいは、障がい者が就労等を目的に自ら所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部を補助することにより、就労その他の社会参加を促進する事業です。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援サービスを提供することにより、その家族や介護者の一時的休息のための支援などを行う事業です。

2 生活を支える福祉サービスの充実

障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、訪問系サービスを充実するとともに、介護者の負担軽減等を図ります。また、自立を促進するための補装具、年金・手当等に関する情報提供に努めます。

項目名	②-1 訪問系サービス ^{※11} の充実	担当課
取組み内容	<p>在宅や病院等で食事等の介護を必要とする障がい者に対し、サービス利用計画等により、生活を維持するために必要な適切なサービス量を支給します。</p> <p>また、サービス事業者のサービス提供が適正なものになるよう支援します。</p>	障害福祉課 子ども福祉課 福祉総務課
項目名	②-2 ショートステイサービスの充実	担当課
取組み内容	<p>家族の急病などにより、家庭における介護が一時的に困難となった場合などに対応するため、ショートステイサービス（短期入所）を行う事業所の確保に努めます。</p> <p>また、サービス事業者のサービス提供が適正なものになるよう支援します。</p>	障害福祉課 子ども福祉課 福祉総務課
項目名	②-3 生活サポート事業の充実	担当課
取組み内容	障がい者の地域生活を支援するとともに、介護者の負担を軽減するため、生活サポート事業を実施するとともに、事業の充実のため登録事業者の確保に努めます。	障害福祉課 子ども福祉課
項目名	②-4 障がい児支援事業の充実（2章に前掲）	担当課
取組み内容	<p>障害福祉サービスや障害児通所支援を通じて、障がい児の在宅生活を支援するとともに、介護者等への負担軽減を図ります。就学児を対象とする放課後等デイサービスでは、個々の発達やライフステージに応じ、障がいの疑いがある段階から地域で支援できるよう保健・医療、教育等の関係機関との連携の促進に取り組みます。サービス提供事業者が少なく、必要なサービスが受けられない場合には、生活サポート事業等他の制度を一部活用するなどして、利用者のニーズに応えていきます。また、障害者総合支援法や児童福祉法等に基づくサービス事業所の設置を支援していきます。</p>	子ども福祉課 子ども施策推進課 障害福祉課 福祉総務課

※11 訪問系サービス：

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、「居宅介護」、「行動援護」、「重度訪問介護」など、障がい者の在宅生活を維持するための介護や外出支援を行うものこのことをいう。

項目名	②-5 介護知識の普及	担当課
取組み内容	介護者・家族や民生委員・児童委員を対象とした講座等により、障害福祉サービス等の制度や介護知識の普及を図ります。	障害福祉課
項目名	②-6 家族介護支援事業の推進	担当課
取組み内容	介護の方法やその向き合い方について、講演会の開催などを通じて情報提供や意見交換を行い、家族介護者の身体的・精神的な負担軽減を図ります。 また、認知症に対する理解を広く促進し、認知症の人とその家族を見守り支える地域づくりを推進します。	地域包括ケア課
項目名	②-7 福祉機器等に係る情報提供・相談の充実	担当課
取組み内容	補装具や日常生活用具を展示するとともに、点字・手話などの活用により、障がいに配慮した情報提供と相談の充実を図ります。また、各相談員や民生委員・児童委員などに補装具等に関する理解の促進を図ります。	障害福祉課
項目名	②-8 補装具の利用促進	担当課
取組み内容	補装具を必要とする方の利便性の向上やニーズに対応できるよう、補装具費の代理受領事業者の登録拡大に努め、補装具の利用を促進します。窓口相談や訪問調査などをを利用して、補装具に関する助言や指導を行うとともに、事業の周知や情報提供を行います。また、介護保険、労災保険等を利用する場合との適正な調整を図ります。さらに、障がい児については、障がいの早期発見等により補装具の利用が低年齢化しているため、児童の状態に応じた適正な給付に努めます。	障害福祉課 子ども福祉課
項目名	②-9 福祉機器の貸与の周知	担当課
取組み内容	社会福祉協議会の車いすや福祉車両の貸与事業を周知し、利用を促進します。	障害福祉課
項目名	②-10 年金・手当等の周知	担当課
取組み内容	障害基礎年金の受給に関する情報提供に努めるとともに、心身障害者扶養共済制度を周知します。また、特別児童扶養手当や特別障害者手当、重度心身障害者手当などの各種制度の周知も図ります。	国保年金課 障害福祉課 子ども福祉課
項目名	②-11 各種資金貸付制度の周知	担当課
取組み内容	障がい者の自立を支援する社会福祉協議会の各種資金貸付制度の周知を行い、利用の促進に努めます。	障害福祉課 子ども福祉課

項目名	②-12 全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業の充実（7章に再掲）	担当課
取組み内容	介護が必要な重度身体障がい者や知的障がい者が推薦した介護人を派遣することにより、社会参加のための外出を支援することで、障がい者の地域生活の充実及び障がいに対する理解の促進を図ることができる全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業を推進します。	障害福祉課

3 日中活動の場の確保

地域生活を送るうえで必要となる生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービスの充実を図ります。また、障害者福祉センターこばと館や地区センター・公民館など、地域における活動の場の充実に努めます。

項目名	③-1 日中活動系サービス ^{※12} の充実	担当課
取組み内容	日常生活において介護の必要な方や社会生活で訓練の必要な方等の利用の支援を行うとともに、生活介護や就労継続支援事業所等の確保に努めます。 また、事業所等のサービス提供が適正なものとなるよう支援します。	障害福祉課 福祉総務課
項目名	③-2 障害者福祉センターの機能充実	担当課
取組み内容	障害者福祉センターこばと館の各種事業及び専門職員による指導の充実を図るとともに、利用の促進に努めます。	障害福祉課
項目名	③-3 地域の活動拠点の充実	担当課
取組み内容	地域における身近な活動の場として地区センター・公民館の大型館化を計画的に進めるとともに、地区センター・公民館をはじめ、市民会館、交流館などの施設が有効に活用されるよう環境整備に努めます。	市民活動支援課

※12 日中活動系サービス：

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」など、日中の事業所への通所などをとおして、障がい者が介護や就労に向けた支援、生産活動の機会の提供を受けるサービスのことという。

4 住まいの場の充実

障がい者の住まいの場となるグループホーム等の確保に努めるとともに、入所施設におけるサービスの機能充実を図ります。

また、住宅改善・整備についての助成制度の周知と相談支援・情報提供等を図ります。

項目名	④-1 居住・施設系サービス ^{*13} の充実	担当課
取組み内容	<p>地域において自立した生活を望む方の利用の支援を行うとともに、地域における障がい者の生活の場となるグループホームの確保に努めます。</p> <p>また、入所施設については、施設入所支援サービスのほか、ショートステイなど地域生活を支えるサービス拠点としての機能の充実を図ります。</p> <p>さらに、事業所等のサービス提供が適正なものとなるよう支援します。</p>	障害福祉課 福祉総務課
項目名	④-2 生活ホームへの支援	担当課
取組み内容	自立した生活を望む障がい者に対し、住居を提供するとともに、社会的自立を助長する生活ホームの運営を支援します。また、障がい者の地域生活への円滑な移行を促進するため、暮らしを体験する機会を提供します。	障害福祉課
項目名	④-3 住宅改善に関する支援の充実	担当課
取組み内容	重度身体障がい者の居宅改善整備について、埼玉県総合リハビリテーションセンターなど関係機関との連携を強化し、相談の充実を図るとともに、制度の周知に努めます。	障害福祉課 子ども福祉課
項目名	④-4 市営住宅のバリアフリー化	担当課
取組み内容	市営住宅について、入居者の状況を考慮し、手摺りの設置や段差の解消などバリアフリー化を推進します。	建築住宅課

第II編
第3章

*13 居住・施設系サービス：

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等のうち、「自立生活援助」、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所支援」といったひとり暮らしや共同生活、入所施設での生活を支援するサービスのことをいう。

5 地域での支援体制の充実

誰もが身近な地域で快適に生活できるよう、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、ボランティア団体、社会福祉法人、NPOなどと連携し、地域ぐるみで支え合う体制づくりに努めます。

項目名	⑤-1 民生委員・児童委員との連携（1章に前掲）	担当課
取組み内容	民生委員・児童委員協議会の研修会を支援し、障がい者と地域とのパイプ役としてその活動の充実を促進します。	福祉総務課 障害福祉課 関連各課
項目名	⑤-2 社会福祉協議会との連携	担当課
取組み内容	社会福祉協議会は、ボランティアや在宅福祉サービスなどの拠点としてさまざまな事業を展開し、福祉の向上に大きな役割を担っています。地域福祉活動の推進主体となるため、今後も社会福祉協議会との連携の強化を図ります。	福祉総務課 障害福祉課
項目名	⑤-3 ボランティア団体等への支援	担当課
取組み内容	ボランティア活動は福祉の向上には欠かせないものであり、地域福祉の担い手として期待されていることから、社会福祉協議会と連携して、ボランティアの育成と組織化を図ります。また、活動場所や情報の提供、講習会・研修会、教室の開催等ボランティア活動の活性化・安定化等について検討し、その活動を支援します。	障害福祉課 関連各課
項目名	⑤-4 社会福祉法人・民間団体等との連携	担当課
取組み内容	障がい者の自立支援サービスの充実と社会福祉法人や民間団体などとの協働を推進するため、連携を強化します。	障害福祉課
項目名	⑤-5 民間サービス事業者の育成	担当課
取組み内容	民間サービス事業者のサービス提供が適正なものとなるよう支援し、障がい者がいつでも安心して適切なサービスを選択できるよう、民間サービス事業者の育成を図ります。	障害福祉課 福祉総務課

項目名	⑤-6 地域包括支援ネットワークの促進	担当課
取組み内容	<p>高齢者（高齢の障がい者も含む）が安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを中心として、地域の関係機関、団体、事業者等と連携し、高齢者を地域全体で見守り、支え合うネットワークの構築を推進します。</p> <p>また、このネットワークをとおして、支援を必要とする高齢者を早期に発見し、必要な福祉サービスにつなげるなど、迅速かつ適切な対応に努めます。</p>	地域包括ケア課 障害福祉課 関連各課
項目名	⑤-7 障害者地域自立支援協議会の充実	担当課
取組み内容	障がい者の地域生活を支援するために、相談支援事業を効果的に運営し、地域の課題を共有し解決に向けた役割を果たす障害者地域自立支援協議会の活動を推進します。障がい者がそのニーズや生活実態に即した障害福祉サービスなどの支援を受けられるよう、福祉・保健・医療・教育・雇用などの関係機関のさらなる連携を図ります。	障害福祉課
項目名	⑤-8 医療的ケア児等への支援体制の充実 (2章に前掲)	担当課
取組み内容	日常的に医療的ケアが必要な児童とその家族の地域生活支援の向上を図るため、保健、医療、福祉、保育、教育等の職務に従事する者等の関係機関・団体から構成される越谷市医療的ケア児等支援協議会の活動を推進します。地域における医療的ケア児等への支援体制に関する課題を共有し、解決に向けた相談支援体制の充実を図ります。	子ども福祉課

◎ 数値目標

項目名	指標名	実績			令和7年度目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
①-2 相談員の専門性の向上	民生委員・児童委員の相談・支援件数※	9,920件 (288件)	10,257件 (303件)	9,723件 (251件)	10,000件 (300件)
①-3 相談支援事業及びピアカウンセリングの展開	委託相談支援事業所での相談件数	10,102件	10,717件	11,569件	14,500件
②-3 生活サポート事業の充実	障がい児利用登録者数	234人	251人	256人	260人
	障がい児利用時間数	3,480時間	4,940時間	6,542時間	6,600時間
	障がい者利用登録者数	252人	276人	302人	504人
	障がい者利用時間数	4,024時間	5,206.5時間	4,200時間	5,311時間
②-6 家族介護支援事業の推進	家族介護教室参加人数	25人	31人	31人	40人
	認知症サポーター養成者数	3,945人	4,569人	4,926人	累計 63,000人
②-8 補装具の利用促進	身体障がい児補装具購入・修理	283件	293件	405件	410件
	身体障がい者補装具購入・修理	356件	308件	359件	363件
③-2 障害者福祉センターの機能充実	団体利用者数	15,140人	14,236人	13,423人	15,500人
	個人利用者数	6,055人	6,796人	5,628人	6,800人
	見学者数	54人	51人	61人	110人
⑤-5 民間サービス事業者の育成	集団指導出席率 (出席状況)	93.1% (108/116)	88.9% (104/117)	93.8% (150/160)	90.0%

※「民生委員・児童委員の相談・支援件数」における()内は障がい者に関するこ

第4章 教育・育成の充実

● 現状と今後の方向性

これまで本市では、一人ひとりのもてる力を最大限に伸ばし、主体性と自立性を促すうえで障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに学んでいくように、児童発達支援センターにおける早期療育や支援を必要とする児童への相談・訓練、公立保育所での障がい児保育等を行うとともに、特別支援学級の充実や通級指導、支援学習、さらに、越谷市立病院内に「おおぞら学級」を設置し、入院治療を行っている児童生徒の学習支援にも取り組むなど保育及び教育の充実を図ってきました。

障がい児（主に介助者の代筆）を対象としたアンケート調査では、介助にあたり本人との意思疎通が大変であるという意見が多く、団体ヒアリング調査では、家庭での療育、養育力の低下を不安に感じるという意見等もみられるなど子どもの育成や教育に関し、多くの保護者が悩みや不安を抱えていることが見受けられます。

このことから、保護者への十分な情報提供とともに、障がいの状況や子どもの成長にあわせた教育環境の整備が求められています。さらに、療育から連続性のある教育・育成は、子どもの成長に大きく影響するため、家庭・教育・福祉の連携も重要となります。

そこで、障がいの有無に問わらず、早期から家族や友達、学校の先生、そして地域の人々等と関わりを持ち、さまざまな経験を積みながら、学び、生きる力を身に付けていくよう、インクルーシブ教育システム^{※14}の整備に向けて、教職員の資質の向上も含めた教育・保育環境の充実を図ります。

※14 インクルーシブ教育システム：

障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶ仕組みのことをいう。

● 施策

① 就学前教育・保育の充実

- ①-1 障がい児保育の充実
- ①-2 交流保育の充実
- ①-3 保育士等の資質の向上
- ①-4 早期療育教室の充実（2章に前掲）
- ①-5 児童発達支援センターの充実（2章に前掲）
- ①-6 関係機関との連携強化

② 相談の充実

- ②-1 ともに育ち、ともに学ぶための相談の充実
- ②-2 教育相談の充実
- ②-3 就学相談の充実

③ 学校教育の充実

- ③-1 ともに学ぶ教育の推進
- ③-2 福祉体験等の充実
- ③-3 人権教育の推進
- ③-4 学校環境の整備と維持管理の充実
- ③-5 特別支援学級の充実
- ③-6 教職員研修の充実
- ③-7 病弱・身体虚弱児教育の充実
- ③-8 通級による指導の充実
- ③-9 特別支援学校との連携
- ③-10 特別支援学校や障がい者福祉施設との交流推進
- ③-11 支援籍学習の推進

④ 課外活動の充実

- ④-1 地域交流の促進
- ④-2 関係機関との連携強化

I 就学前教育・保育の充実

障がい児のもつ可能性を最大限に伸ばすためには、幼少の頃から多くの人との日常的なふれあいが重要であることから、就学前教育や保育の充実を図ります。また、保育所や越谷市児童発達支援センター、教育センターなど関係機関との連携を図っていきます。

項目名	①-1 障がい児保育の充実	担当課
取組み内容	就労等の理由により、日中の保育にあたれない保護者のため、集団保育が可能な障がいのある乳幼児に対して、公立保育所等においての受入れの充実を図ります。	保育入所課 保育施設課
項目名	①-2 交流保育の充実	担当課
取組み内容	幼少期からの交流が大切であることから、越谷市児童発達支援センターと保育所（園）の交流保育を推進します。	子ども福祉課 保育施設課
項目名	①-3 保育士等の資質の向上	担当課
取組み内容	障がいのある乳幼児を受け入れるため、保育士等の資質向上を図ります。	子ども福祉課 保育入所課
項目名	①-4 早期療育教室の充実（2章に前掲）	担当課
取組み内容	越谷市児童発達支援センターにおける早期療育教室の指導体制を充実するとともに、保健センター、保育所などの連携を図り、スムーズな就園が行えるよう対応します。	子ども福祉課
項目名	①-5 児童発達支援センターの充実（2章に前掲）	担当課
取組み内容	地域の中核的な療育施設として越谷市児童発達支援センターの機能を活かし、療育を必要とする児童を対象に日常生活における動作及び集団生活への適応訓練を実施します。また、専門職が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援を行う保育所等訪問支援事業を整備し、児童発達支援センターの療育機能の充実を図ります。	子ども福祉課

項目名	①- 6 関係機関との連携強化	担当課
取組み 内容	保育所や越谷市児童発達支援センター、教育センターなど、障がいのある乳幼児の保育・教育に関する関係機関の連携を強化し、障がい児に対する理解や発達を促すための指導の充実を図ります。	子ども福祉課 保育入所課 教育センター

2 相談の充実

児童生徒が安心して教育を受けられるよう、専門家や医師などの参加による教育相談・就学相談の充実を図るとともに、継続的な教育相談を推進します。また、障がいのある児童生徒へのきめ細かな対応を図るため、関係機関との連携強化や研修などによる教職員の資質の向上を図ります。

項目名	②-1 ともに育ち、ともに学ぶための相談の充実	担当課
取組み内容	地域の通常の学級でともに育ち、ともに学ぶうえでのさまざまな課題の解消や支援体制の確立のための相談活動の充実を推進します。	教育センター
項目名	②-2 教育相談の充実	担当課
取組み内容	障がいのある児童生徒一人ひとりの発達や就学、不登校や家庭教育等、多様な相談に的確に対応できるよう、研修会を開催し、相談員の専門性を高めます。また、保健・医療・福祉などとの連携を強化し、就学前の発達相談や学校における教育相談の充実を図ります。	教育センター
項目名	②-3 就学相談の充実	担当課
取組み内容	教育センターで実施している発達相談、特別支援学校・特別支援学級の見学による情報提供や就学支援委員会による判断をとおして、児童生徒一人ひとりにもっともふさわしい教育が受けられるよう就学相談を充実します。また、こうした体制についての十分な情報提供・相談が受けられるよう、関係機関との連携や案内パンフレットの作成等、周知に努めます。	教育センター

3 学校教育の充実

学校教育において、福祉教育を推進するため福祉体験等の充実を図ります。また、特別支援学級の指導体制や教職員研修を充実させ、障がい児の学習環境の向上に努めるとともに、通常学級との交流を深めることで、障がいのある人もない人も、ともに学べる学校教育環境づくりを目指します。

項目名	③-1 ともに学ぶ教育の推進	担当課
取組み内容	障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに学び育つことができるように、多様な方法で支援を進めます。	教育センター 指導課
項目名	③-2 福祉体験等の充実	担当課
取組み内容	福祉教育を推進するため、各小中学校の実態に応じて、各教科及び総合的な学習の時間などに高齢者や障がい者も講師となって、高齢者疑似体験・車いす体験などの福祉体験や手話の学習等の充実を図ります。	指導課
項目名	③-3 人権教育の推進	担当課
取組み内容	子どもの発達状況に応じて、障がいに関する正しい知識を身に付け、人権への配慮がその態度や行動に自然に現れるよう、人権感覚を培う教育を推進します。	指導課
項目名	③-4 学校環境の整備と維持管理の充実	担当課
取組み内容	子どもたちが安全・安心・快適に学べる学習環境の整備を進めるため、福祉環境整備事業に伴う、計画的なバリアフリー化の整備を図ります。 また、老朽化による施設・設備の機能低下を改善するため、緊急性の高い箇所から計画的に改修し、維持管理に努めます。	学校管理課
項目名	③-5 特別支援学級の充実	担当課
取組み内容	障がい児の一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、社会的自立を目指した教育を行うため、特別支援学級の適切な設置を推進し、教育課程の充実、施設設備品等の充実を図り、個々に応じた指導ができるよう努めます。	教育センター

項目名	③-6 教職員研修の充実	担当課
取組み内容	一人ひとりのニーズにこたえる教育が行えるよう市内全教職員を対象とした発達支援訪問事業をはじめ、特別支援学級等担当者研修会、特別支援教育コーディネーター連絡協議会を実施するほか、各種年次研修の場でも特別支援教育研修を行い、教職員の資質の向上を図ります。	教育センター
項目名	③-7 病弱・身体虚弱児教育の充実	担当課
取組み内容	入院治療を行っている児童生徒の学習機会を保障するため、越谷市立病院内に「おおぞら学級」を設置しています。長期の入院治療を行う児童生徒への指導だけでなく、短期入院や通院の児童生徒についても「体験学習」として取り組みを行うことで学習空白を生じさせない教育支援を行います。	教育センター
項目名	③-8 通級による指導の充実	担当課
取組み内容	通常学級とともに学んでいる障がいのある児童生徒の学習を支援するため、難聴・言語障がい通級指導教室や、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等の発達障がい・情緒障がい通級指導教室などの指導内容を充実するとともに、施設設備を整備し、学校間の連携を密にして、通級による指導の充実を推進します。	教育センター
項目名	③-9 特別支援学校との連携	担当課
取組み内容	市内在住の児童生徒が在籍する県内特別支援学校の学校行事や講演会などへの参加・協力及び特別支援学校のコーディネーターを招へいした教職員研修会の開催等をとおして連携を図ります。	教育センター
項目名	③-10 特別支援学校や障がい者福祉施設との交流推進	担当課
取組み内容	特別支援学校や障がい者福祉施設と市立小中学校との交流機会を確保し、障がいについての理解を深めるため、教職員や児童生徒相互の交流を推進します。	教育センター
項目名	③-11 支援籍学習の推進	担当課
取組み内容	特別支援学校に通う児童生徒が地域社会の中で豊かに暮らしていくことができるよう、自分の住んでいる地域の学校において、児童生徒との交流及び共同学習などの推進を図ります。また、通常学級や特別支援学級に在籍する児童生徒で、より特別な支援が必要な場合、困難を改善するために特別支援学級や特別支援学校での専門的な学習の推進を図ります。	教育センター

4 課外活動の充実

障がい児の心身の発達のため、越谷市児童発達支援センターや中川の郷療育センター等の利用促進を図ります。

項目名	④-1 地域交流の促進	担当課
取組み 内容	<p>障がい児の参加機会の充実が図れるよう、地域との交流機会などを拡大するとともに、保護者同士の交流や障がい児の居場所づくりを支援します。</p> <p>また、おもちゃや遊びをとおして、心身の発達をより豊かにできるよう、越谷市児童発達支援センターのおもちゃ図書室の充実を図ります。</p>	子ども福祉課
項目名	④-2 関係機関との連携強化	担当課
取組み 内容	障がいがあり保育所に入所している乳幼児に対して、療育を目的として、越谷市児童発達支援センターや中川の郷療育センターの利用を指導するなど、発達を促すための指導の充実を図ります。	保育入所課

◎ 数値目標

項目名	指標名	実績			令和7年度目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
①-2 交流保育の充実	児童発達支援センターの公立保育所への訪問回数・訪問人数	訪問回数： 5回 訪問人数： 56人	訪問回数： 3回 訪問人数： 36人	訪問回数： 6回 訪問人数： 70人	訪問回数： 8回 訪問人数： 80人
	公立保育所による児童発達支援センターへの訪問回数・訪問人数	訪問回数： 1回 訪問人数： 25人	訪問回数： 2回 訪問人数： 44人	訪問回数： 3回 訪問人数： 42人	訪問回数： 8回 訪問人数： 100人

第5章 雇用・就労の確保

● 現状と今後の方向性

これまで本市では、障がい者の就労機会の拡大を図るため、障害者就労支援センターを通じて、就労にかかる相談支援をはじめ、情報提供や職場開拓などを行うとともに、市役所での雇用拡大や障害者地域適応支援事業による職場実習、職場参加の機会拡大、働く機会を提供する障害福祉サービス事業所等の充実に取り組んできました。

障がい者を対象としたアンケート調査や団体ヒアリング調査では、収入に関することや働く場が限定されていることなどに不安や不満を感じている障がい者が多く、就労にあたっては、職場の上司や同僚の理解が必要との意見も多くみられました。また、企業を対象としたアンケート調査では、障がい者が就労するにあたり、障害福祉サービス「就労定着支援」の関心が高くなっていることなど、障がい者及び企業における就労・雇用に関するニーズが多様化していることが伺えます。

就労は、自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであり、障がい者の適性や能力に応じた就労の場の確保が重要な課題です。

国においても、障がい者の活躍の場の拡大と民間企業の雇用を促進することを目的として、改正障害者雇用促進法が令和2年4月から段階的に施行され、障がい者の就労に関する社会的関心はさらに高まることが想定されます。

このことから、障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、ハローワークや企業などの関係機関と連携を図りながら、多様な就労の機会を確保するとともに、それぞれの障がいの状況に応じたきめ細かな支援の充実を図ります。また、一般就労が困難な障がい者に対しては、多様な働く機会を提供する障害福祉サービス事業所等の工賃収入の向上を図るなど、総合的な支援を推進し、ともに働く共生社会の実現を目指します。

● 施策

① 総合的な就労支援の充実

- ① - 1 障害者就労支援センターの充実
- ① - 2 雇用の推進
- ① - 3 障がい者雇用の啓発
- ① - 4 雇用の場における障がい者の人権の擁護
- ① - 5 就労移行支援事業及び就労定着支援事業の充実
- ① - 6 職業相談・情報提供の充実

② 多様な働き方の支援

- ② - 1 市関連業務における就業機会の拡大
- ② - 2 障害者地域適応支援事業の充実
- ② - 3 障害者就労訓練施設しらこばとの充実
- ② - 4 指定障害福祉サービス事業所等の充実
- ② - 5 指定障害福祉サービス事業所「しらこばと」の充実
- ② - 6 農福連携による就労支援の検討

③ 受注機会の拡大

- ③ - 1 障害者就労施設等の受注の拡大
- ③ - 2 民間への販路拡大
- ③ - 3 共同受注ネットワークの推進

I 総合的な就労支援の充実

ハローワークや埼玉県の障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携・協力し、一般就労への移行や定着に向けた支援をはじめ、障がい者雇用に伴う各種助成制度等を周知します。また、企業等に対し障がいの状況などについて情報提供を行い、雇用の促進を図ります。

項目名	①-1 障害者就労支援センターの充実	担当課
取組み内容	<p>障がい者の職業的・社会的自立の促進を図るため、就労支援の総合窓口として障害者就労支援センターの機能の充実に努め、就労相談や職場開拓、障害者地域適応支援事業（職場参加・職場実習）など障がい者の適性に合った就労支援を行います。</p> <p>また、障がい者を雇用している、または雇用を検討している企業等に対し、雇用をするにあたっての相談に応じるなどの支援を行います。</p>	障害福祉課
項目名	①-2 雇用の推進	担当課
取組み内容	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、越谷市職員の障がい者の雇用を推進するため、彩の国さいたま人づくり広域連合やハローワークなどと連携を図り、採用に関する広報やPRの充実に努めます。	人事課
項目名	①-3 障がい者雇用の啓発	担当課
取組み内容	<p>障がい者雇用の理解を促進するため、各種イベントやセミナーにおいてPRの場を提供します。</p> <p>また、障がい者雇用に関する助成制度等について、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、事業主への周知・啓発に努めます。</p>	経済振興課
項目名	①-4 雇用の場における障がい者的人権の擁護	担当課
取組み内容	<p>雇用の場において、差別の解消、虐待防止の推進及び合理的配慮の提供の促進を図るため、機会をとらえて企業等への啓発活動を行います。</p> <p>また、雇用の場での権利擁護に関する相談については、関係機関と連携しながら支援を行います。</p>	障害福祉課 経済振興課

項目名	①-5 就労移行支援事業及び就労定着支援事業の充実	担当課
取組み内容	一般企業での就労（一般就労）を希望する障がい者の就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う場である就労移行支援事業所の利用を支援します。また、就労の継続支援を図るために指導及び助言を行う就労定着支援事業を推進し、障がい者の一般就労への定着を図ります。	障害福祉課
項目名	①-6 職業相談・情報提供の充実	担当課
取組み内容	<p>ハローワークや埼玉障害者職業センター、埼玉県障害者雇用総合サポートセンター、障害者就業・生活支援センター等の国・県・広域圏の障がい者雇用支援・就労支援機関と障害者就労支援センター等の連携を密にし、相談支援体制の強化を図ります。</p> <p>また、ハローワークが実施する県東地域障害者就職面接会やトライアル雇用制度等の活用を図るとともに、関係機関が実施している各種制度の利用について、事業所や障がい者への周知を図ります。</p>	障害福祉課 経済振興課

2 多様な働き方の支援

障がい者がその能力や適性に応じて多様な就労ができるよう、市関連業務における就業機会の拡大を図るとともに、障害者地域適応支援事業により、職場実習・職場参加の機会を提供します。また、就労継続支援事業や地域活動支援センター等の生産活動を行う事業所の運営を支援します。

項目名	②-1 市関連業務における就業機会の拡大	担当課
取組み内容	市関連業務における多様な障がい者雇用のあり方を検討し、障がい者の就業機会の拡大に努めます。	人事課 障害福祉課 関連各課
項目名	②-2 障害者地域適応支援事業の充実	担当課
取組み内容	障がい者の就労に対する社会適応力を高めるとともに、民間企業等受入れ側の意識啓発を図るなど、多様な就労形態を模索する障害者地域適応支援事業（職場参加・職場実習）を実施します。	障害福祉課
項目名	②-3 障害者就労訓練施設しらこばとの充実	担当課
取組み内容	本市の障がい者就労訓練の中核的な施設として、障害者就労訓練施設しらこばとの機能を充実し、市内の障がい者施設や障害者就労支援センター等と連携を図りながら、在宅者や障がい者施設通所者等に就労訓練の場を広げます。また、地域住民等との交流を図り、障がい者施設の就労支援技術と工賃収入の向上を図ります。	障害福祉課
項目名	②-4 指定障害福祉サービス事業所等の充実	担当課
取組み内容	就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターなどの障害福祉サービス事業所等が障がい者の多様な働き方の拠点として、利用者の工賃収入の向上等を図れるよう支援します。	障害福祉課
項目名	②-5 指定障害福祉サービス事業所「しらこばと」の充実	担当課
取組み内容	指定障害福祉サービス事業所「しらこばと」では、就労移行支援事業及び就労定着支援事業において、一般就労及びその定着の支援を行います。また、就労継続支援B型事業においては、パン・ケーキ等の自主生産品の製造・販売を行い、工賃収入の向上を目指します。	障害福祉課

項目名	②-6 農福連携による就労支援の検討	担当課
取組み内容	就労機会の創出などが期待できる農福連携の取組みについて、障がい者等の就労支援につなげる方策を検討します。	障害福祉課 農業振興課 人事課 生活福祉課

コラム

～障害者就労支援センターについて～

■ 障害者就労支援センター

越谷市では、障がい者に対し、個々の希望に沿った就労に向けた支援を図るため、越谷市障害者就労支援センターを設置しています。

障害者就労支援センターでは、障がい者の就労準備や就職活動の支援、就職した障がい者が長く職場に定着できるような支援など、就労に関する支援を無料で行っています。

■ 障害者地域適応支援事業

障害者就労支援センターでは、市役所や民間企業等で障がい者の職場参加、職場実習の機会を提供する障害者地域適応支援事業を実施しています。本事業は、障がいの状況を問わず、希望すればどなたでも参加できる事業であることが特色となっています。事業の実施をとおして、企業等に対しては、障がい者が働くことについての理解促進を図っています。

毎年度の事業終了後には受け入れていただいた企業等の職員や障がい者、実習時の支援パートナーと感想を出し合ったり、改善点などを話し合ったりする機会を設けており、事業の改善を図っています。

3 受注機会の拡大

障害者優先調達推進法により、国・独立行政法人等は優先的に障害者就労施設等から物品及び役務を調達することが求められ、市等に対しても受注機会の拡大を図ることとされています。障害者就労施設等への発注を増やすとともに、その仕事を受注できるような取り組みを支援します。

項目名	③-1 障害者就労施設等の受注の拡大	担当課
取組み内容	市の関係各課に障害者就労施設等からの物品等の調達方針を広く周知し、方針に沿った発注を通じて、障害者就労施設等の受注の拡大を図ります。	障害福祉課
項目名	③-2 民間への販路拡大	担当課
取組み内容	<p>障害者就労施設等で生産された製品の展示・紹介コーナーを市役所等に設置するとともに、民間事業所への市広報紙等を使ったPRや生産品の市役所内での活用を推進するなど、販路拡大を支援します。</p> <p>また、障害者就労訓練施設しらこばとでは、市内障がい者施設等と連携を図り、共同受注や生産品の展示・販売などの販路拡大策の検討を進めます。</p>	障害福祉課
項目名	③-3 共同受注ネットワークの推進	担当課
取組み内容	障害福祉サービス事業所等の利用者の工賃収入の向上、障がい者の社会参加の促進を図るため、市や民間企業から発注された業務に対応することが可能な複数の障害福祉サービス事業所等が共同して受注することにより、事業所単位では受けられない大規模な注文への対応が可能となる共同受注ネットワークの取り組みを推進します。	障害福祉課

◎ 数値目標

項目名	指標名	実績			令和7年度 目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
①-1 障害者就労支援センターの充実	相談件数	2,409件	1,970件	1,958件	2,480件
	支援登録人数	121人	87人	100人	100人
	年間就職件数	87件	97件	77件	100件
②-2 障害者地域適応支援事業の充実	障害者地域適応支援事業参加者数	16人	20人	20人	60人
	障害者地域適応支援事業実習職場数	16か所	19か所	18か所	40か所
②-3 障害者就労訓練施設しらこばとの充実	施設利用者数	11,520人	17,523人	18,387人	23,000人
②-5 指定障害福祉サービス事業所「しらこばと」の充実	延べ利用者数	12,109人	12,052人	10,851人	11,800人

第6章 生涯学習環境の整備・充実

● 現状と今後の方向性

これまで本市では、図書館サービスの充実に取り組むとともに、障害者福祉センターこばと館における障がい者団体や趣味サークル等の育成、スポーツ講習会の開催、文化芸術活動の促進事業などに取り組んできました。また、生涯学習活動の成果発表や交流の促進、各種スポーツ大会などへの選手の派遣なども推進してきました。

障がい者を対象としたアンケート調査では、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦」、「趣味の活動」、「日帰り旅行」、「スポーツやレジャーなどの活動」など幅広い活動への参加希望がみられました。また、団体ヒアリング調査では、障がい者スポーツ指導員の育成や活動しやすい環境の整備などを求める意見がみられました。

生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動、文化芸術活動などへの参加は、障がい者の生きがいや生活の質の向上、心身の健康保持・増進を図る上でも大きな役割を果たします。また、障がい者が多様な分野で活躍することは、市民の障がいへの理解を深め、障がい者の自立と社会参加の促進にも寄与します。

のことから、近年、国で制定・施行された障害者文化芸術活動推進法及び読書バリアフリー法等の趣旨も踏まえ、施設・設備の整備、指導者の養成、情報提供・相談体制の向上、成果を発表する場の充実など、多様な活動に参加できる環境を整えます。

● 施策

① 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進

- ①-1 参加しやすい生涯学習の環境づくり
- ①-2 スポーツ・レクリエーション教室及び講座等の開設
- ①-3 図書館サービスの充実
- ①-4 生涯学習・スポーツ指導者の養成及び確保
- ①-5 障がい者のスポーツ交流の促進
- ①-6 情報提供の充実

② 文化芸術活動の促進

- ②-1 文化芸術活動を促す各種事業の推進
- ②-2 国・県等の文化芸術活動を支援する事業の周知
- ②-3 趣味グループの育成

③ 多様な社会参加の促進

- ③-1 障がい者団体の育成
- ③-2 障がい者間交流の促進
- ③-3 障がい者の公共施設の利用促進（1章に前掲）
- ③-4 ボランティアセンターにおける障がい者対応の充実
- ③-5 障がい者団体等からの活動ニーズの把握

I 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進

各種学級や講座等に関するきめ細かな情報提供に努めるとともに、録音図書や対面朗読の充実、配送サービスの提供などによる読書活動への支援、生涯学習活動の成果の発表やスポーツ大会への参加など、誰もが参加しやすい環境づくりを推進します。また、生涯学習やスポーツの指導者の育成を図るとともに、障がいのある人もない人も、ともに生涯学習・スポーツ活動を通し、交流が図れるよう支援します。

項目名	①-1 参加しやすい生涯学習の環境づくり	担当課
取組み内容	障がい者の生涯学習の機会を充実するため、各種学級・講座等に参加しやすい環境づくりを進めます。	生涯学習課
項目名	①-2 スポーツ・レクリエーション教室及び講座等の開設	担当課
取組み内容	障がいの内容や程度など、心身の状況に応じ誰もが参加できるようなスポーツ・レクリエーション教室や講座、運動プログラムの充実を図ります。	スポーツ振興課 障害福祉課
項目名	①-3 図書館サービスの充実	担当課
取組み内容	<p>障がい者の学習意欲に応えるため、録音図書作製や音訳の講習会などによりボランティア活動を支援し、録音図書や対面朗読の充実を図ります。</p> <p>また、視覚による表現の認識が困難な方が利用しやすいよう、拡大読書器の利用促進、音声による新着図書の案内、ＬＬブック・拡大図書等の収集に努めます。</p> <p>さらに、外出することが困難な方が利用しやすいよう、自宅などに図書等を配送するサービスを提供するとともに、視覚障害者等の利便性の向上を図るため、音声読み上げや文字拡大・色反転が自由に行える電子書籍の導入を検討し、利用者一人ひとりの読書ニーズに対応したサービスを提供します。</p>	図書館

項目名	①-4 生涯学習・スポーツ指導者の養成及び確保	担当課
取組み内容	<p>生涯学習に関する指導者や講師を紹介する「生涯学習リーダーバンク」については、登録の際に、障がい者を対象にした指導実績等の詳細について把握し、多くの方からの要望に応えられるよう指導者の確保に努めます。</p> <p>また、「生涯学習リーダーバンク」登録者等を対象に講座を開催するなど、市民の多様化・高度化する、生涯学習に関するニーズに的確に応えられるよう、生涯学習リーダーの確保を図ります。</p> <p>障がい者スポーツの指導者については、「障害者スポーツ指導員養成講習会」で資格を取得した障害者スポーツ指導員による障がい者スポーツ教室等の運営・指導を通じ指導者のスキルアップを図ります。</p> <p>また、市民からの多様な要望にも対応できるよう「障害者スポーツ指導員」の有資格者をスポーツリーダーバンクへ登録するとともに、講習会等の情報提供を行い指導員の確保に努めます。</p>	生涯学習課 スポーツ振興課
項目名	①-5 障がい者のスポーツ交流の促進	担当課
取組み内容	関係団体や機関との連携を図り、障がい者が参加しやすいようスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るとともに、国や県など広域的な規模で開催されるスポーツ大会等への障がい者の参加を促進します。	スポーツ振興課 障害福祉課
項目名	①-6 情報提供の充実	担当課
取組み内容	生涯学習に関する情報提供の充実を図り、市ホームページに最新の情報を掲載することにより、生涯学習活動を支援します。また、ボランティア団体の協力による録音図書の発行に努めます。	生涯学習課

2 文化芸術活動の促進

障がいのある人もない人も、文化芸術に触れることができるよう、障害者福祉センターこばと館などで文化芸術活動を促進する各種事業を開催します。

項目名	②-1 文化芸術活動を促す各種事業の推進	担当課
取組み内容	障がい者の文化芸術活動の成果を発表する機会の充実を図るため、展覧会・文化祭等に参加しやすい環境づくりを進めます。	障害福祉課 生涯学習課
項目名	②-2 国・県等の文化芸術活動を支援する事業の周知	担当課
取組み内容	国や県が開催している障がい者の文化芸術活動を推進する事業について、情報提供や周知を行います。	障害福祉課 生涯学習課
項目名	②-3 趣味グループの育成	担当課
取組み内容	多様な特技や趣味活動を介した社会参加を促進するため、障害者福祉センターこばと館の団体室や社会適応訓練室等の無料貸出を実施し、趣味グループの育成を支援します。	障害福祉課

3 多様な社会参加の促進

障がい者の活動母体として、障がい者団体の育成に努めるとともに、障がい者の各種趣味グループの育成や障がい者間交流の促進を図ります。

項目名	③-1 障がい者団体の育成	担当課
取組み内容	障がい者団体の活動拠点である障害者福祉センターこばと館で、障がい者の活動母体である団体を育成し、さまざまな社会参加への促進が図れるよう支援します。	障害福祉課
項目名	③-2 障がい者間交流の促進	担当課
取組み内容	障がい者間の交流を促進し、共通して取り組める問題の解決や相互理解が図られるよう支援します。	障害福祉課
項目名	③-3 障がい者の公共施設の利用促進 (1章に前掲)	担当課
取組み内容	障がい者が地域で活発に交流できるように、地区センター・公民館、市民会館、交流館などのコミュニティ施設のバリアフリー化や使用料の減額などを行い、公共施設の利用の促進を図ります。	市民活動支援課 障害福祉課 関連各課
項目名	③-4 ボランティアセンターにおける障がい者対応の充実	担当課
取組み内容	障がい者の社会参加のサポート役として、さまざまな障がいに対応できるようボランティアセンターの機能の充実に努めるとともに、障害者福祉センターこばと館における福祉ボランティアの育成事業の中で、ボランティアセンターとの連携を図ります。	障害福祉課
項目名	③-5 障がい者団体等からの活動ニーズの把握	担当課
取組み内容	障がい者へ多様な社会参加の支援を図ることができるよう、障害者福祉センターこばと館連絡調整会議の構成団体に対し、活動ニーズの把握を行うとともに、その活動ができる体制づくりを推進します。	障害福祉課

◎ 数値目標

項目名	指標名	実績			令和7年度目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
①-2 スポーツ・レクリエーション教室及び講座等の開設	スポーツ教室実施回数	8回	7回	7回	10回
	スポーツ教室延べ参加人数	92人	88人	61人	100人
①-4 生涯学習・スポーツ指導者の養成及び確保	障がい者スポーツ指導員	7人	8人	8人	15人
	障がい者スポーツ指導員延べ派遣者数	36人	35人	36人	40人
②-3 趣味グループの育成	こばと館各室利用サークル数	14団体	14団体	15団体	21団体
③-1 障がい者団体の育成	こばと館団体利用者数	15,140人	14,236人	13,423人	15,500人

コラム

～障害者文化芸術活動推進法、読書バリアフリー法について～

■ 障害者文化芸術活動推進法について

障害者文化芸術活動推進法は、障がい者が文化芸術を鑑賞・参加・創造するための環境整備や文化芸術活動を通じた交流の促進などを目指して制定された法律です。

本市では、障害者週間に開催される「こころのアート展」をはじめ、文化芸術活動の成果を発表する展覧会・文化祭等の実施や活動の場の提供など、障がい者の文化芸術活動に係る各種支援を行っています。

■ 読書バリアフリー法について

読書バリアフリー法は、視覚障がいや学習障がいなどにより、文字や絵が印刷された本を読むことが困難な方々の読書環境の整備を推進することで、誰もが等しく読みたい本を自由に読むことができる社会を目指して制定された法律です。

本市では、録音図書や対面朗読をはじめとする図書館サービスの充実など、読書環境の向上に取り組んでいます。

第7章 生活環境の整備・充実

● 現状と今後の方向性

これまで本市では、障がい者が地域で安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、公共施設等のバリアフリー化の推進や道路・交通環境の整備、外出・移動支援の充実、災害時に備えた福祉避難所の整備などに取り組んできました。また、手話言語の普及とコミュニケーション支援のさらなる充実を図るために、平成30年3月には越谷市手話言語条例を制定しました。

障がい者を対象としたアンケート調査では、障がいにより人とのコミュニケーションが難しいと感じる方が多く、越谷市手話言語条例についても認知度が低いという結果となっており、団体ヒアリング調査においても、手話の普及が進んでいないという意見がありました。また、自転車の利用マナーや災害時における公共交通機関のアナウンスの仕方など、ハードだけでなく、ソフト面での取組みを求める声もあがりました。

障がい者が地域社会の中で活動し、自立した日常生活を営むためには、住宅をはじめ公共的建築物や道路・交通環境などさまざまな場面における社会的障壁の除去を推進する取組みが必要です。また、手話言語条例の推進や点訳・音訳など市民による情報支援活動の促進等をおとして、情報アクセシビリティの向上を図ることも必要です。

そこで、障がい者が安心して生活できるように、住環境の整備や移動しやすい環境の整備、アクセシビリティ^{※15}に配慮した情報提供の充実、防災・防犯対策などハードとソフトの両面から、障がい者に配慮したまちづくりを総合的に進めます。

※15 アクセシビリティ：

情報への確実なアクセスまたはさまざまな製品や建物、サービスへのアクセスのしやすさのこと

● 施策

① 福祉のまちづくりの推進

- ① - 1 越谷市まちの整備に関する条例の普及・啓発
- ① - 2 福祉のまちづくりに関する法律及び県条例の普及・啓発
- ① - 3 土地区画整理事業の推進
- ① - 4 公共的建築物等のバリアフリー化の促進
- ① - 5 小中学校施設のバリアフリー化の整備
- ① - 6 公園等オープンスペースの整備
- ① - 7 公的施設の利便性の向上

② 道路・交通環境の整備

- ② - 1 歩道の整備
- ② - 2 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設
- ② - 3 電線類の地中化の推進
- ② - 4 放置自転車等対策の推進
- ② - 5 公共サインの整備
- ② - 6 鉄道駅のバリアフリー化の促進
- ② - 7 バス路線等の整備促進

③ 外出・移動の支援の充実

- ③ - 1 「ふれあい号」の周知
- ③ - 2 福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付
- ③ - 3 自動車運転免許取得費の助成
- ③ - 4 自動車改造費の助成
- ③ - 5 バリアフリーマップの作成
- ③ - 6 各種割引制度等の周知
- ③ - 7 福祉有償運送の促進
- ③ - 8 移動支援事業の充実
- ③ - 9 視覚障がい者の移動介護の充実
- ③ - 10 全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業の充実
(3章に前掲)
- ③ - 11 身体障がい者補助犬の利用促進

④ 情報アクセシビリティの向上

- ④-1 手話言語条例の推進
- ④-2 コミュニケーション支援事業の充実
- ④-3 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業の充実
- ④-4 広報媒体を通じた広報・啓発の充実
- ④-5 インターネットの活用
- ④-6 市民による情報支援活動の促進
- ④-7 I C T 講習会の開催
- ④-8 公共施設予約案内システムの充実

⑤ 防犯・防災体制の整備

- ⑤-1 防犯・防火・防災意識の啓発
- ⑤-2 緊急時通報システムの充実
- ⑤-3 災害時支援バンダナの配布
- ⑤-4 救急医療情報キット事業の推進（2章に前掲）
- ⑤-5 自主防災組織の育成・強化
- ⑤-6 地域ぐるみの協力体制の整備
- ⑤-7 福祉施設での避難者受入れ体制の確立

I 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人も安心して暮らし続けられるよう、福祉のまちづくりに関する法律や条例の普及・啓発に努め、一体性・連続性のあるバリアフリーのまちづくりを推進します。また、多くの市民が利用する公共的建築物等のバリアフリー化を促進します。

項目名	①-1 越谷市まちの整備に関する条例の普及・啓発	担当課
取組み内容	市民や民間事業者に対し、福祉のまちづくりについて啓発を行うとともに、「越谷市まちの整備に関する条例」の普及に努め、住みよいまちの整備を図ります。	開発指導課
項目名	①-2 福祉のまちづくりに関する法律及び県条例の普及・啓発	担当課
取組み内容	事業者に対し、県と協力して、「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」など福祉のまちづくりに関する法律や条例の普及・啓発に努めます。	建築住宅課
項目名	①-3 土地区画整理事業の推進	担当課
取組み内容	土地区画整理事業を通じて、歩道の段差を解消するなど、安全な歩行空間のあるまちづくりを推進します。	市街地整備課
項目名	①-4 公共的建築物等のバリアフリー化の促進	担当課
取組み内容	福祉のまちづくりに関する法律や条例に基づき、多くの市民が利用する公共的建築物及び民間建築物について、高齢者、障がい者等の利用に配慮した施設・設備となるよう事業者に対して指導を行い、バリアフリー化を促進します。	建築住宅課 関連各課
項目名	①-5 小中学校施設のバリアフリー化の整備	担当課
取組み内容	教育環境の充実を図るため、市内小中学校のバリアフリー化の整備については、福祉環境整備事業として、視覚障がい者誘導用ブロック・スロープ・階段手摺りについて計画的に整備を進めます。さらに、トイレの洋式化についても整備を行います。	学校管理課

項目名	①-6 公園等オープンスペースの整備	担当課
取組み内容	市民の憩いの場として、また防災の避難場所として利用できるよう、公園・緑地などオープンスペースの整備を計画的に推進します。また、出入り口の段差の解消や車いすが通行できる幅の確保、多機能トイレの設置など、障がい者に配慮した公園などの整備・改修を推進します。	公園緑地課
項目名	①-7 公的施設の利便性の向上	担当課
取組み内容	地区センター・公民館、市民プール、高齢者福祉施設、公園などの公的施設において、障がい者の利用に際する利便性の向上を図ります。	障害福祉課 関連各課

2 道路・交通環境の整備

障がい者が積極的にまちに出て、行動範囲を広げることができるよう、段差のない歩道や視覚障がい者誘導用ブロックなど、歩行空間の整備を計画的に推進します。また、公共交通機関が使いやすくなるよう、鉄道駅舎や路線バスのバリアフリー化を促進し、道路・交通環境の整備に努めます。

項目名	②-1 歩道の整備	担当課
取組み内容	安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の新設を推進するとともに、既設歩道の拡幅や段差の解消を計画的に推進します。また、自転車利用の増大に伴い、歩行者と自転車が安全で快適に通行できるよう、歩行空間の確保を図ります。	道路建設課
項目名	②-2 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	担当課
取組み内容	視覚障がい者の歩行の安全を確保するため、駅周辺や公共施設周辺の歩道や都市計画道路の整備において、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を計画的に推進します。	道路建設課
項目名	②-3 電線類の地中化の推進	担当課
取組み内容	安全で快適な通行空間の確保のほか都市防災機能の向上や都市景観の向上を図るため、電線類の地中化を推進します。	道路建設課
項目名	②-4 放置自転車等対策の推進	担当課
取組み内容	駅周辺の環境悪化の防止や通行機能の確保及び歩行者の安全保持を図るため、自転車等誘導員を配置し、自転車利用者への指導や駐車秩序の保持のための整理・撤去を行い、放置自転車等の防止に努めます。	暮らし安心課
項目名	②-5 公共サインの整備	担当課
取組み内容	「越谷市公共サインマニュアル」に基づき、案内誘導を目的とした公共サインなどの整備を推進し、誰にでもわかりやすいものとします。	都市計画課 関連各課

項目名	②-6 鉄道駅のバリアフリー化の促進	担当課
取組み内容	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、鉄道事業者に対してホームドアの設置など安全で統一した案内誘導装置や鉄道駅の利便性の向上に向けた整備を働きかけます。	都市計画課
項目名	②-7 バス路線等の整備促進	担当課
取組み内容	鉄道駅を中心に運行されているバス路線の充実をはじめ、利便性が高く持続可能な公共交通網の形成に努めます。また、走行環境の改善や運行情報のPRなど側面的支援を行うとともに、国・県との連携のもと、バスの利便性を高める取組みとして、高齢者や障がい者などの乗降がスマーズに行えるノンステップバスの導入に際し、バス事業者の購入費用の一部を助成します。	都市計画課 関連各課

3 外出・移動の支援の充実

福祉タクシー利用券、自動車燃料費助成券の交付や自動車運転免許取得費、自動車改造費の助成など各種福祉事業を推進するとともに、障がい者が安心して外出できるよう、バリアフリーマップを作成し、情報提供に努めます。また、障がい者の生活範囲拡大を支援するため、障害者総合支援法の移動支援事業と調整を図りながら、視覚障がい者や全身性障がい者、重度知的障がい者の移動手段の充実に努めます。

項目名	③-1 「ふれあい号」の周知	担当課
取組み内容	社会福祉協議会が行っている、歩行困難な身体障がい者や高齢者のためのリフト付きワゴン車「ふれあい号」を周知し、利用を促進します。	障害福祉課
項目名	③-2 福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付	担当課
取組み内容	在宅重度障がい者の外出を支援するため、福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成券を交付し、費用の一部を助成します。制度の周知を図るとともに、取扱い事業所の拡大を進めることにより、事業を推進します。	障害福祉課 子ども福祉課
項目名	③-3 自動車運転免許取得費の助成	担当課
取組み内容	障がい者の社会参加及び自立を促進するため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。	障害福祉課
項目名	③-4 自動車改造費の助成	担当課
取組み内容	重度身体障がい者の社会参加を促進するため、所有する自動車を改造する際の費用の一部を助成します。	障害福祉課
項目名	③-5 バリアフリーマップの作成	担当課
取組み内容	障がい者などが安心してまちに外出し、行動範囲を拡大できるよう、公共施設などのバリアフリー状況を取りまとめ作成したバリアフリーマップ（冊子版、Web版）について、掲載情報の充実に努めます。	障害福祉課
項目名	③-6 各種割引制度等の周知	担当課
取組み内容	障がい者の外出、積極的な社会参加を促進するため、交通機関の旅客運賃割引や有料道路の通行料金割引、駐車禁止の除外などの制度の周知に努めます。	障害福祉課 子ども福祉課

項目名	③-7 福祉有償運送の促進	担当課
取組み内容	NPO等が実施する福祉有償運送を促進するため、埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会において必要事項を協議するとともに、指導・助言を行います。	福祉総務課 関連各課
項目名	③-8 移動支援事業の充実	担当課
取組み内容	屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出を支援するため、事業の周知や協定事業者の拡大を図ります。	障害福祉課 子ども福祉課
項目名	③-9 視覚障がい者の移動介護の充実	担当課
取組み内容	視覚障がい者の社会参加のための外出を支援するため、障害者総合支援法の同行援護サービス事業者の確保を図ります。また、同行援護を補完するガイドヘルパー派遣事業の充実に努めます。	障害福祉課
項目名	③-10 全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業の充実（3章に前掲）	担当課
取組み内容	介護が必要な重度身体障がい者や知的障がい者が推薦した介護人を派遣することにより、社会参加のための外出を支援することで、障がい者の地域生活の充実及び障がいに対する理解の促進を図ることができる全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業を推進します。	障害福祉課
項目名	③-11 身体障がい者補助犬の利用促進	担当課
取組み内容	身体障がい者の自立と社会参加を促すことを目的に盲導犬、聴導犬、介助犬などの補助犬の利用を促進します。また、補助犬の同伴や使用に関する相談に応じ、必要な助言等を行うとともに、事業者等に補助犬の受け入れについて普及・啓発を図ります。	障害福祉課

4 情報アクセシビリティの向上

障がい者が日常生活で情報の取得がしやすくなるよう、インターネットの活用や広報活動を行う際の配慮、市民の情報支援活動の促進など、障がいの状況に応じた情報提供を行います。また、平成30年3月に制定した越谷市手話言語条例の趣旨に基づき、聴覚障がい者の情報保障に関する取組みも推進します。

項目名	④-1 手話言語条例の推進	担当課
取組み内容	手話は言語であり、生活の言葉が音声言語だけではないことを多くの方に理解いただけるよう周知・啓発に努めます。また、「手話に関する施策の推進計画」に基づき、手話を必要とする方が安心して日常生活を送ることができる環境を整える取組みを進めます。	障害福祉課 関連各課
項目名	④-2 コミュニケーション支援事業の充実	担当課
取組み内容	聴覚等に障がいのある方とない方、双方のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者の確保及び質の向上に努め、派遣体制の充実とともに周知を図ります。	障害福祉課
項目名	④-3 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業の充実	担当課
取組み内容	盲ろう者の社会生活におけるコミュニケーションを支援し、盲ろう者の社会参加を促進するため、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業を埼玉県などと共同で実施し、通訳・介助員の養成及び確保に努めます。	障害福祉課
項目名	④-4 広報媒体を通じた広報・啓発の充実	担当課
取組み内容	広報紙による広報・啓発を充実するとともに、「市民ガイドブック」や「越谷市の障がい者福祉ガイド」には最新の情報を掲載するよう努め、利便性の向上を図ります。視覚に障がいのある方へは「広報こしがや点字版」を発行します。また、ボランティア団体による録音図書版も発行します。さらに、ホームページ充実や越谷cityメール配信サービスの利用拡大に努めます。	広報シティプロモーション課 関連各課

項目名	④-5 インターネットの活用	担当課
取組み内容	ICT（情報通信技術）の発展を踏まえ、アクセシビリティに関するJIS規格「JIS X 8341-3:2010」に沿った誰もが見やすく使いやすいホームページづくりと「障害者の日記念事業ふれあいの日」などのイベント情報や交流事業の広報・啓発に努めます。	広報シティプロモーション課 関連各課
項目名	④-6 市民による情報支援活動の促進	担当課
取組み内容	聴覚や視覚などの障がいのある人の情報アクセシビリティの向上を図るため、点訳、音訳、手話、要約筆記などを行う市民ボランティア活動を支援するとともに、広報紙などの点訳、音訳版を提供します。	障害福祉課 広報シティプロモーション課
項目名	④-7 ICT講習会の開催	担当課
取組み内容	障がい者がパソコンなどを活用してより多くの情報を得られるように、障害者就労訓練施設しらこばとにおいて、ICT（情報通信技術）講習会を実施します。また、民間企業が行う講習会等への協力・連携に努めます。	障害福祉課
項目名	④-8 公共施設予約案内システムの充実	担当課
取組み内容	本市を含む近隣5市1町で構成する「埼玉県東南部都市連絡調整会議」において運用している、公共施設の各種情報の案内、空き状況の照会や予約の申し込みをパソコンや携帯電話などから24時間・365日行えるアクセシビリティに配慮したシステムの充実を図ります。	政策課

5 防犯・防災体制の整備

災害などの緊急時に障がい者の安全が確保されるよう、障がい者に対して防犯・防火・防災に関する啓発や防災訓練への参加の促進を図るとともに、災害時要援護者避難支援制度の推進を図ります。また、緊急時の連絡のため、緊急時通報システムの充実を図ります。

項目名	⑤-1 防犯・防火・防災意識の啓発	担当課
取組み内容	広報紙、パンフレット、出張講座への講師派遣などにより、市民の防犯・防火・防災意識の啓発に努めます。また、市が行う防災訓練への障がい者の参加を促進するとともに、地域において自主防災組織などが実施する防災訓練を支援します。	危機管理室 くらし安心課 消防局予防課
項目名	⑤-2 緊急時通報システムの充実	担当課
取組み内容	聴覚障がい者や言語に障がいのある方への緊急時の対応を図るため、緊急時に消防署に通報できる Net 119・FAX 119 通報システムの周知を図ります。	障害福祉課 消防局指令課
項目名	⑤-3 災害時支援バンダナの配布	担当課
取組み内容	災害発生時に周りの方から避難するための支援や避難してからの支援を受けやすくする災害時支援バンダナについて、配布及び普及に努めます。	障害福祉課 子ども福祉課
項目名	⑤-4 救急医療情報キット事業の推進 (2章に前掲)	担当課
取組み内容	救急医療情報キットとは、救急時に必要な情報（持病・かかりつけ病院・常服薬・緊急連絡先等）をボトルにまとめて冷蔵庫に保管することで救急隊、病院が迅速に救命救急活動を行えるようにするためのものです。 高齢者や障がい者等に対し、救急医療情報キットを配布し、万一の緊急事態に備えることにより、安心した生活が送れるよう支援し、福祉の向上を図ります。	福祉総務課 障害福祉課
項目名	⑤-5 自主防災組織の育成・強化	担当課
取組み内容	災害に備え自分たちの地域は自分たちで守るという意識を基盤に、自主防災組織の整備を促進するとともに、活動を支援します。	危機管理室

項目名	⑤-6 地域ぐるみの協力体制の整備	担当部室
取組み内容	災害時に支援を要する方の安全を確保するため、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、地区コミュニティ推進協議会のほか、障がい者団体及び福祉事業者等とも連携を図り、災害時要援護者避難支援制度の推進をはじめ、地域ぐるみの協力体制づくりを整備します。	危機管理室 福祉部 地域共生部 子ども家庭部 関連各部
項目名	⑤-7 福祉施設での避難者受入れ体制の確立	担当部室
取組み内容	災害発生時に、近隣の要配慮者をはじめとした被災者の避難施設となるよう福祉避難所に指定するなど、社会福祉施設の活用を図るとともに、迅速に対応できるよう平時から関係者の交流や避難訓練の実施を支援するなど、避難者受入れ体制の強化に努めます。	危機管理室 福祉部 地域共生部 関連各部

◎ 数値目標

項目名	指標名	実績			令和7年度目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
①-3 土地区画整理事業の推進	街路延長距離	29,838m (1,141m)	30,405m (567m)	30,445m (40m)	34,800m
①-5 小中学校施設のバリアフリー化の整備	福祉環境整備事業達成率	73.3% (33校)	75.5% (34校)	77.7% (35校)	91.1% (41校)
②-1 歩道の整備	整備計画延長	1,043m	76m	49m	5年間総延長 6,400m
②-2 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	整備計画延長	0m	3,239m	0m	5年間総延長 3,847m
②-4 放置自転車等対策の推進	放置自転車撤去・移送台数	2,914台	2,211台	1,851台	1,350台
③-2 福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付	交付人数	5,541人	4,337人	4,467人	5,400人
③-3 自動車運転免許取得費の助成	助成件数	2件	5件	3件	7件
③-4 自動車改造費の助成	助成件数	3件	1件	5件	5件

項目名	指標名	実績			令和7年度目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
③-10 全身性障害者 介護人派遣事 業及び知的障 害者介護人派 遣事業の充実	全身性 障がい者 介護人 派遣時間	10,545 時間	9,703 時間	8,844 時間	9,300 時間
	知的 障がい者 介護人 派遣時間	4,839 時間	4,108 時間	4,469 時間	5,029 時間
⑤-3 災害時支援 バンダナの配布	バンダナ 配布枚数	439 枚	507 枚	567 枚	累計配布 2,750 枚
⑤-5 自主防災組織 の育成・強化	自主防災 組織率	91.20%	90.70%	90.70%	92.50%
⑤-6 地域ぐるみの 協力体制の整備	災害時要援護者 避難支援制度 における 自治会の賛同率	48.15%	48.41%	50.66%	53.66%

第Ⅲ編 計画の推進に向けて

1

計画の推進に向けて

2

施策を総合的に展開する推進体制の整備

第Ⅲ編

I 計画の推進に向けて

本計画の実現にあたっては、福祉分野のみならず、保健・医療・教育・生活環境など幅広い分野にわたって施策を推進していく必要があります。そのためには、行政職員をはじめ、福祉に関わる人材の育成・確保を図るとともに、障がい者の声を聞き、福祉施策に反映できるシステムを構築していく必要があります。

アンケート調査においては、障がいのある人が暮らしやすいまちをつくるために本市で重要なこととして、「医療やリハビリの充実」、「保護者などが亡くなった後の生活支援の充実」、「就労援助や雇用促進」、「障がい児の療育（発達支援）の充実」など、多様なニーズがあります。

本市においても、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の基本理念に沿ったまちづくりを進めるとともに、福祉保健オンブズパーソン制度の導入などにより、市民の声を反映できる仕組みづくりに努めてきました。

今後も、市民との協働のもと府内でも横断的な取組みができるような体制づくりを進めるとともに、大学や研究機関なども含め、広域的な連携体制をさらに強化し、障がい福祉施策を総合的に推進していくことが必要です。

第三編

2 施策を総合的に展開する推進体制の整備

本計画を具体化していくために、多様な人材の育成・確保をはじめ、保健・医療・福祉関係分野の連携の強化など、推進体制の整備を図ります。また、福祉保健オンブズパーソン制度や社会福祉施設等における苦情解決制度の周知を図るとともに、第三者評価システムの導入について関係機関に働きかけを行います。

さらに、本計画を推進していくための体制を充実するとともに、関係機関との連携や広域的な行政連携を強化していきます。

(1) 人材の育成・確保

(1)-1 職員研修等の充実

障がい者の各種相談の窓口として、また多様化する障がい者のニーズに的確に対応するため、保健福祉を担当する専門職員の確保や職員の資質の向上を図る必要があります。現在、取り組んでいる職員の手話研修など福祉に関する職員研修事業を推進し、担当職員のみならず、福祉行政に対し市全体として、職員の資質の向上に努めます。

また、障がい者の文化、スポーツ・レクリエーション活動や学習活動への参加、さらには就労への支援を推進するために、市民や民間団体及び大学などの専門機関との連携の下、人材育成に努めます。

(2) 適正なサービス提供の確保

(2)-1 障害福祉サービス事業所等の指定・指導監査等の実施

障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所等の設置に係る相談から事業所の指定、さらには定期的な指導監査までを市が一括して実施することにより、サービスの提供が適正なものとなるよう支援します。

(2)-2 福祉保健オンブズパーソン制度の推進

本市では、福祉保健サービス利用者からの市やサービス提供事業者に対する苦情に対し、公正・中立な立場で迅速に解決する福祉保健オンブズパーソン制度を導入しています。この制度を活用し、障がい福祉行政に対する勧告の役割を担っていきます。

(2)-3 社会福祉施設等における苦情解決制度の活用促進

本市の施設福祉サービスについて、利用者の権利を擁護し、施設運営の公正を確保するため、苦情解決制度の活用を促進します。

(2)-4 第三者評価システムの活用促進

第三者による公正・中立な立場から福祉サービスなどに対する評価を受けることにより、事業者自らがサービスに関する具体的な課題などを把握し、質の向上を図っていくとともに、利用者がサービス選択時の目安として利用できるよう、サービス事業者等に対し、第三者評価システムの活用を促進します。

(3) 障がい者の参画

(3)-1 意見交換の機会づくりの検討

障がい者のニーズを聞き、的確に迅速な対応ができるよう、障がい者や障がい者関係団体などとの意見交換の機会づくりに努めます。

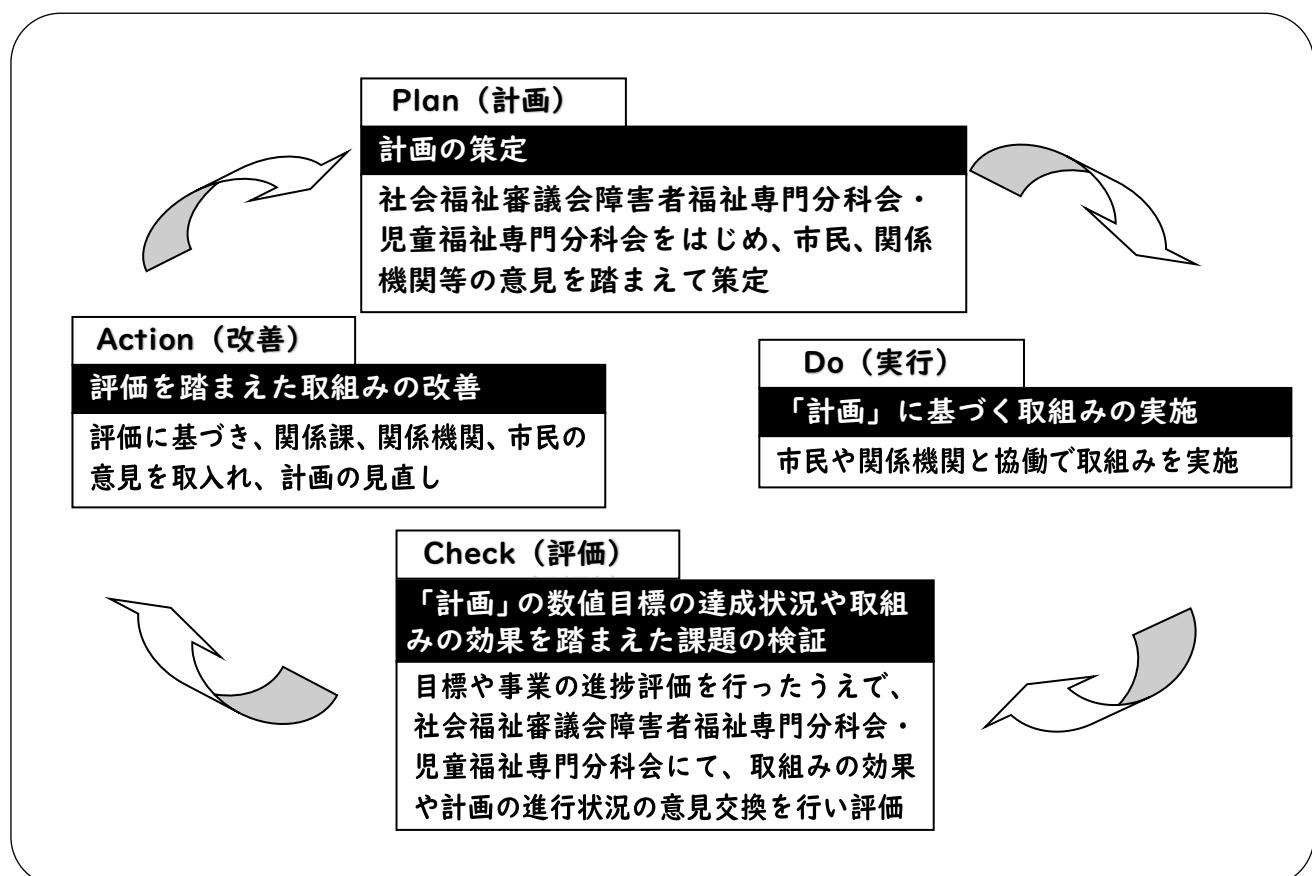
(4) 推進体制の充実

(4)-1 計画の進捗状況の分析・評価

P D C A サイクルの考え方に基づき、本計画に盛り込まれている障がい福祉施策の取組みや数値目標の進捗状況を定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等を行うこととします。

評価にあたっては、学識経験者や社会福祉事業従事者、公募市民等で構成される社会福祉審議会障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会へ進捗状況を報告し、さまざまな立場、見地から意見を聴取することにより、障がい福祉施策の推進を図ります。

■ P D C A サイクルのイメージ図



(5) 広域的連携体制の整備

(5) - 1 大学・教育研究機関との連携

市内の大学のほか、保健・医療・福祉を専門的に研究する機関との積極的な連携を図り、幅広く高度なサービスに対応できる人材の育成に努めます。また、福祉に関することを学んでいる学生とのつながりを強め、学生の現場体験と福祉ボランティアとしての相互協力体制づくりを図ります。

(5) - 2 広域的な行政連携の強化

障がい者のニーズに即して必要なサービスの提供体制を確保できるよう、障がい者の生活行動圏を踏まえ、事業内容などに応じて、県や近隣自治体との連携の強化を図ります。

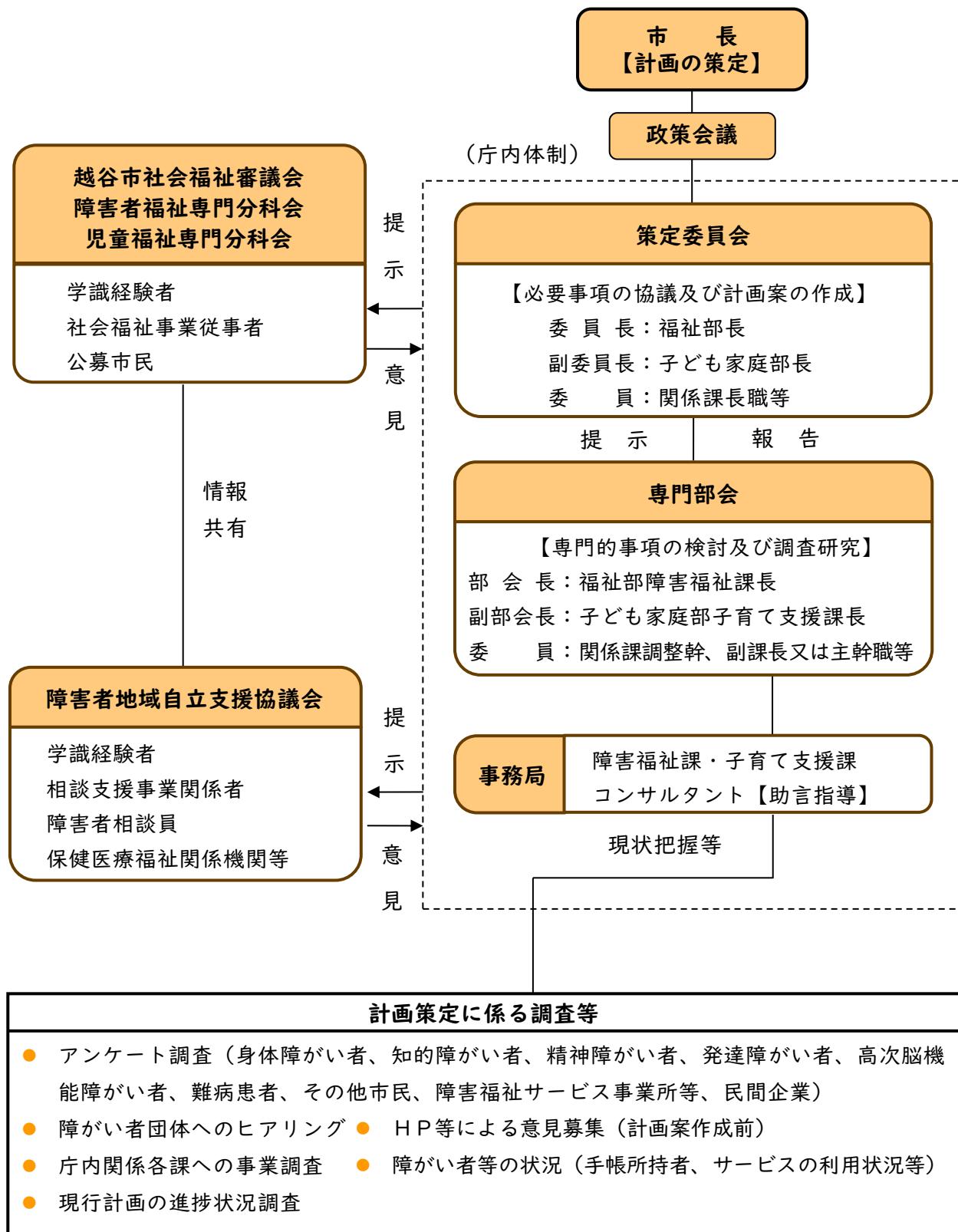
資料編

- 1 計画の策定体制
- 2 越谷市社会福祉審議会
- 3 越谷市障害者地域自立支援協議会
- 4 越谷市障がい者計画等策定委員会
- 5 アンケート調査等の概要
- 6 パブリックコメントの実施結果の概要（件数等）
- 7 用語解説

資料編

Ⅰ 計画の策定体制

(1) 策定体制



(2) 第5次越谷市障がい者計画策定経過

▶ 平成30年度～令和元年度

日付	会議名	内容
H31.3.25	政策会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 越谷市障がい福祉関連計画策定基本方針（案）について協議
H31.3.29	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 越谷市障がい福祉関連計画策定基本方針の決定（市長決裁）
R1.5.23	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 越谷市社会福祉審議会への諮問（障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について）
R1.5.27	越谷市社会福祉審議会全体会	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門分科会の合同開催について協議
R1.7.4	越谷市社会福祉審議会 第1回障害者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行計画の進捗状況の報告 ● 計画策定に向けた意向調査に係る協議
R1.8.21	越谷市社会福祉審議会 第1回児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画策定に向けた意向調査に係る協議
R1.9.25	越谷市社会福祉審議会 第2回障害者福祉専門分科会・ 第2回児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画策定に向けたアンケート調査票案の協議
R1.11.5 ～R2.1.14	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民へのアンケート調査の実施 ● 障がい者団体へのヒアリング調査 等
R2.2.12	越谷市社会福祉審議会 第4回児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケート調査結果概要報告
R2.2.13	越谷市社会福祉審議会 第3回障害者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケート調査結果概要報告
R2.3.10	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 越谷市障がい者計画等策定委員会及び専門部会の設置（市長決裁）

▶ 令和2年度

日付	会議名	内容
R2.7.3 ～7.17	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者計画素案の作成に係る府内調査
R2.7.15	第1回越谷市障がい者計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 越谷市障がい福祉関連計画策定基本方針の共有
R2.7.15	第1回越谷市障がい者計画等策定委員会専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ● 越谷市障がい福祉関連計画策定基本方針の共有
R2.7.30	第2回越谷市障がい者計画等策定委員会専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者計画素案の協議
R2.8.11	第2回越谷市障がい者計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者計画素案の協議

日付	会議名	内容
R2.8.24	第3回越谷市障がい者計画等策定委員会専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者計画素案の協議 ● 障がい福祉計画・障がい児福祉計画骨子案の協議
R2.9.30	越谷市社会福祉審議会 第1回障害者福祉専門分科会・ 第2回児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行計画の進捗状況の報告 ● 障がい者計画素案の協議 ● 障がい福祉計画・障がい児福祉計画骨子案の協議
R2.10.14	第3回越谷市障がい者計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者計画素案の協議 ● 障がい福祉計画・障がい児福祉計画骨子案の協議
R2.10.16	第1回越谷市障害者地域自立支援協議会 全体会	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者計画素案の協議 ● 障がい福祉計画・障がい児福祉計画骨子案の協議
R2.10.19	第4回越谷市障がい者計画等策定委員会専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者計画素案の協議 ● 障がい福祉計画・障がい児福祉計画骨子案の協議
R2.11.4	越谷市社会福祉審議会 第2回障害者福祉専門分科会・ 第3回児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者計画素案の協議 ● 障がい福祉計画・障がい児福祉計画骨子案の協議
R2.11.18	第4回越谷市障がい者計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者計画素案の協議 ● 障がい福祉計画・障がい児福祉計画骨子案の協議
R2.12.24	政策会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者計画素案の協議 ● 障がい福祉計画・障がい児福祉計画骨子案の協議
R2.12.26 ～R3.1.25	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画案に係るパブリックコメントの実施
R3.2.5 ～2.12	第5回越谷市障がい者計画等策定委員会 第5回越谷市障がい者計画等策定委員会専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者計画案の協議 ● 障がい福祉計画・障がい児福祉計画案の協議 ※ 書面による開催
R3.2.16 ～2.26	越谷市社会福祉審議会 第3回障害者福祉専門分科会・ 第4回児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者計画案の協議 ● 障がい福祉計画・障がい児福祉計画案の協議 ● 計画策定に係る答申書案の協議 ※ 書面による開催
R3.3.26	答申式	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者計画の策定についての答申 ● 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定についての答申
R3.3.26	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 第5次越谷市障がい者計画の策定 (市長決裁)

2 越谷市社会福祉審議会

(1) 越谷市社会福祉審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び第12条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所管事項）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 児童福祉に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
- (6) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業停止命令及び認可の取消しに関する事項

（組織）

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業従事者
- (3) 学識経験者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開く

ことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉に関する事項その他障害者の福祉に関する事項を調査審議する。
- (3) 児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援事業計画に関する事項その他児童の福祉に関する事項を調査審議する。
- (4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項を調査審議する。

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(審査部会)

第8条 審議会は、障害者福祉専門分科会に審査部会を設ける。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(準用)

第9条 第5条及び第6条の規定は、第7条の専門分科会及び前条の審査部会について準用する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるものほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(2) 障害者福祉専門分科会・児童福祉専門分科会名簿

(令和3年3月現在)

(◎：分科会長 ○：副分科会長) 敬称略

障害者福祉専門分科会 委員名簿		
No.	氏 名	選出母体等
1	◎ 朝日雅也	埼玉県立大学
2	○ 岩本敏英	越谷市歯科医師会
3	高野淑恵	越谷市手をつなぐ育成会
4	佐藤勝	越谷市民生委員・児童委員協議会
5	高橋一夫	ロービジョン友の会アリス
6	松田繁三	越谷市医師会
7	岡野昌彦	越谷市医師会
8	熊谷真貴子	越谷公共職業安定所
9	小柳ユミ子	やまびこ家族会
10	宮下昭宣	越谷市聴覚障害者協会
11	新美由美子	越谷市ボランティア連絡会
12	松永久美	埼玉県立越谷特別支援学校
13	小林直紀	埼玉県立越谷西特別支援学校
14	仲島雄大	埼玉県障害難病団体協議会
15	小林大介	公募委員
16	櫻井豊明	公募委員
17	友野由紀恵	公募委員

児童福祉専門分科会 委員名簿		
No.	氏 名	選出母体等
1	◎ 長友祐三	埼玉県立大学
2	○ 宮地さつき	文教大学
3	遠藤進	越谷市私立保育園・認定こども園協会
4	竹村厚子	越谷市私立幼稚園協会
5	佐藤勝	越谷市民生委員・児童委員協議会
6	佐藤辰之	越谷市医師会
7	会田容子	越谷市子ども会育成連絡協議会
8	渡辺寛子	越谷市子育てサークルネットワークの会
9	大西孝一	越谷市商工会議所
10	中台正弘	越谷市小学校長会
11	斎藤耕平	越谷市PTA連合会
12	小林直紀	埼玉県立越谷西特別支援学校
13	篠崎誠	埼玉県越谷児童相談所
14	日比谷富貴子	越谷地区労働組合協議会
15	鈴木礼子	公募委員
16	竹内由紀	公募委員

(3) 質問内容・答申内容

越福推第50-3号

令和元年（2019年）5月23日

越谷市社会福祉審議会

委員長 朝 日 雅 也 様

越谷市長 高 橋 努

第5次越谷市障がい者計画の策定について（質問）

第5次越谷市障がい者計画について、委員の皆様よりご意見を賜りたく、障害者基本法第11条第6項及び越谷市社会福祉審議会条例第2条の規定により質問い合わせいたします。

資料編

令和3年(2021年)3月26日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市社会福祉審議会

委員長 朝日 雅也

第5次越谷市障がい者計画の策定について（答申）

令和元年5月23日付け越福推第50-3号で諮問のあったことについて、別添のとおり答申します。

答 申

平成28年度からスタートした「第4次越谷市障がい者計画」の5か年の計画期間において、本市では、地域での交流事業や出張講座等による障がいに対する理解の促進、障害者等相談支援事業の再編をはじめとする福祉サービスの充実、越谷市手話言語条例の制定など各種事業を行い、その結果として、障がい福祉施策は着実に進んでいると認識しています。

一方で、市民の価値観やライフスタイルが多様化する中で障がい者（児）の意識も変化しており、地域における自立や社会参加への意識が一層高まっていることから、生活支援、医療、療育、就労支援、生活環境の整備など幅広い分野の取組みの推進が求められています。また、障がいの重度化、重複化や介護する家族の高齢化等により、生活において複合的な支援を要する状況も増えています。

国においては、平成30年3月に政府が取り組むべき障がい福祉施策の基本的な方向を定める「第4次障害者基本計画」が策定され、その中では共生社会の実現に向けた障がい者（児）の自立と社会参加の支援等について謳われています。さらに、

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が制定されるなど、障がい者の社会参加を促進する法整備が進められています。

当審議会では、このような障がい福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、様々な立場、見地からの意見を反映するため、障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を合同開催し、令和元年度から2か年にわたり慎重に審議を行いました。そして、第4次計画に定められた「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の基本理念を継承し、新たに「第5次越谷市障がい者計画」の案を取りまとめましたので、ここに答申します。

本計画案では、基本理念の実現に向け、相互に関連する3つの事項「共生意識の醸成」、「自立の支援」、「社会参加の促進」を基本的視点として、「相互理解・相互尊重を育む」、「一人ひとりの意思に寄りそう暮らしの支援基盤をつくる」、「さまざまな形での社会参加を促進する」、「誰もが安心して暮らせる生活環境を築く」という4つの基本目標を掲げています。また、基本目標を達成するためには、幅広く施策を推進する必要があるため、7つの基本方針を位置づけています。この7つの基本方針は、基本的には第4次計画を踏襲していますが、当審議会での年度ごとの計画進捗状況の分析・評価や令和元年度に実施したアンケート調査、団体意向調査等の中で提示された課題等を踏まえ、引き続き各施策の推進が図られることが重要であると考えます。

今後も、市民や関係機関との協働のもと府内でも横断的な取組みができるような体制づくりを進め、障がいの有無に関わらずともに生きる地域社会の実現に向け、本市の障がい福祉が総合的かつ計画的に推進されることを望みます。

最後に、本計画の実施にあたっては、この答申の趣旨、策定過程において審議会で出された意見、提案等を十分に尊重いただき、本市の障がい福祉施策が一層推進されることを望みます。

3 越谷市障害者地域自立支援協議会

(1) 越谷市障害者地域自立支援協議会開催要領（抜粋）

（趣旨）

第1条 障害者等の支援体制の整備のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する相談支援事業を効果的に運営し、相互連絡を取り合うことにより関係機関の連携体制の緊密化を図り、支援体制の整備について協議をするとともに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に規定する障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、越谷市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- （1）困難事例等への支援の在り方に関すること。
- （2）関係機関等による連携体制の構築及び推進に関すること。
- （3）社会資源の情報の収集及び提供体制に関すること。
- （4）障害者等への支援体制に関する課題の共有に関すること。
- （5）その他、障害者等の支援体制の整備に関すること。

2 前項に掲げた事項について意見交換を行うため、定期的に協議会を開催する。

（参加者）

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

- （1）相談支援事業者
- （2）障害福祉サービス事業者
- （3）関係行政機関
- （4）保健医療福祉関係者
- （5）関係教育機関
- （6）障害者相談員
- （7）学識経験者
- （8）その他市長が必要と認めた者

2 前項の場合において、同一の者が継続して協議会に参加することができる。

（運営）

第4条 協議会に座長及び副座長各1人を置き、開催に当たり参加者の互選によりこれを定める。

2 座長は、会合を進行し、意見整理又は秩序維持のために必要な措置をとることができる。

3 副座長は、座長を補佐する。

（専門部会）

第5条 協議会は、第2条に規定する協議事項のうち、特定の事項について、必要があると認められるときは、協議会の互選により選出された者を部会長とし、部会長が部会員を選出して組織し、特定の事項について、解決のための調査、研究及び調整を行い、協議会へ報告を行う専門部会を協議会内に置くことができる。

（秘密の保持）

第6条 協議会に参加する者は、正当な理由なく協議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(2) 全体会参加者名簿（令和3年3月現在）

(◎：座長) 敬称略

No.	氏名	所属機関・団体等名称	参加区分
1	内藤 純	越谷市北部障がい者等相談支援センター	相談支援事業者
2	市村 和也	越谷市東部障がい者等相談支援センター	
3	川嶋 まゆり	越谷市南部障がい者等相談支援センター	
4	閑 康文	越谷市西部障がい者等相談支援センター	
5	◎ 齊間 匡彦	社会福祉法人 平徳会	障害福祉サービス事業者
6	倉野 成美	特定非営利活動法人 総合福祉センターTake	
7	中山 真司	特定非営利活動法人 結	
8	松浦 啓子	特定非営利活動法人 ぶなの里越谷	
9	熊谷 真貴子	越谷公共職業安定所	関係行政機関
10	神田 和美	越谷市地域包括総合支援センター	
11	高橋 節子	南埼玉病院	保健医療福祉関係者
12	小野 敦郎	越谷市保健所精神保健支援室	
13	武田 智子	越谷市教育委員会教育センター	関係教育機関
14	子松 香織	埼玉県立越谷西特別支援学校	
15	杉田 聰	埼玉県立越谷特別支援学校	
16	尾ヶ井 咲子	知的障害者相談員	障害者相談員
17	金岡 ユキ	越谷市精神障害者を守る会 やまびこ家族会	
18	梅崎 薫	埼玉県立大学	学識経験者
19	竹村 康子	越谷市社会福祉協議会	
20	式場 翼男	越谷市民生委員・児童委員協議会	

資料編

4 越谷市障がい者計画等策定委員会

(1) 越谷市障がい者計画等策定委員会設置要領（抜粋）

(設置)

第1条 越谷市障がい者計画及び越谷市障がい福祉計画並びに越谷市障がい児福祉計画の策定に際し、必要な事項を協議し、計画案を作成するため、越谷市障がい者計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会の委員は、福祉部長及び子ども家庭部長の職にある者及び別表に掲げる課所に所属し、課長相当の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第3条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉部長、副委員長は子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は策定委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(専門部会)

第5条 計画案の作成に際し、専門事項の検討及び調査研究を行うため、策定委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、福祉部障害福祉課長及び子ども家庭部子育て支援課長の職にある者及び別表に掲げる課所に所属し、調整幹、副課長又は主幹の職にある者をもって充てる。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は福祉部障害福祉課長、副部会長は子ども家庭部子育て支援課長の職にある者をもって充てる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

5 部会長は、専門部会を代表し、会議の議長となる。

6 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 策定委員会の委員及び専門部会の部会員の任期は、越谷市障がい者計画等の策定が完了するまでの期間とする。

(庶務)

第7条 策定委員会及び専門部会の庶務は、福祉部障害福祉課及び子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

(2) 策定委員会委員一覧（令和3年3月現在）

(◎：委員長 ○：副委員長)

No.	職名
1	◎ 福祉部長
2	○ 子ども家庭部長
3	市長公室政策課長
4	市長公室人権・男女共同参画推進課長
5	総務部人事課長
6	市民協働部市民活動支援課長
7	市民協働部危機管理課長
8	福祉部福祉推進課長
9	福祉部福祉指導監査課長
10	福祉部生活福祉課長
11	福祉部障害福祉課長
12	福祉部地域包括ケア推進課長
13	福祉部介護保険課長
14	子ども家庭部子育て支援課長
15	子ども家庭部子育て支援課児童発達支援センター所長
16	子ども家庭部子ども育成課長
17	保健医療部市民健康課長
18	保健医療部保健総務課長
19	保健医療部保健総務課精神保健支援室長
20	環境経済部産業支援課長
21	建設部道路建設課長
22	都市整備部都市計画課長
23	都市整備部建築住宅課長
24	教育総務部生涯学習課長
25	教育総務部スポーツ振興課長
26	学校教育部指導課長
27	学校教育部教育センター所長

(3) 策定委員会専門部会部会員一覧（令和3年3月現在）

(◎：部会長 ○：副部会長)

No.	職名
1	◎ 福祉部障害福祉課長
2	○ 子ども家庭部子育て支援課長
3	市長公室政策課主幹
4	市長公室人権・男女共同参画推進課主幹
5	総務部人事課副課長
6	市民協働部市民活動支援課副課長
7	市民協働部危機管理課副課長
8	福祉部福祉推進課調整幹
9	福祉部福祉指導監査課副課長
10	福祉部生活福祉課副課長
11	福祉部障害福祉課調整幹
12	福祉部地域包括ケア推進課副課長
13	福祉部介護保険課調整幹
14	子ども家庭部子育て支援課副課長
15	子ども家庭部子育て支援課児童発達支援センター副所長
16	子ども家庭部子ども育成課調整幹
17	保健医療部市民健康課調整幹
18	保健医療部保健総務課主幹
19	保健医療部保健総務課精神保健支援室副室長
20	環境経済部産業支援課副課長
21	建設部道路建設課主幹
22	都市整備部都市計画課主幹
23	都市整備部建築住宅課主幹
24	教育総務部生涯学習課調整幹
25	教育総務部スポーツ振興課副課長
26	学校教育部指導課主任指導主事
27	学校教育部教育センター主幹

5 アンケート調査等の概要

■障がい者等調査

項目	主な設問項目
回答者の属性	性別、年齢、所持している障害者手帳、病名、調査票の回答者
生活の状況	住まい、同居者、収入源
介助の状況	必要な介助の程度、主な介助者
障がい者の権利擁護について	虐待に関すること、差別や偏見に関すること、障害者差別解消法の認知、成年後見制度の利用意向
健康状態、保健・医療について	健康状態、医療的ケアの状況、リハビリの状況、医療機関の受診時に困っていること
就学について	就学状況、通園・通学に際し困っていること
仕事について	就労状況、職場で困っていること、今後の就労希望、就労環境
福祉サービスについて	サービスの利用状況と利用意向、サービスの改善すべき点、介護保険の認定状況及び介護保険サービスの利用状況
暮らし方について	今後の生活の希望、ひとり暮らしについて、希望する生活のために必要なこと
外出について	外出の状況、外出の手段、外出時に不便なこと
防災について	指定避難所等の認知、避難の際にあるとよい支援、災害に備えて取り組んでほしいこと
余暇・社会参加・生活全般について	自治会への加入状況、参加している活動・参加したい活動、社会参加できるようにするために大切なこと、生活で困っていること、相談相手、情報の入手方法
障がい福祉施策について	越谷市手話言語条例の認知、ヘルプカード・ヘルプマークの認知、暮らしやすいまちづくりに向けた重要な施策
家庭内での介助の状況	介護者の年齢、健康状態、就労状況、介助で特に大変なこと、介助するうえでの悩み 〔18歳未満を対象〕保護者自身が支援してもらいたいこと、卒業後に円滑な日常生活や社会生活を送るために必要と思う支援

■その他市民対象調査

項目	主な設問項目
回答者の属性	性別、年齢、職業、障がいや難病等の有無、障がい者等との交流
防災について	災害に備えた障がい者等への安全対策として取り組むべきこと
障がい（児）者の権利擁護について	障がい者等への虐待に気づいた場合の対応、障害者虐待防止法の認知、障害者差別解消法の認知、障がい者等に対する差別や人権侵害に関すること
障がい福祉施策に対する意識について	障がい福祉施策への関心、障がい者等の介助（支援）をした経験、障がい者福祉に関する各種取組みや用語等の認知
情報の入手について	保健・福祉に関する情報の入手方法
地域で取り組む福祉について	「地区コミュニティ推進協議会」の認知、障がい者等が地域で困っている場合にできること、高齢者や障がい者等を支える活動の参加について
福祉のまちづくりについて	越谷市手話言語条例の認知、障がい者等にとって暮らしやすいまちづくりに向けた重要な施策

■サービス事業所対象調査

項目	主な設問項目
事業所について	事業所の概要、事業運営上の課題、職員の過不足状況、災害時における障がい者の受入れ、職員・支援員の障がいに対する理解
障がい（児）者の権利擁護について	虐待の把握状況、虐待をなくすために必要なこと
越谷市のサービスについて	不足していると感じられる福祉サービス、定員増員や新規参入が進まない理由
障がい者の工賃収入の向上について	障がい者の工賃収入の向上のために必要なこと
その他	サービス提供にあたって市に望むこと

■民間企業対象調査

項目	主な設問項目
事業所について	事業所の概要、障がい者の雇用状況、障がい者雇用に取り組む動機、雇用する際に相談や連携をした機関等、障がい者雇用を支援する制度の利用状況と利用意向
障がい者の権利擁護について	障害者虐待防止法の認知、障害者差別解消法の認知、雇用にあたって配慮したことや職場で配慮していること、職員の障がい者雇用に対する理解

6 パブリックコメントの実施結果の概要（件数等）

■パブリックコメントの実施概要

意見募集期間	令和2年12月26日（土曜）から令和3年1月25日（月曜）
閲覧方法	障害福祉課（第三庁舎1階）、子育て支援課（第二庁舎2階）、情報公開センター（本庁舎2階）、北部出張所、南部出張所、各地区センター・公民館、障害者福祉センターこばと館（中央市民会館1階）、障害者就労訓練施設しらこばと、市ホームページ
意見提出方法	障害福祉課・子育て支援課への提出（直接持参、または、電子メール・郵送・FAXにて提出） 情報公開センター、北部出張所、南部出張所、各地区センター・公民館、障害者福祉センターこばと館、障害者就労訓練施設しらこばとに設置したご意見箱への投函
意見件数	意見提出者：8人 意見件数：74件

■意見件数内訳

意見に対する市の考え方の区分	
A	意見（または意見の一部）を反映し、計画案を修正した
B	すでに計画案に意見の趣旨が含まれていた
C	計画案の修正はせず、実施段階で参考とすることとした
D	その他

項目	件数	市の考え方の区分			
		A	B	C	D
第I編	16	1	11	2	2
第II編	51	17	19	11	4
第1章	3	—	—	3	—
第2章	5	1	2	1	1
第3章	9	5	3	1	—
第4章	12	—	9	2	1
第5章	8	2	2	2	2
第6章	—	—	—	—	—
第7章	14	9	3	2	—
第III編	1	—	1	—	—
全体	3	—	—	—	3
合計	71	18	31	13	9

※内容の重複する意見等があったため、意見件数内訳の合計は71件となっています。

7 用語解説

※< >内の数字は主な該当ページ



● アクセシビリティ <43、109、118、119>

情報への確実なアクセスまたはさまざまな製品や建物、サービスへのアクセスのしやすさのことをいう。

● アクセシビリティに関する JIS 規格「JIS X 8341-3:2010」<119>

高齢者や障がい者といった、ホームページ等の利用に制約がある、もしくは不慣れな人々を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるようにするための指針のことをいう。

● 移動支援事業 <35、74、116、117>

障害者総合支援法による地域生活支援事業として市町村が実施する事業のひとつで、屋外での移動が困難な障がい者等の自立及び社会参加を促進するために外出支援を行う。

● 医療的ケア <65、69、81、146>

看護師や家族が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のことをいう。

● インクルーシブ教育システム、インクルージョン <33、83>

障がいのある子どももない子どもも区別なく、ともに学ぶ機会を作っていくことをいう。

● SDGs (エス・ディー・ジーズ) <40>

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals) の略称で、平成27年9月の国連サミットで採択された、平成28年から令和12年までの目標のこと、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられている。

● NPO <54、80、117>

民間非営利組織、「Non-Profit Organization」「Not-for-Profit Organization」の略で、利益の追求よりも社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織（団体）のことをいう。平成10年12月にNPO法（特定非営利活動促進法）が施行され、福祉や地域づくりなどを行う市民活動団体が比較的簡単に法人格を取得できるようになった。

● 親亡き後 <3、19、35、47、69、72、73>

高齢化社会の中で障がい者を扶養する親の高齢化も進んでおり、自身がなくなった後の子どもの生活支援や財産管理を不安視する声が多くあがっている。また、既に親が亡くなり、生活に困難を抱えている方もいることから、障がい福祉分野の大きな課題として、「親亡き後」を見据えた支援体制の充実が挙げられている。

か

●学習障がい（LD:Learning Disabilities）<89>

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな障がいを指す。

●基幹相談支援センター <69、70、73>

地域における障がい者への相談支援の中核的な役割を担う機関として、他の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を行うものとされている。本市では、設置に向けた検討を進めている。

●教育センター <61、85~89>

地域に根ざした教育を推進し、幼児教育、学校教育、青少年教育等、本市の教育の充実発展に貢献することを狙いとする。主として①調査研究・開発、②研修、③教育相談、④教育情報センター、⑤総合的な教育機能という5つの機能を有している。

●共同生活援助 <35、69、79>

知的障がい者や精神障がい者などが、地域で概ね4～5人で共同生活をする生活の場（グループホーム）において、主に夜間や休日に利用者の相談や日常生活上の援助を行う。

●居住・施設系サービス <79>

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等のうち、「自立生活援助」、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所支援」といったひとり暮らしや共同生活、入所施設での生活を支援するサービスのことをいう。

●健康づくり行動計画 <4>

健康寿命の延伸を目指し、行動目標と数値目標を具体的に掲げ、市民一人ひとりが主体となり、市民と地域・団体と行政が一体となって健康づくりを推進するために策定された計画で計画期間は平成26年度～令和5年度となっている。

●高機能自閉症 <89>

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さがある②言葉の発達の遅れがある③興味や関心が狭く、特定のものにこだわることがあるといった行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

●公共サインマニュアル <114>

公共施設への案内・誘導サイン（案内図や掲示板等）などの公共サインを市内に整備するにあたり、統一的なデザインにするための基準や維持管理を実施していくための手引きのこと。

●高次脳機能障がい <3、15、16、19、31、32、73など>

脳の損傷により生じる認知機能の障がいのことをいい、事故による頭部外傷や脳血管障がいなどの脳の疾病、感染症や薬物・アルコールによる中毒など、さまざまな原因によって脳が損傷を受け、言語・思考・記憶・行為などの認知機能に生じる。障がいの程度や症状の出現頻度は経過時間や環境・状況によって差がある。

●合理的配慮 〈29、32、34、37、42、49、95〉

障がい者がその他の人と同じことができるよう、それぞれの障がいの状況や困りごとに合わせて行われる配慮のことをいう。平成28年4月に施行された「障害者差別解消法(正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」により、この合理的配慮を可能な限り提供することが、行政・学校・企業などの事業者に求められている。

●越谷市手話言語条例 〈29、36、109、118〉

市民一人ひとりが、手話は言語であることを理解し、手話を必要とする方が安心して生活を送ることができる環境を整え、もって全ての市民が、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会を目指すため、平成30年3月に制定した条例のことをいう。

●越谷市まちの整備に関する条例 〈112〉

安全で快適な住みよいまちづくりを目指して、平成15年10月から施行されている。従来の開発指導要綱をふまえながら、市・開発者・市民の責務を規定し、相互の信頼をもとに協働のまちづくりを推進する。

●コミュニケーション支援事業 〈35、36、69、72、118〉

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者等の方法を用いて障がい者とその他の者の意思疎通を仲介するために手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行う事業で、意思疎通の円滑化を図ることを目的としている。



●災害時要援護者避難支援制度 〈120、121、123〉

大規模災害時において、高齢者・障がい者などの要配慮者(災害時要援護者)の方々を地域ぐるみで支援する体制づくりの指針として、平成25年11月から推進している制度のことという。

●埼玉県福祉のまちづくり条例 〈112〉

高齢者、障がい者が円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進を図るために、施設の出入口・廊下・階段・トイレ・浴室などに段差解消や手摺りの設置をはじめとした整備基準を定めるとともに、当該施設の整備にあたっての届出の手続きなどを定めた埼玉県の条例のことという。

●支援籍学習 〈83、89〉

障がいのある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の学籍で、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。また、小中学校の通常の学級や特別支援学級に在籍する障がいのある児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障がいの状況にあった必要な指導を受けるケースもある。

●施設入所支援 〈35、79〉

障害者支援施設に入所する人に、主に夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスのことという。

●市民後見人 〈51、55〉

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々の代わりに法律行為を行う後見人として、一定の知識・倫理等を身につけた一般市民の中から、家庭裁判所に選任された人のことをいう。

●重症心身障害児施設 〈62〉

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している障がい児者が入所して療育や生活指導を受ける施設のことをいう。

●就労移行支援 〈26、96、97〉

一般就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供する障害福祉サービスのことをいう。具体的なサービス内容として、事業所内や企業等での実習機会の提供や面接に向けた準備の支援、就労後一定期間の職場への定着支援などが挙げられる。

●就労継続支援 〈34、78、97〉

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の活動の機会を通じて知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う障害福祉サービスのことをいう。

事業にはA型とB型があり、A型の事業所では、事業所との雇用契約が結ばれ、労働基準法や最低賃金法が適用される。

●就労定着支援 〈34、93、96〉

障害福祉サービスのひとつで、一般就労した障がい者が職場に定着できるよう、職場への訪問等をとおして、就労に伴う生活面の課題に対し、助言・指導等の支援をする障害福祉サービスのことをいう。

●障害者権利条約 〈3〉

21世紀では初の国際人権法に基づくもので、あらゆる障がい者の尊厳と権利を保障するための条約のことをいう。日本国の批准は平成26年1月20日に国際連合事務局から承認された。

●障害者差別解消支援地域協議会 〈49〉

障害者差別解消法が平成28年4月に施行されたことに伴い規定された協議会で、障がい者にとって身近な地域において、関係機関が連携し地域の実情に応じた差別の解消のための取組みを主体的に行う協議体のことをいう。本市においては、障害者地域自立支援協議会の障害者差別解消支援・障害者虐待対応専門部会がこの役割を担っている。

●障害者週間 〈31、47、52〉

昭和56年12月9日に国連総会で「障害者の権利宣言」が採択されたことを記念して設けられた「障害者の日」が、2004年の障害者基本法改正による障害者週間法定化に伴い「障害者の日」から「障害者週間」へと拡大された。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間となっている。

●障害者就労支援センター <26、34、93、95、96、97、100>

障がい者や事業所を対象に障がい者の就労や雇用に関する相談や職場実習体験・職場開拓など、障がい者の職業的、社会的自立を促進するための総合的支援を行う機関のことをいう。

●障害者就労訓練施設しらこばと（指定障害福祉サービス事業所「しらこばと」）

<97、99、100、119>

障がい者の自立及び福祉の増進のため、指定障害福祉サービス事業（多機能型：就労移行支援、就労継続支援B型、就労定着支援）や、在宅障がい者等の生活相談機能、障がい者と地域住民との地域交流機能を併せた施設として設置されている。

●障害者職業センター <96>

作業支援、職業準備カリキュラム、精神障がい者自立支援カリキュラムを通じて、基本的な労働習慣の習得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援している。県内では、さいたま市に埼玉障害者職業センターが設置されている。

●障害者地域自立支援協議会 <31、39、49、69、72、81>

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉サービスに関する支援体制の構築に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する協議体のことをいう。中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などが主な機能として挙げられる。

●障害者総合支援法（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

<4、5、29、62、69、73、75、116、117など>

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念に基づき、福祉サービス等について、一元的に提供する仕組みとして施行されている法律のことをいう。

●障害者地域適応支援事業 <34、93、95、97、100>

障がい者が生活している地域社会の公共機関や民間事業所などの職場参加・実習をとおして、多様な雇用・就労形態も視野に入れた雇用対策の充実を図るとともに、障がい者が地域社会での就労能力や適応能力を高めることを目的とする事業のことをいう。

●障害者福祉センターこばと館 <27、38、54、78、101、105、106>

障がい者の各種相談に応じるとともに、外出や就労の機会を得られない障がい者に機能回復訓練や創作的活動、レクリエーション活動などの機会を提供する施設のことを指す。障がい者の社会参加や自立の促進のため、講習会の実施及び障がい者ボランティアの育成のための講座も行っている。また、ボランティア実習の場としても受入れを行っている。

●障害者文化芸術活動推進法（正式名称：障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）

<3、38、101>

平成30年6月13日に公布、施行された法律で、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の發揮及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

●ショートステイ <23、35、62、69、75、79>

障がい者が介護を行っている人の病気等の理由（私的な理由を含む）により、居宅において介護を受けることができない場合に、一時的に障がい者施設などに短期間入所する障害福祉サービスのことをいう。

●小児慢性特定疾病医療給付 <14>

小児がんや小児慢性腎炎、小児ぜんそくなどの国が定める疾病において、病気の経過が慢性にわたり治療が長期間となる疾患の患者家庭の医療費負担を軽減するため、自己負担分の医療費の一部を給付するものをいう。

●自立訓練 <78>

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービスのことをいう。

●身体障害者相談員 <72>

身体に障がいのある方の相談に応じ、更生のために必要な援助を行うことを市長から委嘱された人のことをいう。

●生活介護 <29、35、78、97>

常に介護を必要とする方に、日中に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、施設において、創作的活動または生産活動の機会を提供する障害福祉サービスのことをいう。

●生活サポート事業 <62、75、82>

身体障害者手帳を所持している人、療育手帳を所持している人等を対象とした、市に登録された団体による一時預かりや派遣による介護・外出援助などのサービスのことをいう。

●生活の質（QOL） <27、42、64、101>

Quality of Life（クオリティ・オブ・ライフ）の略で人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方のことをいい、医療や福祉の分野で重視されている。

●生活ホーム <17、79>

家庭環境や住宅事情などで、家庭において日常生活を営むのに支障のある障がい者が、指導員による日常生活援護を受けながら、4～6人程度で共同生活をする居住施設のことをいう。

●成年後見制度 <37、47、51、55、74>

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々が公的手続きなどの法律行為を行う場合に、一人で行うことが難しい契約の締結や本人にとって不利益な契約を取り消すことなど、本人を保護・支援する制度のことをいう。

●ソーシャルインクルージョン <52>

社会的に弱い立場にある人々を含め全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念のことという。



●第三者評価システム <127、128>

福祉機関や関連する機関が提供する福祉・介護サービスなどの質が適切なものかどうかについて、機関内部で判断するのではなく、機関外の第三者によって行われる評価システムのことをいう。

●多機能トイレ <113>

身体の不自由な方・高齢者・子ども連れの方・けがをしている方などにも利用しやすいように、内部が広く、腰掛便器、手摺り、洗面器等が適切に配置されたトイレのことをいう。

●地域活動支援センター <74、97>

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者及びその保護者の状況に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行う機関のことをいう。

基礎的事業に加え、事業内容に応じⅠ型～Ⅲ型までの類型を設定している。

Ⅰ型：医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及・啓発等の事業を行う。

Ⅱ型・Ⅲ型：地域の障がい者が通所し、生活訓練、作業訓練等必要な支援を受けるための事業を行う。Ⅱ型・Ⅲ型の事業の内容は基本的には同じであり、利用人数によって区分される。

●地域生活支援拠点等 <69、70、73>

障がい者の重度化・高齢化等を見据えた地域での居住支援のための機能をもつ場所や体制のことと、主な機能として、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つが柱とされている。本市では、整備に向けた検討を進めている。

●地域生活支援事業 <35、69、72、73、74>

市町村の実情に合わせて実施することが義務づけられているもので、障がいのある方の地域での日常生活または社会生活の営みを支援する。相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業などが市町村が必須で行う事業とされている。

●地域福祉 <4、31、47、54、80>

地域住民の互助・共助を中心に、さまざまな分野において協力・協働できる地域社会をつくる取組みのことをいう。

●知的障害者相談員 <72>

地域で知的障がいのある方やその保護者の相談に応じ、自立に必要な指導・援助を行うことを市長から委嘱された人のことをいう。

●注意欠陥多動性障がい (ADHD:Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder) <89>

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすことがある。

●特別支援教育 <89>

障がいのある全ての児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育のことをいう。

●読書バリアフリー法（正式名称：視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）

<3、101>

令和元年6月28日に施行された法律で、書籍について、視覚による表現の認識が困難な障がい者の読書環境の整備を計画的に推進することを目的としている。

●トライアル雇用 <96>

事業主と障がい者との間で3ヶ月を限度とした有期雇用契約を結び、お互いに適性を確認した後、本採用（常用雇用）となる。この期間中は、事業所から障がい者に賃金が支給され、事業主にはトライアル雇用奨励金が支給される。



●難病 <3、14~18、64、65など>

平成27年1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」において「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾患にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されている。難病の一部については、医療費の患者自己負担分が公費で負担される。令和元年7月1日施行の指定難病は、潰瘍性大腸炎・パーキンソン病関連疾患・全身性エリテマトーデス・筋ジストロフィーなど333疾患。この他、特定疾患は4疾患があるが、難治性の肝炎のうち劇症肝炎及び重症急性胰炎の2疾患は新規申請受付を行っていない。県単独指定難病は、橋本病などの4疾患。また、小児慢性特定疾病医療給付の対象疾患は、悪性新生物、慢性腎疾患など762疾患。

●日中活動系サービス <78>

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」など、日中の事業所への通所などをとおして、障がい者が介護や就労に向けた支援、生産活動の機会の提供を受けるサービスのことをいう。

●Net 119・FAX119通報システム <120>

聴覚や言語等に障がいがあり、音声による119番通報が困難な方が、メールやFAXで越谷市消防局へ通報し、消防車や救急車の要請ができるシステムのことをいう。

Net 119は、スマートフォンなどから、インターネットを使って簡単に消防への通報を行える。利用にあたっては、障害福祉課で事前登録が必要となる。

FAX119は、局番なしの119番でFAX通報ができる。専用のFAX用紙を使うと便利であり、障害福祉課、越谷市消防局、障害者福祉センターこばと館で配布している。

●ノーマライゼーション <52>

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方のことをいう。

WHOでは、個人的な状況だけではなく、参加の制限や活動の制約など社会的な状況も障がいの態様の一つととらえており、障がいのある人もともに生活し活動できる生活条件・社会をつくりだすことが重視されている。

●ノンステップバス <115>

低床バスのうち、乗降口の段差をなくし、地面から床面までの高さを概ね27cm以下にしたバスのことをいい、車いす使用者の他、杖を使用する人・高齢者・子ども・ベビーカー利用者など、様々な人々のスムーズな乗降が可能となっている。



●発達障害者支援センター <73>

自閉症などの発達障がいのために社会生活の支援が必要な方と家族を支援する機関のことをいう。埼玉県では、発達障害者支援法に基づいて、埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」の業務を「社会福祉法人けやきの郷」に委託している。

●バリアフリー

<33、36、37、43、50、54、79、88、101、106、109、112、114~116、122>

「障壁（バリア：Barrier）となるものを除去（フリー：Free）する」という意味で、障がい者や高齢者等が社会生活をしていくうえで妨げとなる建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識などにおける障壁の除去も重要とされている。

●ピアカウンセリング <72、82>

障がい者が自らの体験に基づいて、同じ障がいがある方の相談に応じ問題解決を図ることで障がい者から相談を受ける人をピアカウンセラーという。

●福祉避難所 <36、109、121>

障がい者や高齢者など、一般の避難所では対応が難しい要配慮者のために、特別な配慮がなされている避難所のことをいう。

●福祉保健オンブズパーソン制度 <127、128>

福祉・保健サービスの適用に関する苦情を公正・中立な立場で調査・判断し、迅速に問題の解決を図る第三者機関制度のことをいう。

●補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬） <53、117>

身体障がい者の生活を支援する犬で、視覚障がい者が安全に街に出かけられるように障害物、信号、段差などを知らせる盲導犬、聴覚障がい者にドアチャイム、FAX着信音、目覚まし時計などを聞いて知らせる聴導犬、手足が不自由な障がい者の着替えを手伝ったり、ドアを開けたりする介助犬がいる。

●訪問系サービス <75>

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、「居宅介護」、「行動援護」、「重度訪問介護」など、障がい者の在宅生活を維持するための介護や外出支援を行うものとをいう。



ま

●盲ろう者向け通訳・介助員 <74、118>

視覚と聴覚の重複障がい者にコミュニケーションや移動等の支援を行う人のことをいう。



や

●ユニバーサルデザイン <43>

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現を目指すため、1990年代から普及してきたものづくりの考え方のこととをいう。

●要約筆記者 <36、74、118>

会議や講演会等で紙等に話の要旨を書くことにより、聴覚障がいや音声言語機能障がいがある方のコミュニケーションを支援する人のことをいう。

●要配慮者 <121>

高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する人のことをいう。



ら

●リハビリテーション <28、42、57、79>

障がい者などに対し、機能訓練と社会生活への復帰を目指して行われる一連の働きかけをいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの領域に分けられる。障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージの全ての段階において全人的な復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加を目指すものとして、重要となっている。

●レスパイトサービス <35>

障がい者を一時的に預かることにより、在宅で障がい者を介護する親・家族に対して、休息とリフレッシュの時間を提供し、日頃の介護から離れて心身の疲れを回復できるようにするための援助のことをいう。

●録音図書 <103、104、118>

音訳者が視覚障がいのある利用者への情報提供を目的として製作した録音物で、一定の基準に基づいて、「文字、図、表等ができる限り忠実に音声化したもの」のことをいう。

表紙のイラストについて

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、
誰もが自分らしくいきいきと暮らせるように、
地域共生社会の実現をともに目指していこう
という意味を込めて、色とりどりのさまざまな花が
つながり輪をつくるデザインとしています。

第5次越谷市障がい者計画

令和3年3月発行

発行／越谷市

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号

TEL 048 - 964 - 2111 (代表)

FAX 048 - 963 - 9171

編集／越谷市



越谷市